

2025 年 11 月 13 日

各 位

会社名 フジテック株式会社
代表取締役社長 原田 政佳
 (コード番号 6406 東証プライム)
問合せ先 執行役員財務本部長 山元 博之
 (TEL 072-622-8151)

会社名 Bospolder 1 株式会社
代表者名 代表取締役
 ライアン・ロバート・パトリック

**Bospolder 1 株式会社によるフジテック株式会社（証券コード：6406）
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

Bospolder 1 株式会社は、本日、別添の「フジテック株式会社（証券コード：6406）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表しておりますのでお知らせいたします。

以上

本資料は Bospolder 1 株式会社（公開買付者）がフジテック株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 11 月 13 日付「フジテック株式会社（証券コード：6406）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 Bospolder 1 株式会社

代表者名 代表取締役 ライアン・ロバート・パトリック

フジテック株式会社（証券コード：6406）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

Bospolder 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 7 月 30 日付「フジテック株式会社（証券コード：6406）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」にて公表しておりましたとおり、2025 年 7 月 29 日、フジテック株式会社（証券コード：6406、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」に定義します。以下同じです。また、対象者株式及び本新株予約権を総称して、以下「対象者株券等」といいます。）の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式（下記「1. 買付け等の目的」の「（1）本公開買付けの概要」に定義します。以下同じです。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しておりました。

本公開買付けは、本前提条件（下記「1. 買付け等の目的」の「（1）本公開買付けの概要」に定義します。）が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）に、速やかに開始することを予定しておりましたが、下記「1. 買付け等の目的」の「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025 年 11 月 13 日までに、本前提条件が充足されていることを確認したことから、本日、本公開買付けを 2025 年 11 月 14 日より開始することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、EQT AB（関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下「EQT」といいます。）の関連者が運用、管理又はアドバイスを提供する BPEA Fund IX Pte. Ltd.（以下「BPEA Fund IX」といいます。）によりその子会社を通じて持分の全てを間接的に所有されている Bospolder Limited を親会社とする日本法に基づき設立された Bospolder 2 株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者株券等を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として 2025 年 5 月 19 日に設立された株式会社です。本日現在、公開買付者は対象者株式を 100 株（注 1）（所有割合（注 2）0.00%）所有しておりますが、EQT、BPEA Fund IX、Bospolder Limited 及び公開買付者親会社は、対象者株券等を所有しておりません。

（注 1）公開買付者は、対象者に対して株主名簿の閲覧謄写請求を行うことを目的として、2025 年 7 月 28 日を取得日として、対象者株式を対象者の従業員から相対取引により 1 株につき 5,700 円で取得しております。

（注 2）「所有割合」とは、（i）対象者が 2025 年 11 月 13 日に提出した第 79 期中半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（78,900,000 株）から、（ii）対象者半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（848,255 株）に、内山高一氏（以下「内山氏」といいます。）に譲渡制限付株式報酬として付与された対象者の譲渡制限付株式をその割当契約書の規定に従い対象者が 2025 年 11 月 6 日付で無償で取得したことにより生じた自己株式数（2,653 株）を加算した自己株式数（850,908 株）を控除した株式数（78,049,092 株）に、（iii）2025 年 9 月 30 日現在残存する本新株予約権の目的となる株式数（28,000 株）を加算した数（78,077,092 株。以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対する対象者株式の割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じです。

EQT はスウェーデンに本社を置き、「企業を『Future proof』（将来にわたり持続的に価値がある企業へと変革）し、世の中にポジティブなインパクトをもたらす」というパーパスに基づく投資活動を行う、プライベート・エクイティ投資会社であり、2025 年 6 月 30 日時点で、EQT は、Private Capital 及び Real Assets の 2 つの事業セグメントの下で、50 を超えるアクティブファンドを通して約 2,660 億ユーロ（約 46 兆円）の運用資産を有しております。また、EQT は欧州、ア

ジア、北米にわたる25か国以上の国で事業を展開しており、1,900名以上の従業員と600名以上のアドバイザーのネットワークを有しております。EQTは、160年以上続く産業資本家であり起業家精神と長期的な目線での事業哲学を有するスウェーデンのウォレンバーク家を出自としております。ウォレンバーク家による「企業の野心的な成長を支援し、優れた組織を作り、責任あるかつ持続的な形で価値を創造する、世界で最も尊敬される投資会社であれ」という創業理念に基づきEQTは1994年に設立しております。その出自故に、EQTは持続的な成長と長期的な価値創造に注力しており、投資家、企業の経営陣及び従業員並びに顧客を含むあらゆるステークホルダーに対して価値を提供することをその投資の根幹に据えております。

公開買付者は、2025年7月30日付「フジテック株式会社（証券コード：6406）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2025年7月30日付公開買付者プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたとおり、2025年7月29日、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株券等の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を本公開買付けにより取得することを決定しました。本公開買付けは、国内外における競争法（2025年7月30日時点においては、日本、米国、中国及びサウジアラビアにおいて手続及び対応が必要と考えておりましたが、本日現在においても、その判断の変更は生じておりません。以下同じです。）及び国内外における投資規制法（2025年7月30日時点においては、イギリスにおいて手続及び対応が必要と考えておりましたが、本日現在においても、その判断の変更は生じておりません。以下同じです。）に基づく必要な許認可等（以下「本クリアランス」といいます。）の取得に関する手続及び対応に一定期間を要することが見込まれていたことから、公開買付者が2025年7月29日付で対象者との間で締結した公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）に基づき、本クリアランスが完了することその他一定の条件（注3）（以下「本前提条件」といいます。）が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合。但し、放棄することが法令等上許容されない場合（例えば、本前提条件⑤について本公開買付けを禁止する旨の法令等が存在する場合）には放棄できないものとされております。また、本前提条件③、④、⑥及び⑦について放棄する場合は対象者の同意を要するものとされております。）に、公開買付者は、本公開買付けを速やかに開始することを予定しておりました。

（注3）本前提条件は、本公開買付契約において、以下のとおり規定されております。

- ① 本公開買付契約に定める対象者の表明及び保証（注4）が重要な点において（但し、当該表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けている場合は、その全ての点において）真実かつ正確であること。
- ② 対象者について、本公開買付契約に基づき履行又は遵守すべき義務（注4）が、重要な点において全て履行又は遵守されていること。
- ③ 本公開買付けに関する対象者の意見表明として、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議（以下「本賛同表明決議」といいます。）が適法かつ有効に行われ、対象者によりその内容が公表されており、かつ、対象者において本賛同表明決議を撤回若しくは本賛同表明決議に該当しないものに変更する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと。
- ④ 本公開買付けに関連して設置された対象者の特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）が、対象者の取締役会に対して、本賛同表明決議を行うことは相当である旨の答申を行い、対象者によりその旨が公表されており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと。
- ⑤ 司法・行政機関等に対して、本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在せず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと。
- ⑥ 本クリアランスが取得及び履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過（排除措置命令を行わない旨の通知を受領することを含みます。）していること。また、上記国又は地域の競争法に関する司法・行政機関等及び投資規制法に関する司法・行政機関等により、本公開買付けの実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること。
- ⑦ 本公開買付けに関して、公開買付けの完了前に必要となる許認可等（本クリアランス以外にもしあれば）が取得又は履践されており、司法・行政機関等により、本公開買付けの実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること（なお、2025年7月30日時点において、本クリアランス以外に本公開買付けの完了前に必要となる許認可等は確認されておりません。）。
- ⑧ 対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）並びに対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び公開買付け等の中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいいます。）で未公表のものは存在しないこと。
- ⑨ Oasis（以下に定義します。以下同じです。）と公開買付者親会社の親会社であるBospolder Limited との間の

公開買付応募契約（以下「本応募契約（Oasis）」といいます。）及び Farallon（以下に定義します。以下同じです。また、Oasis 及び Farallon を個別に又は総称して、以下「本応募株主」といいます。）と公開買付者親会社の親会社である Bospolder Limited との間の公開買付応募契約（以下「本応募契約（Farallon）」といい、本応募契約（Oasis）及び本応募契約（Farallon）を個別に又は総称して、以下「本応募契約」といいます。）が適法かつ有効に締結され、かつ変更されずに適法かつ有効に存続していること。また、各本応募契約に定める各本応募株主の表明及び保証（注 5）が重要な点において（但し、当該表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けている場合は、その全ての点において）真実かつ正確であり、かつ、各本応募契約に基づき履行又は遵守すべき各本応募株主の義務（注 5）が重要な点において全て履行又は遵守されていること。

- ⑩ 対象者の第二位株主（2025 年 3 月 31 日現在）である株式会社ウチヤマ・インターナショナル（以下「ウチヤマ・インターナショナル」といいます。）、対象者の株主であるサント株式会社（以下「サント」といい、ウチヤマ・インターナショナルと併せて「本応募・不応募株主」といいます。）、対象者の株主である内山氏及び内山氏の親族である内山雄介氏（以下、本応募・不応募株主及び内山氏と併せて「本応募・不応募株主ら」といいます。）と公開買付者との間の公開買付けに関する契約（以下「本応募・不応募契約」といいます。）が適法かつ有効に締結され、かつ変更されずに適法かつ有効に存続していること。また、本応募・不応募契約に定める本応募・不応募株主らの表明及び保証（注 6）が重要な点において（但し、当該表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けている場合は、その全ての点において）真実かつ正確であり、かつ、本応募・不応募契約に基づき履行又は遵守すべき本応募・不応募株主らの義務（注 6）が重要な点において全て履行又は遵守されていること。

- ⑪ 金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の変更を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じていないこと。

- ⑫ 対象者並びにその子会社及び関連会社（以下「対象者グループ」といいます。）の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債又は将来の収益計画に重大な悪影響を与え得る事態（但し、(i) 本取引の公表に伴う対象者株式の市場価格の変動、(ii) 国内外の経済情勢、政治情勢又は金融市場の一般的な変化（実勢金利、為替レート、物価、燃料費の変動を含む。）に起因する影響、(iii) 戦闘行為、テロ行為、暴動、戦争、地震、暴風雨、伝染病の流行その他の自然災害若しくは類似事象又は人災の発生又は拡大に起因する影響、(iv) 法令等、会計基準又はそれらの執行若しくは解釈の変更に起因する影響、及び、(v) (ii) 乃至 (iv) に掲げるもののほか対象者の属する業界及び市場全般に影響を及ぼす変更起因する影響（(ii) 乃至 (v) については、かかる事象が、対象者グループに対して、対象者と同種の産業において事業を営む他の事業者に対する影響と比較して著しく不均衡に重大な悪影響を及ぼす場合を除く。）は除く。）が生じておらず、かつその具体的なおそれがないこと。

（注 4）本公開買付契約に基づく対象者による表明及び保証並びに対象者の義務の内容については、下記「（6）本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。

（注 5）各本応募契約に基づく各本応募株主による表明及び保証並びに各本応募株主の義務の内容については、下記「（6）本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約（Oasis）」及び「③ 本応募契約（Farallon）」をご参照ください。

（注 6）本応募・不応募契約に基づく本応募・不応募株主らによる表明及び保証並びに本応募・不応募株主らの義務の内容については、下記「（6）本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「④ 本応募・不応募契約」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2025 年 10 月 23 日、(i) 本クリアランスの取得が完了した旨、(ii) 本前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公開買付けを 2025 年 11 月 14 日より開始することを予定している旨を対象者に連絡いたしました。そして、公開買付者は、2025 年 11 月 13 日までに、以下の方法により本前提条件がいずれも充足されている（本応募契約及び本応募・不応募契約が変更されずに存続していることを含め、本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである）ことを確認したことから、同日、本取引の一環として、対象者株券等の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための本公開買付けを 2025 年 11 月 14 日より開始することを決定いたしました。なお、対象者が所有する自己株式数及び本不応募株式数の変動に伴う買付予定数及び買付予定数の下限の変更並びに米国の営業日等を勘案した本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の変更を除き、公開買付価格を含め、2025 年 7 月 30 日付公開買付者プレスリリースで公表した主要な買付条件に変更はありません。

- ① 公開買付者は、対象者より、2025 年 11 月 13 日、本公開買付契約に定める対象者の表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確である旨の報告を受け、かつ、公開買付者としても、本公開買付契約に定める対象者の表明及び保証の重要な点における違反は認識していないことから、本前提条件①の充足を確認いたしました。
- ② 公開買付者は、対象者より、2025 年 11 月 13 日、本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務がいずれも重要な点において全て履行又は遵守されている旨の報告を受け、かつ、公開買付者としても、本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務の重要な点における違反は認識していないことから、本前提条件②の充足を確認いたしました。
- ③ 公開買付者は、対象者より、2025 年 11 月 13 日、同日開催の対象者取締役会において、本賛同表明決議が適法かつ有効に行われた旨の報告を受け、本前提条件③の充足を確認いたしました。
- ④ 公開買付者は、対象者より、2025 年 11 月 13 日、本特別委員会から、対象者の取締役会に対して、本賛同表明決議を行うことは相当である旨の答申を取得した旨の報告を受け、本前提条件④の充足を確認いたしました。
- ⑤ 公開買付者は、対象者より、2025 年 11 月 13 日、司法・行政機関等に対して、本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在せず、かつ、これらの具体的なおそれもない旨の報告を受け、かつ、公開買付者としても、かかる訴訟等の係属及び法令等又は司法・行政機関等の判断等の存在を認識していないことから、本前提条件⑤の充足を確認いたしました。
- ⑥ 日本、米国、中国及びサウジアラビアにおける競争法上の届出及びイギリスにおける投資規制法上の届出について、公開買付者は、日本において 2025 年 9 月 24 日に、中国において 2025 年 10 月 14 日に、サウジアラビアにおいて 2025 年 9 月 24 日に、イギリスにおいて 2025 年 10 月 23 日に、本取引の実行に必要な許認可をそれぞれ取得し、また、米国においては 2025 年 10 月 21 日（現地時間）の経過をもって待期間が終了し、本前提条件⑥の充足を確認いたしました。
- ⑦ 本クリアランス以外に、本公開買付けに関して、公開買付けの完了前に必要となる許認可等は引き続き確認されていないため、本前提条件⑦の充足を確認いたしました。
- ⑧ 公開買付者は、対象者より、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。）で未公表のものは存在しない旨並びに対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び公開買付け等の中止に関する事実（法第 167 条第 2 項に定めるものをいいます。）で未公表のものは認識していない旨の報告を受け、本前提条件⑧の充足を確認いたしました。
- ⑨ 公開買付者は、本応募契約が変更されずに適法かつ有効に存続しており、また、各本応募契約に定める各本応募株主の表明及び保証の重要な点における違反及び各本応募契約に基づき履行又は遵守すべき各本応募株主の義務の重要な点における違反について認識していないことから、本前提条件⑨の充足を確認いたしました。
- ⑩ 公開買付者は、本応募・不応募契約が変更されずに適法かつ有効に存続しており、また、本応募・不応募契約に定める各本応募・不応募株主らの表明及び保証の重要な点における違反及び本応募・不応募契約に基づき履行又は遵守すべき各本応募・不応募株主らの義務の重要な点における違反について認識していないことから、本前提条件⑩の充足を確認いたしました。
- ⑪ 公開買付者は、対象者より、2025 年 11 月 13 日、令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項がいずれも生じていない旨の報告を受け、本前提条件⑪の充足を確認いたしました。
- ⑫ 公開買付者は、対象者より、2025 年 11 月 13 日、対象者グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債又は将来の収益計画に重大な悪影響を与え得る事態（但し、(i) 本取引の公表に伴う対象者株式の市場価格の変動、(ii) 国内外の経済情勢、政治情勢又は金融市場の一般的な変化（実勢金利、為替レート、物価、燃料費の変動を含む。）に起因する影響、(iii) 戦闘行為、テロ行為、暴動、戦争、地震、暴風雨、伝染病の流行その他の自然災害若しくは類似事象又は人災の発生又は拡大に起因する影響、(iv) 法令等、会計基準又はそれらの執行若しくは解釈の変更に起因する影響、及び、(v) (ii) 乃至 (iv) に掲げるもののほか対象者の属する業界及び市場全般に影響を及ぼす変更起因する影響（(ii) 乃至 (v) については、かかる事象が、対象者グループに対して、対象者と同種の産業において事業を営む他の事業者に対する影響と比較して著しく不均衡に重大な悪影響を及ぼす場合を除く。）は除く。）が生じておらず、かつその具体的なおそれがない旨の報告を受け、本前提条件⑫の充足を確認いたしました。

公開買付者親会社の親会社である Bospolder Limited は、2025 年 7 月 30 日付で、オアシス マネジメント カンパニー

リミテッド並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティである Oasis Investments II Master Fund Ltd (所有株式数 8,594,777 株、所有割合 11.01%)、Oasis Japan Strategic Fund Ltd (所有株式数 11,261,339 株、所有割合 14.42%)、Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd (所有株式数 3,356,517 株、所有割合 4.30%)、Oasis Japan Stewardship Fund Ltd (所有株式数 100 株、所有割合 0.00%)、Opportunistic Access Master Fund, L.P. (所有株式数 160,928 株、所有割合 0.21%) 及び Oasis Investments Ltd (所有株式数 100 株、所有割合 0.00%) (以下「Oasis」と総称します。所有株式数の合計 23,373,761 株、所有割合 29.94%) との間で本応募契約 (Oasis) を、ファラロン・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの関連エンティティである Mojave Investors Ltd. (以下「Farallon」と総称します。所有株式数 5,195,700 株、所有割合 6.65%) との間で本応募契約 (Farallon) をそれぞれ締結し、各本応募株主が所有する対象者株式の全て (合計 28,569,461 株、所有割合 36.59%) を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、公開買付者は、2025 年 7 月 30 日付で、本応募・不応募株主らとの間で、本応募・不応募契約を締結し、(i) ウチヤマ・インターナショナルが所有する対象者株式の一部 (所有株式数 342,087 株、所有割合 0.44%)、サントが所有する対象者株式の一部 (所有株式数 606,400 株、所有割合 0.78%) 及び内山氏が所有する対象者株式の全て (所有株式数 330,851 株、所有割合 0.42%) を本公開買付けに応募する旨、(ii) ウチヤマ・インターナショナルが所有する対象者株式の一部 (所有株式数 4,701,882 株、所有割合 6.02%) (注 7)、サントが所有する対象者株式の一部 (所有株式数 1,780,000 株、所有割合 2.28%) 及び内山雄氏が所有する対象者株式 (但し、従業員持株会を通じて保有する株式を除きます。) の全て (所有株式数 20,897 株、所有割合 0.03%) を本公開買付けに応募しない旨、並びに (iii) 内山氏の親族である内山邦子氏 (所有株式数 11,790 株、所有割合 0.02%) 及び内山友里氏 (所有株式数 17,790 株、所有割合 0.02%) をして、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募させない旨の合意をしております (以下、ウチヤマ・インターナショナル、サント、内山雄氏、内山邦子氏及び内山友里氏を「本不応募株主」と総称し、本不応募株主が本公開買付けに応募しない対象者株式 (合計 6,532,359 株、所有割合 8.37%) を「本不応募株式」と総称します。)。これらの契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注 7) ウチヤマ・インターナショナルの株主及び代表取締役社長である内山氏は 2022 年 6 月に退任した対象者の元代表取締役社長であり、対象者の役職員として長年培ってきた顧客との関係性や事業に対する深い知見を、今後は株主の立場から対象者の企業価値向上に活かしていただくことを期待しております。なお、内山氏は 2023 年 5 月 26 日に対象者に対し、対象者取締役会における決議が無効であることの確認を求める旨の訴訟を提起していましたが、2025 年 5 月 8 日に控訴を取り下げているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて 45,518,941 株 (所有割合 58.30%) を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定数の下限 (45,518,941 株) に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者株券等の全て (但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (45,518,941 株) 以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限 (45,518,941 株) は、本公開買付けが成立した場合に公開買付者及び本不応募株主が所有することとなる対象者の議決権数の合計が対象者の議決権総数の 3 分の 2 以上となるように、潜在株式勘案後株式総数に係る議決権の数 (780,770 個) の 3 分の 2 となる数 (520,514 個) (1 個未満切上げ) に対象者の単元株式数である 100 株を乗じた数 (52,051,400 株) から、本株式併合 (下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。) の議案に対して賛成の議決権が行使される予定である本不応募株式 (6,532,359 株) 及び公開買付者が所有する対象者株式数 (100 株) を控除した数 (45,518,941 株) です。このような買付予定数の下限を設定した理由は、本取引は対象者の株主を公開買付者及びウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主 (但し、本スクイーズアウト手続 (以下に定義します。以下同じです。) の効力発生の直前時点においてウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主の保有する対象者株式の数を上回る数の対象者株式を保有する株主 (公開買付者を除きます。) が存在する場合には、公開買付者) のみとし、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、対象者株券等の全て (但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得できずに、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載する株式併合の手続を行う場合には、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることから、当該手続が確実に実行可能となるよう、本公開買付け後に公開買付者及び本不応募株主が特別決議に必要となる対象者の総株主の議決権の数の 3 分の 2 以上を所有することになるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、金融機関からの借入れ及び公開買付者親会社からの出資により賄うことを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株券等の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者及びウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主（但し、本スクイーズアウト手続の効力発生の直前時点においてウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主の保有する対象者株式の数を上回る数の対象者株式を保有する株主（公開買付者を除きます。）が存在する場合には、公開買付者）のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。詳細については、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）を実施する予定です。また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続の効力発生及び本貸株取引（下記「（６）本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「④ 本応募・不応募契約」において定義します。）の解消後、合併又は株式交換の手法により、本応募・不応募株主らが保有する対象者株式の全てを公開買付者が保有することとなることと引き換えに、本応募・不応募株主らが公開買付者又はその親会社の株式の交付を受ける取引を行うことを予定しております。当該取引においては、ウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主らが保有する対象者株式の１株当たりの価格は本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額（但し、本スクイーズアウト手続その他対象者の発行済株式総数の変更に伴い合理的な調整を加える予定です。）として評価する予定であり、当該取引の結果として、ウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主らは、併せて、公開買付者又はその親会社の発行済株式のうち約 15%（予定）を保有することとなる見込みです。なお、本スクイーズアウト手続において公開買付者のみを対象者の株主とする場合には、ウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主らは、別途公開買付者又はその親会社に対して金銭出資を行うことにより（なお、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反しないよう、当該金銭出資の条件は EQT による出資と同一とし、ウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主らに有利な条件は設定されない予定です。）、上記記載の割合（約 15%（予定））と同数の公開買付者又はその親会社の株式の交付を受ける予定です。

なお、対象者が 2025 年 7 月 30 日付で公表した「Bospolder 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」（以下「2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2025 年 7 月 29 日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対しては本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の上記取締役会決議は、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「（５）上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、公開買付者が、本公開買付けを含む本取引を経て、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除いた対象者株券等の全てを取得することを企図していること、及び対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであるとのことです。

また、本公開買付けは、本前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）には、速やかに開始することを予定しておりました。このため、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が 2025 年 7 月 29 日付で対象者取締役会に対して提出した答申書（以下「2025 年 7 月 29 日付答申書」といいます。）の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

その後、対象者が 2025 年 11 月 13 日付で公表した「Bospolder 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する意見表明のお知らせ」（以下「2025 年 11 月 13 日付対象者プレスリリース」といい、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースと併せて「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2025 年 10 月 23 日、公開買付者から、(i) 本クリアランスの取得が完了した旨、(ii) 対象者が 2025 年 7 月 29 日付で公開買付者との間で締結した本公開買付契約に基づく本前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公開買付けを 2025 年 11 月 14 日より開始することを予定している旨の連絡を受領したとのことです。これを受け、対象者は、本特別委員会に対して、2025 年 7 月 29 日付答申書の意見に変更がないか検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。

本特別委員会は、2025 年 7 月 29 日付答申書の時点では、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、本

取引の目的は合理性を有すると考えられるから、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明することは妥当であり、また、本取引の取引条件は、合理的な範囲においてマーケット・チェックを実施した上で得られたものであり、妥当性を有するうえ、競合する買収提案の検討・交渉を含めて、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられるものの、本公開買付け価格を対象者株式1株当たり5,700円とする本公開買付けへの応募を推奨することの是非については、本取引の公表予定日（2025年7月29日）の前営業日の終値及び直近1ヶ月、直近3ヶ月、直近6ヶ月の終値の単純平均値との比較で本公開買付け価格がディスカウントであるという対象者株価の状況を踏まえて、中立の立場をとった上で、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の判断に委ねることが相当である旨の意見を答申していたとのことです。

そして、本特別委員会は、2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表によって本公開買付けのスキームや条件等の詳細を明らかとした後、他の潜在的な買収者にも対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で、間接的なマーケット・チェックを実施したと評価でき、本公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案はなされなかったこと、2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表後から2025年11月13日までの間の対象者の市場株価は本公開買付け価格を下回る状況にあるところ、かかる市場株価の推移については、対象者が2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表後に行った複数の対象者の株主とのエンゲージメントを通じて、本取引について異議や懸念を示されたことがなかったことも踏まえれば、本公開買付けについて市場が好意的に受け止めたとの評価も一応可能である一方、Oasis、Farallon 及び創業家と一般株主が置かれている利害状況が相違していた中でマジョリティ・オブ・マイノリティ条件（以下「MoM 条件」といいます。）が設定されなかったことを踏まえると、市場株価からのディスカウントが解消された点を過度に重視して評価することは適当でないといえること、市場株価は様々な諸条件が反映された結果として形成されるものであり、市場株価からのディスカウントが解消された理由について一義的な判断をすることは困難であることを考慮すると、かかる市場株価の推移のみをもって、対象者として本公開買付けに応募することを推奨する状況が整ったものと判断することもまた適切であるとは言い難いこと、2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表後から2025年11月13日までの間に、上記の間接的なマーケット・チェックを実施したこと、本クリアランス手続の完了に係る前提条件が充足し、本取引を実行することについての支障は存在しなくなったこと以外に、本公開買付け価格を含む本公開買付けの諸条件その他対象者の事業環境等に重要な点において変更は存在しないこと等を踏まえると、2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表後、2025年11月13日に至るまでの間に、2025年7月29日付答申書の意見の前提となる事情等について実質的な意味で変化があったと断定すべき点が認められず、本特別委員会として2025年7月29日付答申書の意見を変更しなければならない特段の事情は認められないとして、2025年11月13日、対象者取締役会に対して、2025年7月29日付答申書と同様、対象者取締役会は本公開買付けについて中立の立場をとった上で、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることが相当である旨の答申書（以下「2025年11月13日付答申書」といいます。その概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を提出したとのことです。

その上で、対象者は、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025年11月13日、本特別委員会から提出された2025年11月13日付答申書の内容を最大限に尊重し、対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

2025年11月13日開催の取締役会においては、まず、審議及び決議に参加した対象者の取締役の過半数の承認（賛成6名、反対2名、欠席1名）により、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明することを決議し、次に、審議及び決議に参加した対象者の取締役の過半数の承認（賛成5名、反対1名、棄権2名、欠席1名）により、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役4名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、上記決議に賛成しなかった海野薫取締役及び嶋田亜子取締役並びにトーステン・ゲスナー取締役の意見については、下記「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

なお、上記取締役会決議は、下記「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により、決議されているとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 対象者を取り巻く経営環境等

対象者は、1948 年 2 月に内山正太郎氏により大阪市西区において富士輸送機工業株式会社として設立創業され、エレベータの製造、販売を開始したとのことです。対象者は、1963 年 5 月に大阪証券取引所市場第二部に、1970 年 3 月に東京証券取引所市場第二部にそれぞれ株式を上場し、1974 年 2 月に現在の社名であるフジテック株式会社に社名変更するとともに、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部銘柄に指定され、2012 年 7 月に大阪証券取引所への上場を廃止した後、2022 年 4 月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場に移行し、現在に至るとのことです。本日現在、対象者は関係会社 39 社（うち、連結子会社 24 社）からなる企業グループで構成されているとのことです。

対象者は、「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります。」という経営理念を掲げ、エレベータ・エスカレータ等の昇降機の専門トップメーカーになることを目指しているとのことです。この基本方針の下、持続的な成長と高い収益力によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民及び社員等対象者グループ全てのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産・フィールド技術力を養成し、高品質な商品を納入するとともに、保守やリニューアルを通じて長期にわたり顧客・ユーザーとの信頼関係を構築しているものと考えているとのことです。このような事業活動を通して、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、また世界の人々と文明・文化を相互理解することで、全てのステークホルダーと共存共栄を図っていくことを目指しているとのことです。この経営理念を、グループ一丸となって実現することこそが企業価値の源泉であり、対象者の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えているとのことです。

対象者グループは、昇降機の生産・販売・据付・保守を主な事業としており、エレベータ・エスカレータ等の昇降機市場において、これらの機器の新設から保守までを一体として提供しており、国内においては対象者が、海外においては東アジア（中国、香港、台湾、韓国）、南アジア（主にシンガポール、インド）、米州・欧州（米国、カナダ、アルゼンチン、メキシコ、イギリス）の各地域を、それぞれ独立した現地法人が担当しており、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業を展開しているとのことです。

対象者は、2022 年 5 月頃、対象者の創業家出身の経営者による過去の関連当事者取引その他行為に対して対象者の株主である Oasis から指摘を受けたことに端を発し、対象者におけるガバナンス上の問題について追及を受けていたとのことです。2023 年 12 月 19 日付「当社臨時株主総会の取締役候補者らに対する妨害行為に関する第三者委員会の調査結果報告書の受領、関連当事者取引等に関する独立社外取締役による調査結果等の報告、及び、当社の対応等に関するお知らせ」に記載のとおり、新たな経営体制の下、創業家主導の時代から次のステップとして、独立社外取締役による監督機能を効果的に活用するなどコンプライアンスやガバナンスの強化を通じ、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様からの信頼回復、及び、対象者の経営理念の実現を果たすために全社一丸となって取り組んでいく旨を約束し、その実現に向けて着実に取組を進めているとのことです。

一方で、対象者は、2023 年 2 月の臨時株主総会で新たに選任された社外取締役に加えて、2023 年 6 月の定時株主総会で新たに選任された経営陣による新しい経営体制がスタートした後、複数の株主との間で対話を重ねてきたとのことです。そのような対話を続ける中で、対象者株式の非公開化取引の可能性にも言及する株主もいたことから、対象者は、対象者の企業価値を最大化し、株主共同の利益を確保・向上させるという観点からこれらの株主と対峙していくためには、事業運営の基盤となるガバナンス体制を強化しつつ、企業価値向上に向けてあらゆる戦略的選択肢を検討していくことが必要であり、かかる検討を公正性を担保しつつ客観的かつ具体的に行うためには、その軸となる新しい中期経営計画を策定することが必要であると考えに至ったとのことです。そこで、対象者は、2023 年 10 月上旬頃から、こうした対象者を取り巻く事業環境の変化等に鑑み、対象者の潜在価値を具現化するための抜本的な企業変革を伴う新しい中期経営計画の策定に着手したとのことです。

そして、対象者は、5 ヶ年の新中期経営計画「中期経営計画 2024-2028 “Move On 5”」（以下「Move On 5」といいます。）を 2024 年 5 月 14 日開催の取締役会において決議し、公表したとのことです。Move On 5 では、「日本の専門メーカーならではの美しさとおもてなしを誰でも実感できる業界トップの信頼のブランドを確立」を長期ビジョンとして掲げ、『不易流行』の精神で新生フジテックとしてグローバルの競合他社に引けを取らない収益力と成長力を有する会社を意味するエクセレントカンパニーへ進化することを目指しているとのことです。これにより、お客さまの信頼に応える“安全・安心”な商品を継続的に提供し、持続的な成長と企業価値向上を目指しているとのことです。Move On 5 の戦略方針は次のとおりであるとのことです。

「不易」…これからも変えずに追求し続ける本質

○ “安全・安心” の追求： “安全・安心” を徹底する思想に沿った開発、故障・事故の徹底防止

○ 品質重視： 最高品質の快適な乗り心地を実現する製品開発

○人材の育成：技術と能力を備えたグローバル人材育成と、それを支える企業文化の醸成

「流行」…新たに注力すること

○選択と集中：全社マージン改善のための地域事業の明確なセグメント分けと適切なリソース配分、取り組み方向性の明確化

○グループ経営の強化：さらなる成長のためのグローバルでの組織基盤の改善

○ガバナンスとコミュニケーションの充実：最高水準のコーポレート・ガバナンスの確立

Move On 5の策定に当たり、対象者は、強化されたガバナンス体制のもとで、外部専門家から助言を得るとともに、独立社外取締役の業界における知見等を活用しつつ、独立社外取締役と何度も協議を重ねた上で、取締役会の全会一致の賛成により完成に至っているとのことです。そして、その策定後は、全社一丸となって Move On 5の経営目標の達成に向けて注力しており、現に Move On 5の計画初年度である2025年3月期の対象者業績は、受注高、売上高、営業利益及び経常利益のいずれも過去最高を更新しているとのことです。

もっとも、Move On 5公表後の2024年5月頃、対象者の一部株主より、Move On 5の達成可能性を疑問視する声があったことから、対象者は、Move On 5に対する理解を得られるよう、株主との間で対話を重ね、Move On 5が長期的に見ても対象者の企業価値向上に資する旨の説明を行っていたとのことです。しかしながら、Move On 5は、一般的な中期経営計画よりも長期かつ大胆な変革を伴う計画であり、対象者の取締役会が Move On 5において提示する企業価値の実現の時間軸と対象者の各株主が想定する投資期間が必ずしも一致しない中で、当該一部株主からは、Move On 5の達成可能性に関して対話を行ったものの理解を得ることはできず、事業会社や投資ファンドによる非公開化を要求されたとのことです。その上で、対象者は2024年3月期までの直近3期連続で過去最高の売上高を達成し、2024年3月期には過去最高益を達成していたにもかかわらず、Move On 5の策定の中心的役割を担い、かつ Move On 5の達成のためのキーマンとなることが想定されていた、対象者の代表取締役社長である原田政佳氏、代表取締役専務である中島隆茂氏及び取締役専務である佐藤浩輔氏（以下その全部又は一部を総称して「執行取締役」といいます。）について、Move On 5の初年度から当該一部株主の信任を得ることができていなかったことから、当該一部株主は Move On 5の経営目標の達成に非協力的であると考えざるを得ず、当該一部株主との間で Move On 5の達成可能性に関する見解の相違を解消することは困難であると考えに至ったとのことです。このように、一部株主から、対象者の取締役会が複数の株主との対話を経て対象者の企業価値を最大化し、株主共同の利益を確保・向上させるために全会一致で策定した Move On 5の経営目標の達成に対する理解を得ることができないという現在の対象者を取り巻く経営環境は、Move On 5の達成可能性を不安定にさせるものであり、対象者の取締役会が目指す経営目標の達成のために望ましい状況にはないものと認識しているとのことです。

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

EQTの目的は、投資を通じて社会にポジティブな影響を与え、業界や企業が直面する構造的な課題に取り組むことです。EQTは、特定のセクターやテーマに焦点を当て、これらの分野で深い専門知識とネットワークを構築しています（具体的には、グローバルに実施してきた類似案件を通じて得られた人的・商業的ネットワークや当該投資に携わったEQTの投資メンバーの知見を指します）。その中でも、インダストリアル領域はEQTの最注力領域の1つであり、EQTは対象者の国内・海外の競合企業を含む主要企業の経験豊富な元経営幹部との広範なネットワークを持ち、対象者が隣接する事業（製造、建物・設備の保守・管理、産業向けソフトウェアソリューション）を含む複数の投資実績を有しています。

EQTは、2024年7月頃から対象者の執行取締役との間で、Move On 5の内容や達成可能性、それに対するEQTの評価及びその達成可能性を高めるための潜在的な資本取引の形態等に関して協議を継続してまいりました。対象者事業への分析・理解を深める中で、EQTは、対象者が各種インタビュー等を踏まえた公開買付者の試算によると日本において上位5指に入るシェアを誇り、かつインドを中心とし注目市場である南アジア市場で2023年度から2024年度にかけて25.6%と高い売上高成長率を達成する等エレベータ・エスカレータ（E&E）業界における世界的なブランド価値及び高い競争力を有すると認識しました。その上で、EQTは、対象者が非公開化して、上述した対象者の強みにEQTが持つグローバルのリソース・専門性を掛け合わせることで、EQTのインハウスのオペレーション・チームによる適切なKPIを特定する仕組みや、そういったKPIの進捗を定期的にかつ綿密に確認できる組織体制の導入及びデジタル・チームによるポートフォリオ企業におけるデジタル・ケイパビリティの導入、デジタル・テクノロジーを活用した業務プロセスの変革、効率性を向上するための戦略の立案と遂行をハンズ・オンで支援し、豊富な資金とM&Aの専門性によるイン・オーガニックな成長の支援等も通じて、対象者による Move On 5の実現やその迅速化を支援できると考えました。そのためには、対象者を非公開化し、柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築することが必要であると考えております。なお、EQTは非公開化のデメリッ

トについて、特段の検討は行っておりません。

EQT が考える対象者の潜在能力を実現するために支援できる主要な戦略的成長領域は以下のとおりです。

(a) 日本：

近年、対象者は、新設、メンテナンス、リニューアルのそれぞれで市場シェアを拡大し、売上総利益率を改善させていると EQT は認識しています。他方で、EQT としては、世界の各国ごとに異なる IT システムを利用される等、全社的な IT システムの導入に改善余地があるものと考えており、こうしたトレンド及び課題意識を踏まえ、さらなる成長に向けては、後述するデータ利活用の推進を通じて、新設契約を迅速かつ効率的に提供できる能力の強化、継続的な価格最適化を通じた収益性の向上、機能性と軽量設計を備えた新製品である「エレ・グランス」(注1)をはじめとした新製品の展開・開発加速が重要な柱であると考えています。メンテナンス及びリニューアルに関しては、近年独立系のサービス業者である ISP (Independent service provider) (注2) が台頭しつつある中、競争力のある価格設定と高いサービス品質を維持しつつ、メーカーを問わない新しいメンテナンスのかたちを提供するセカンドブランドである「フィールドアイ」(注3) やメーカーを問わずエレベータのリニューアルを可能にしたリニューアルメニューである「SMA-UP」(注4) を通じた戦略を推進することで、既存のメンテナンス基盤の維持及び新規顧客の拡大を目指します。

(b) インド：

インドでは、急速に進行する都市化と政府による中・低所得者層向け住宅開発の促進を背景に、エレベータ市場において 2023 年度から 2024 年度にかけて約 10%程度と高い成長が見込まれておりますが、対象者は同市場において 30%超という市場の成長を上回る成長を続け(注5)、シェア拡大を実現しております。こうした成長は、インドの多様な顧客ニーズに対応すべく、地域に根差した競争力のある製品ポートフォリオを有することによるものです。今後は、EQT の広範なアジア・ネットワーク(具体的には、グローバルに実施してきた類似案件を通じて得られた人的・商業的ネットワークや当該投資に携わった EQT の投資メンバーの知見を指します。)を活かし対象者の浸透率の低い都市への販売戦略の拡大、ローカル顧客のニーズに即した競争力のある継続的な製品開発及び需要に対応する生産・据付け・保守の体制・基盤の拡大が重要な取組となると考えています。また、インドにおいては低価格帯の競争力ある製品提供も重要であり、「フジテック・エクスプレス」(注6) ブランドの更なる強化及びエレベータの部品の一部現地調達によるコスト削減を通じ、こうした市場におけるさらなるシェア拡大を図ります。

(c) 米国：

米国ではメンテナンスとリニューアル市場のニーズが強く、EQT の推計によると米国のエレベータ市場における対象者のシェアは1~2%程度に留まることを踏まえると、対象者の米国事業は大きな成長の可能性を有しております。対象者は既に米国の一部地域・市場において高いブランド力及び市場プレゼンスを確立しており、EQT はこのような地域戦略をさらに加速するため、特に保守及びリニューアル事業に注力し、米国を含む主要海外競合企業の経験豊富な元経営幹部との広範なネットワークを活用し、各注力地域において一層効率的な営業体制の構築・強化を進めることを考えています。また、急速な米国エレベータ市場全体の更新・リニューアルのサイクルを捉えるため、標準化されたリニューアルパッケージを開発し、迅速かつ競争力のある価格で提供することが重要であると考えています。このアプローチを対象者の持つ強固なブランドと組み合わせて行うことが米国事業を大幅に成長させることに繋がると考えています。

(d) IT/サイバーセキュリティ/デジタル：

グローバルでの IT インフラのアップグレードやサイバーセキュリティの強化、デジタルトランスフォーメーションの推進は対象者の中期経営計画の達成及び将来に渡る事業拡大において重要であると認識しております。日本本社でのアーキテクチャ、インフラ、サイバーセキュリティの基盤基準を強化することで、運営効率を向上させるとともにビジネスリスクを軽減しつつ、地域ごとの運用モデルの違いも踏まえた適切な IT システムを更新・強化するための最適なアプローチの評価を行い、最適な選択肢を検討したいと考えています。

デジタル価値創出の観点からは、中期経営計画に記載された予防保守システム、遠隔サポート/トレーニング、AI によるメンテナンスルート最適化などの取組を加速させるための体制の構築・強化を検討しています。これらの取組をより確実に実行するために、CIO (注7) をサポートする専門人材を採用することも検討しています。

デジタル化は、EQT のポートフォリオ企業の成長を支援するための主要な取組の一つです。EQT は、グローバルテクノロジー企業出身のデジタル専門人材で構成された PE ファンド業界屈指のデジタル・チームを有しており、ポートフォリオ企業によるデジタル機能の実装、デジタル技術活用によるビジネスプロセスの変革、効率化を実現するための戦略策定及び実行のサポートをしています。

(注1)「エレ・グランズ」とは、対象者が2025年春に発売した、国内向け標準型エレベータをいいます。

(注2)「ISP (Independent service provider)」とは、特定のエレベータメーカーに属さない、独立系のメンテナンス会社をいいます。

(注3)「フィールドアイ」とは、対象者の子会社であり、対象者のセカンドブランドとしてメンテナンス事業を手掛けるフィールドアイ株式会社をいいます。

(注4)「SMA-UP」とは、対象者以外のメーカー製のエレベータにも対応した制御システムの改修サービスをいいます。

(注5) EQT は、専門家へのインタビュー等に基づき推計しております。

(注6)「フジテック・エクスプレス」とは、対象者が対象者のインド法人を通じて2022年に買収したインドのエレベータメーカーである Express Lifts Limited をいいます。

(注7)「CIO」とは、Chief Information Officer の略称であり、企業の情報システムの統括担当をいいます。

一方、対象者の執行取締役は、2023年7月頃、その前月の定時株主総会において対象者の取締役に新たに選任され、新体制の下で、後に Move On 5として策定されることになる新しい中期経営計画の策定の必要性についての検討を開始していたところ、対象者と取引のある金融機関より EQT の紹介を受け、対象者の事業概要や経営環境、EQT の投資実績に関する初期的な情報交換を行ったとのことです。その後、対象者の執行取締役は、上記「① 対象者を取り巻く経営環境」に記載のとおり、2024年3月期に過去最高の売上高及び営業利益・経常利益を達成し、かつ、2024年5月14日の取締役会決議において全会一致で Move On 5を策定して対話を行ったにもかかわらず、対象者の一部株主から Move On 5の経営目標の達成に対する理解を得ることができないという経営環境において、2024年7月頃、EQT から本取引の実現に向けた協議開始に関する初期的な打診を受けたことから、EQT との間で、Move On 5の内容や達成可能性、それに対する EQT の評価及びその達成可能性を高めるための潜在的な資本取引の形態等に関して協議を開始したとのことです。そして、2024年10月1日、執行取締役は、EQT との間で、対象者の事業の将来や対象者株式の非公開化を含む本取引に関する初期的な意見交換を行ったとのことです。かかる協議の中で、EQT は、一部株主から対象者の取締役に全会一致で策定した Move On 5の経営目標の達成に対する理解を得ることができないという対象者を取り巻く経営環境や、当該株主からの執行取締役への不信任のために Move On 5の達成可能性が不安定になり得るという経営課題に理解を示し、対象者のさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには、対象者株式の非公開化が有力な選択肢である一方、対象者株式の非公開化後も、対象者と協働の上、目下対象者にて取り組んでいる Move On 5の経営目標の達成を、EQT の国内外における豊富な投資実績及び知見並びにグローバル規模のネットワークを活用した EQT が保有するポートフォリオに対する E&E の新規据付、メンテナンス並びにリニューアルの提供やフィールドメンテナンスを行う投資先の効率的なフィールド・マネジメントの知見の共有を含むアライアンスの推進等、並びに E&E 業界における実績と長年の経験を持つインダストリー・アドバイザーの知見・ノウハウ等を通じて全面的にサポートすることを通じて、さらなる対象者の企業価値の最大化を図りたいと考えているとの考えを示したとのことです。その後、EQT は、2024年10月15日に、本公開買付け及び本スクイズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化、並びに対象者株式1株当たり5,500円（前営業日である2024年10月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,157円に対して6.65%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下プレミアム/ディスカウント率の計算において同じです。））を公開買付け価格の上限とすることを提案する法的拘束力を持たない意向表明書（以下「初期意向表明書」といいます。）を対象者に提出したとのことです。

初期意向表明書を受け、執行取締役は、下記「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、一部株主から対象者の Move On 5の経営目標の達成に対する理解を得られないという対象者の置かれた経営環境のほか、経営課題として認識されつつあった中国不動産市況の悪化に伴う中国業績の悪化を踏まえると、対象者単独で Move On 5の経営目標の達成を目指すよりも、Move On 5を尊重し、中国事業を含めた国内外における豊富な投資実績及び知見並びにグローバル規模のネットワークに基づく EQT が保有するポートフォリオに対する E&E の新規据付、メンテナンス並びにリニューアルの提供やフィールドメンテナンスを行う投資先の効率的なフィールド・マネジメントの知見の共有を含むアライアンスを活用してサポートしてもらえらるパートナーの下で対象者株式を非公開化し、長期的な戦略実行のための経営の安定性を確保し、対象者の強みを伸ばせる組織構造を追求することこそが、対象者が Move On 5における各施策を着実に遂行し、持続的成長の維持と中長期的な企業価値向上を図ることに資するとの考えを有するに至ったとのことです。なお、対象者は、非公開化のデメリットとして、上場していることによるステークホルダーの皆様からの信用への影響、とりわけお客様からの信頼関係への影響、採用活動の難化やモチベーション低下による従業員の離反等が想定されるものの、1963年5月に大阪証券取引所市場第二部に株式を上場して以来、対象者の知名度や取引先に対する信用力は既に確保できており、また、従業員のモチベーションについては社内コミュニケーションの強化等他の方策を講じることにより維持向上を図ることが可能であることから、上場を維持する必要

性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況であると考えたとのことです。そこで、執行取締役は、2024年10月18日開催の対象者の取締役会において、初期意向表明書の受領を報告するとともに、対象者株式の非公開化に向けた執行取締役の上記考えを説明したとのことです。これを受け、対象者は、執行取締役に土畑雅志専務執行役員を加えた社内検討体制を組成した上で、本取引はマネジメント・バイアウト（MBO）取引（注8）や支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、初期意向表明書は対象者株式の非公開化を伴う提案であったことから、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」（以下「企業買収行動指針」といいます。）に則り、2024年10月18日開催の当該取締役会において、初期意向表明書を含む対象者の企業価値を向上させるためのあらゆる戦略的な選択肢について、対象者と一般株主との間の利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応して、対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、EQT及び対象者並びに本取引の成否のいずれからでも独立した、対象者の独立社外取締役3名（社外取締役海野薫氏（米国ニューヨーク州弁護士、DLA Piper 東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所パートナー）、社外取締役クラーク・グラニンジャー氏（WealthPark Capital 株式会社常務取締役、Reboot 株式会社 Co-Founder 代表取締役、COO/CFO）及び社外取締役小原シェキール氏（DIGIFIT Corporation 代表取締役 Co-CEO））によって構成される本特別委員会を設置することを決議したとのことです。なお、この3名を委員として選任した理由は、経済産業省が2019年6月28日に公表した「公正な M&A の在り方に関する指針」において、独立性を有する社外取締役がいる場合には、原則として、その中から委員を選任することが望ましいとされていることに加えて、効率的に充実した審議を行うためには時差や距離による制約を受けない国内在住の独立社外取締役を選任することが適切であると考えたためであるとのことです。また、当該取締役会においては、本特別委員会が、昇降機業界に関する専門的な知見を有し、共に国外に居住するトーステン・ゲスナー社外取締役（自営業開業 シニア・アドバイザー、コンサルタント）及びアンソニー・ブラック社外取締役（Husky Injection Molding Systems Ltd. 社長（サービス））から必要に応じて専門的な助言を受けることができることが確認されたとのことです。なお、本特別委員会への具体的な諮問事項等については、下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

（注8）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

そして、対象者は、本取引に向けた検討を本格化させるため、その独立性に問題がないことを確認の上、2024年10月中旬、本取引に係る対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、UBS 証券株式会社（以下「UBS 証券」といいます。）を、対象者の法務アドバイザーとして、弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任したとのことです。また、本特別委員会は、2024年10月28日に開催された特別委員会において、本取引に係る対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として UBS 証券を、法務アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任することについて、その独立性及び専門性等に問題がないことを確認の上、それぞれの選任を承認したとのことです。また、本特別委員会は、2024年10月28日に独自の法務アドバイザーとして弁護士法人第一法律事務所（以下「第一法律事務所」といいます。）を、また、2025年2月10日に独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）をそれぞれ選任したとのことです。

一方で、EQT は、2024年10月下旬に、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業及びホワイト&ケース法律事務所・外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）（その後、2025年6月にモリソン・フォスター法律事務所・外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）を併せて選任しました。）を、ファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）及びSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）をそれぞれ選任し、2024年11月1日付で初期意向表明書の修正版を対象者に提出いたしました。EQT は、初期意向表明書において対象者株式1株当たり5,500円を公開買付け価格の上限としていたところ、当該修正版の提案書においては公開買付け価格を5,500円とし、対象者の非公開化取引の実施を提案いたしました。その後、EQT は、同月27日付で秘密保持誓約書を対象者に提出した上で、2024年12月上旬から2025年6月下旬まで対象者のデュー・ディリジェンスを行い、対象者の事業内容及び対象者を取り巻く事業環境、成長戦略、経営課題等に対する理解を深めると同時に、ビジネス、事業計画、会計、税務、法務、人事・総務、環境、ITシステム等の分野に関して確認を行っております。

これと並行して、対象者は、下記「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 対象者における検討・交渉の経緯」に記載のとおり、対象者のさらなる企業価値の向上及び対象者の株主の皆様の利益最

大化の観点から、対象者株式の取得に関心を示すと考えられる複数の候補先を対象とする入札手続を実施した上で対象者の株主となる投資家を決定することが望ましいと判断し、2024年11月18日開催の本特別委員会で審議し、その方針について承認を得たとのことです。これを踏まえ、対象者は、2024年12月中旬以降、EQTに加えて対象者にとって望ましい投資家を選定することを目的として、対象者の公開買付けを通じた非公開化取引への参加につき、EQT以外に国内外において豊富な実績を有する投資ファンド及び事業会社の計4社の本候補者（下記「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 対象者における検討・交渉の経緯」において定義します。）を招聘した入札手続である非公開化プロセス（下記「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 対象者における検討・交渉の経緯」において定義します。）を実施することを決定し、本候補者から秘密保持誓約書を対象者に提出させた上で当該プロセスを開始したとのことです。なお、本候補者の選定にあたっては、初期的に複数の投資ファンド及び事業会社を対象とした上で、日本の製造業への投資実績や対象者事業のM&Aへの関心の程度、グローバルに事業展開している企業への投資実績等の一定の選定基準に基づき絞り込みを行った結果、4社を選定したとのことです。非公開化プロセスにおいて、対象者は、2025年2月上旬、本候補者に対し、本候補者の属性を考慮して、UBS証券を通じて、マネジメント・インタビューの機会を与えるとともに、Move On 5の説明資料を含め、対象者の企業価値及び株式価値を算定・検証するために必要な情報を提供したとのことです。その結果、2025年3月7日、投資ファンド及び事業会社それぞれ1社ずつから、対象者株式の非公開化を提案する法的拘束力を持たない意向表明書の提出を受けたものの、このうち投資ファンド1社からは具体的な価格の提示が受けられなかったとのことです。なお、意向表明書の提出を行わなかった残りの2社は、2024年10月30日付で一部の報道機関によってなされた、対象者がEQTを含む複数の投資ファンドと対象者の売却の検討を行っている旨の憶測報道（以下「本憶測報道」といいます。）後の対象者の株価水準、及び、中国の不動産不況下での新設事業の減少等による2025年3月期の業績予想の下方修正等を理由に、非公開化プロセスから辞退したとのことです。かかる状況を踏まえ、対象者は、価格提示のある意向表明書を提出した事業会社1社（以下「本最終候補者」といいます。）をEQT以外の最終候補者として、当該事業会社に対して次のプロセスとしてデュー・ディリジェンスの機会を与えることが望ましいと判断し、2025年3月10日開催の本特別委員会で審議し、その方針について承認を得たとのことです。これを踏まえ、対象者は、当該事業会社及びEQTに対し、UBS証券を通じて、2025年5月中旬まで、競争法に係るいわゆるガン・ジャンピング規制の制約の範囲内で両者の公平性・公正性に留意しつつ、対象者に対するビジネス、事業計画、会計、税務、法務、人事・総務、環境、IT・システム等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の執行取締役とのマネジメント・インタビュー等の機会を提供した上で、2025年5月20日を期限として法的拘束力のある提案書を対象者に提出するよう要請したとのことです。

また、対象者は、中国の不動産不況下での新設事業の減少等によってその損益に大きな影響を受けたことから、2025年2月6日に2025年3月期の業績予想を下方修正したことに加え、2025年4月8日開催の取締役会において足元における最新の業績や将来の見通しを踏まえてMove On 5への影響と改善策について報告と協議がなされ、当該改善策を本最終候補者及びEQTに対して提供したとのことです。Move On 5への影響と改善策の概要としては、中国の不動産市況がMove On 5の策定時の想定を超えて悪化し、特に対象者が得意としている住宅分野への影響が大きいという見立てであったことから、台数及び単価の見直しを行った結果、Move On 5の2028年度における計画との対比で売上高はマイナス447億円、営業利益はマイナス42億円の影響があると見込まれたものの、その一方で、メンテナンス事業の収益強化によって個別契約ごとの採算性を検証した結果、Move On 5策定時には想定していなかった改善余地があることが判明したことから、北米、香港、シンガポールにおけるプライシング強化策を講じることにより、Move On 5の2028年度における計画との対比で売上高はプラス27億円、営業利益はプラス42億円の改善を見込むことができ、Move On 5に対して、売上高は420億円の減少、営業利益は増減なしとする計画（以下「本事業計画」といいます。）としたとのことです。なお、当該改善策については、対象者から本特別委員会の委員に対して随時説明を行っており、2025年4月14日に開催された本特別委員会において、当該改善策の策定に至る過程に特段不合理な点は認められないとの確認を得ているとのことです。かかる改善策について、対象者は、2025年7月29日開催の対象者の取締役会において、Move On 5の最終年度である2028年度（2029年3月期）の連結数値目標を修正することを決議しているとのことです。本事業計画の詳細については、対象者が2025年7月30日付で公表した「中期経営計画の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

これを受け、EQTも、並行して、対象者の2025年2月6日公表の業績予想下方修正及び本事業計画も踏まえた事業・財務・法務等に関するデュー・ディリジェンスを実施し、引き続き、対象者株式の取得について検討を進めていました。

EQTは、2025年5月20日に、対象者の要請に則り、対象者取締役会及び本特別委員会宛に本取引に係る法的拘束力のない提案書を提出いたしました。EQTの提案書（以下「5月20日付提案書」といいます。）は、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、対象者によって開示された資料に基づく分析から、総合的な評価により、対象者株式の公開買付価格を対象者株式1株当たり5,400円といたしました。5月20日付提案書における公開買付価格は、対象者株価の変動のきつかけとなった本憶測報道がなされた2024年10月30日の前営業日である同年10月29日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ

月(2024年9月30日から2024年10月29日まで)、直近3ヶ月(2024年7月30日から2024年10月29日まで)、及び直近6ヶ月(2024年4月30日から2024年10月29日まで)の終値の単純平均値(4,839円、5,030円(小数点以下を四捨五入しております。以下平均株価の計算において同じです。)、4,738円及び4,477円)に対していずれもプレミアム(11.59%、7.36%、13.97%及び20.62%)が付与されております。また、対象者株価が、Oasisによる2022年5月19日付の対象者に対するキャンペーン(注9)開始の公表による影響を受けていないと考えられる2022年5月18日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2022年4月19日から2022年5月18日まで)、直近3ヶ月(2022年2月19日から2022年5月18日まで)、及び直近6ヶ月(2021年11月19日から2022年5月18日まで)の終値の単純平均値(2,461円、2,710円、2,858円及び2,703円)に対していずれもプレミアム(119.42%、99.26%、88.94%及び99.78%)が付与されております。さらに、5月20日付提案書の提出日の前営業日である2025年5月19日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2025年4月20日から2025年5月19日まで)、直近3ヶ月(2025年2月20日から2025年5月19日まで)、及び直近6ヶ月(2024年11月20日から2025年5月19日まで)の終値の単純平均値(5,742円、5,655円、5,761円及び5,840円)に対してはいずれもディスカウント(-5.96%、-4.51%、-6.27%及び-7.53%)となっております。

(注9)「フジテックを守るために」と題した対象者のコーポレート・ガバナンス改善を目的としたキャンペーン。

一方で、本最終候補者からは、EQTが対象者に対して5月20日付提案書を提出した2025年5月20日までに、本取引に係る提案書が提出されることはなかったとのことです。2025年5月16日、対象者は、UBS証券を通じて、本最終候補者より、対象者のMove On 5を前提にした場合に、その実行可能性に対する十分な確信を持つことができず、対象者株式に関して競争的な価格提示を行うことが困難であることを理由に非公開化プロセスから辞退する旨の連絡を受けたとのことです。

EQTが提出した5月20日付提案書に対し、対象者は、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるか、また提案の実現可能性等の観点から当該提案書の提案内容の精査を行い、2025年5月21日開催の本特別委員会において協議をしたとのことです。5月20日付提案書はEQTに対して本取引に関する独占交渉権を付与することを条件とするものでしたが、対象者は、EQTが提出した5月20日付提案書は、買付資金の調達に関するコミットメントを伴っておらず、法的拘束力がないものとされていたことから、EQTに対して、法的拘束力のある提案書を対象者に再度提出することを要請することとし、本特別委員会よりその方針についての承認を得たとのことです。そこで、対象者は、2025年5月22日、EQTに対して、2025年5月30日を期限として、金融機関等から本取引に関する買付資金の調達に関する法的拘束力のあるコミットメントを得ていることの証拠を添えて、公開買付価格の再提示を含めた法的拘束力のある提案書を対象者に提出することを要請したとのことです。

対象者からのかかる要請を受けて、EQTは、対象者に対し、2025年5月30日に、対象者株式1株当たりの公開買付価格を5,400円とする法的拘束力のある提案書(以下「5月30日付提案書」といいます。)を、本取引に関する買付資金の調達に関する金融機関及びファンドからのコミットメントレターを添えて提出いたしました。5月30日付提案書における公開買付価格は、対象者株価の変動のきっかけとなった本憶測報道がなされた2024年10月30日の前営業日である同年10月29日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2024年9月30日から2024年10月29日まで)、直近3ヶ月(2024年7月30日から2024年10月29日まで)、及び直近6ヶ月(2024年4月30日から2024年10月29日まで)の終値の単純平均値(4,839円、5,030円、4,738円及び4,477円)に対していずれもプレミアム(11.59%、7.36%、13.97%及び20.62%)が付与されております。また、対象者株価が、Oasisによる2022年5月19日付のキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる2022年5月18日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2022年4月19日から2022年5月18日まで)、直近3ヶ月(2022年2月19日から2022年5月18日まで)、及び直近6ヶ月(2021年11月19日から2022年5月18日まで)の終値の単純平均値(2,461円、2,710円、2,858円及び2,703円)に対していずれもプレミアム(119.42%、99.26%、88.94%及び99.78%)が付与されております。さらに、5月30日付提案書提出日の前営業日である2025年5月29日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2025年4月30日から2025年5月29日まで)、直近3ヶ月(2025年3月1日から2025年5月29日まで)、及び直近6ヶ月(2024年11月30日から2025年5月29日まで)の終値の単純平均値(5,751円、5,729円、5,758円及び5,832円)に対していずれもディスカウント(-6.10%、-5.74%、-6.22%及び-7.41%)となっております。

そして、EQTは、2025年5月31日、対象者から、対象者株式1株当たりの公開買付価格を5,400円とする提案について、公開買付価格の再検討を要請されました。これを受け、EQTは、2025年6月6日に、対象者株式1株当たりの公開買付価格を5,500円とする法的拘束力のある提案書(以下「6月6日付提案書」といいます。)を提出いたしました。6月6日付提案書における公開買付価格は、対象者株価の変動のきっかけとなった本憶測報道がなされた2024年10月30日の前営業日である同年10月29日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2024年9月30日から2024年10月29日まで)、

直近3ヶ月(2024年7月30日から2024年10月29日まで)、及び直近6ヶ月(2024年4月30日から2024年10月29日まで)の終値の単純平均値(4,839円、5,030円、4,738円及び4,477円)に対していずれもプレミアム(13.66%、9.34%、16.08%及び22.85%)が付与されております。また、対象者株価が、Oasisによる2022年5月19日付のキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる2022年5月18日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2022年4月19日から2022年5月18日まで)、直近3ヶ月(2022年2月19日から2022年5月18日まで)、及び直近6ヶ月(2021年11月19日から2022年5月18日まで)の終値の単純平均値(2,461円、2,710円、2,858円及び2,703円)に対していずれもプレミアム(123.49%、102.95%、92.44%及び103.48%)が付与されております。さらに、6月6日付提案書提出日の前営業日である2025年6月5日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2025年5月6日から2025年6月5日まで)、直近3ヶ月(2025年3月6日から2025年6月5日まで)、及び直近6ヶ月(2024年12月6日から2025年6月5日まで)の終値の単純平均値(5,649円、5,746円、5,755円及び5,824円)に対していずれもディスカウント(−2.64%、−4.28%、−4.43%及び−5.56%)となっております。

EQTは、2025年6月10日、対象者から、期限を2025年6月26日までとして、本取引に関する独占交渉権を付与する旨の通知を受け、更なる公開買付価格の引上げを要請されました。

また、EQTは、2025年6月21日、対象者から、6月6日付提案書における公開買付価格を上回る提案書を受領した旨の連絡を受けました。これを受け、EQTは、2025年6月26日に、対象者株式1株当たりの公開買付価格を5,600円とする法的拘束力のある最終提案書(以下「6月26日付最終提案書」といいます。)を提出いたしました。6月26日付最終提案書における公開買付価格は、本憶測報道がなされた2024年10月30日の前営業日である同年10月29日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2024年9月30日から2024年10月29日まで)、直近3ヶ月(2024年7月30日から2024年10月29日まで)、及び直近6ヶ月(2024年4月30日から2024年10月29日まで)の終値の単純平均値(4,839円、5,030円、4,738円及び4,477円)に対していずれもプレミアム(15.73%、11.33%、18.19%及び25.08%)が付与されております。また、対象者株価が、Oasisによるキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる2022年5月18日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2022年4月19日から2022年5月18日まで)、直近3ヶ月(2022年2月19日から2022年5月18日まで)、及び直近6ヶ月(2021年11月19日から2022年5月18日まで)の終値の単純平均値(2,461円、2,710円、2,858円及び2,703円)に対していずれもプレミアム(127.55%、106.64%、95.94%及び107.18%)が付与されております。さらに、6月26日付最終提案書の提出日の前営業日である2025年6月25日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2025年5月26日から2025年6月25日まで)、直近3ヶ月(2025年3月26日から2025年6月25日まで)、及び直近6ヶ月(2024年12月26日から2025年6月25日まで)の終値の単純平均値(6,225円、5,890円、5,767円及び5,809円)に対していずれもディスカウント(−10.04%、−4.92%、−2.90%及び−3.60%)となっております。なお、6月26日付最終提案書には、2025年6月26日中に、公開買付者(EQT)に対する独占交渉権を2025年7月11日まで延長しなければ提案は失効するとの記載があったものの、独占交渉権の延長は認められておりません。

EQTは、2025年6月30日、対象者から、更なる公開買付価格の引上げを検討するよう要請されました。もともと、EQTは、2025年7月3日、対象者に対し、これ以上の価格の引上げはできないとの回答を行い、さらに、EQTは、Oasisと応募契約の締結に向けて価格交渉をしていたところ、Oasisに対しても、価格交渉の期限を2025年7月9日と設定した上で、5,600円から価格の引上げを行うことはできないため、この価格で合意に至らない場合は提案を撤回するとの通知をした旨の連絡をいたしました。その後、EQTは、EQTとOasisとの価格交渉の期限である2025年7月9日、対象者に対し、口頭で、Oasisとの価格交渉の結果、最終的に提案価格を引き上げ、Oasisより対象者株式1株当たり5,700円であれば応募契約に応じる意向がある旨が確認できたとの連絡をいたしました。かかる5,700円という公開買付価格は、本憶測報道がなされた2024年10月30日の前営業日である同年10月29日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2024年9月30日から2024年10月29日まで)、直近3ヶ月(2024年7月30日から2024年10月29日まで)、及び直近6ヶ月(2024年4月30日から2024年10月29日まで)の終値の単純平均値(4,839円、5,030円、4,738円及び4,477円)に対していずれもプレミアム(17.79%、13.32%、20.30%及び27.32%)が付与されております。また、対象者株価が、Oasisによるキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる2022年5月18日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2022年4月19日から2022年5月18日まで)、直近3ヶ月(2022年2月19日から2022年5月18日まで)、及び直近6ヶ月(2021年11月19日から2022年5月18日まで)の終値の単純平均値(2,461円、2,710円、2,858円及び2,703円)に対していずれもプレミアム(131.61%、110.33%、99.44%及び110.87%)が付与されております。さらに、2025年7月9日の前営業日である2025年7月8日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2025年6月9日から2025年7月8日まで)、直近3ヶ月(2025年4月9日から2025年7月8日まで)、及び直近6ヶ月(2025年1月9日から2025年7月8日まで)の終値の単純平均値(5,947円、6,035円、5,801円及び5,817円)に対していずれもディスカウント(−4.15%、−5.55%、−1.74%及び−2.01%)となっております。その上で、EQTは、2025年7月10日、対象者に対し、メールにて、同様に、Oasisより5,700円であれば応募契約に応じる意向がある旨が確認できた旨の連絡を行い、公開買付者

(EQT) に対して 2025 年 7 月 31 日までの独占交渉権を付与するよう要請しました。

EQT は、2025 年 7 月 11 日、本特別委員会から、(i) Oasis が 1 株当たり 5,700 円の公開買付価格に同意していること及び Oasis が公開買付者 (EQT) に対して独占交渉権を付与していることを前提として、EQT に対して 2025 年 7 月 31 日までの独占交渉権を付与することに同意すること、(ii) もっとも、5,700 円との公開買付価格は、依然として対象者の市場株価を下回っており、これに従う場合には対象者の少数株主は市場株価を下回る価格でスクイーズアウトを強制される状況にあり、また、対象者が追加提案者から競合する提案を受けており、本特別委員会の職責上、企業価値の向上に繋がる提案については真摯に検討する必要があること、公開買付者 (EQT) に独占交渉権を付与するとしても、対象者がかかる検討を行うための環境を維持する必要があること、(iii) 創業家が対象者及び対象者の社外取締役に対して複数の訴訟を提起してきたこれまでの経緯に照らすと、本取引後に創業家が対象者の株主として残存し、創業家が推薦する取締役を対象者の取締役会の構成員とすることは適切ではないと考えることに鑑みて、本特別委員会が公開買付者 (EQT) からの公開買付けに対して賛同意見を表明するにあたっては、公開買付契約書において、①MoM 条件の設定、②取引保護条項の緩和、③創業家を残存させないことの 3 点を条件とすべきと考えている旨を記載した書簡を受領しました。

これに対して、EQT は、2025 年 7 月 16 日、本特別委員会に対し、①本取引については事前の積極的なマーケット・チェックなど一般株主の保護の観点での十分な公正性担保措置が実施されている一方、MoM 条件を付することは本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって応募を希望する一般株主の利益に資さない可能性があることから、MoM 条件を受諾することは困難である、②同様に事前の積極的なマーケット・チェックが行われていることからすれば、取引保護条項は合理的な内容である、③本公開買付けを確実に成立させる上で創業家と合意することは不可欠であり、創業家を株主として残存させることは本公開買付価格の提案の前提であったほか、創業家出身の人物が対象者の取締役として経営に直接関与することはないことが合意できており Move On 5 のへの影響は見込まれないとの回答をいたしました。さらに、EQT は、2025 年 7 月 17 日、対象者に対し、Final Binding Offer と題する書面（以下「7 月 17 日付 Final Binding Offer」といいます。）を送付しました。7 月 17 日付 Final Binding Offer においては、5,700 円が公開買付価格の最終提案であること、Oasis 及び Farallon がそれぞれ保有する全ての株式等を本公開買付けに応募することに応諾していること、本応募・不応募株主らとも合意しており、創業家（本応募・不応募株主ら並びに内山氏の親族である内山邦子氏及び内山友里氏）が保有する対象者株式のうち、一部（合計 1,279,338 株、所有割合 1.64%）は本公開買付けに応募する一方、残部（合計 6,532,359 株、所有割合 8.37%）については本公開買付けに応募せず、本スクイーズアウト手続の実行後、合併又は株式交換により、公開買付者に保有させることと引き換えに、本応募・不応募株主らが公開買付者又はその親会社の株式の一部の交付を受けるとともに、創業家の代理人一名を対象者の取締役として指名することができる（但し、創業家出身の人物は対象者の取締役及び取締役会のオブザーバーに指名されない）旨がその内容になっていること、Oasis 及び Farallon のみならず、本応募・不応募株主らとの間で上記合意を行うことは、本取引を確実に実施するためには不可欠であること等が記載されていました。

EQT は、2025 年 7 月 17 日、対象者から、上記の創業家と対象者との過去の経緯に照らして創業家に対象者の取締役の指名権を認めることを条件とすることは応諾できない旨の連絡を受け、2025 年 7 月 23 日、対象者に対し、創業家と交渉の上、株主としては残存するが、創業家には対象者の取締役の指名権を付与していないとの連絡をいたしました。

EQT は、2025 年 7 月 23 日、本特別委員会から、改めて、①少なくとも、対象者株式の保有数量に鑑みて市場価格で売却することが事実上困難である Oasis 及び Farallon 並びに本取引後も対象者株主として残存する創業家を除いた対象者の株主様の過半数が公開買付けに賛同することを MoM 条件として設定すること、②本公開買付契約における取引保護条項を緩和すること、③創業家が本取引後に株主として残らないことが望ましく、本取引後の対象者の経営に対する創業家の影響力を抑制する必要があることについて要望を受けました。

これに対し、EQT は、2025 年 7 月 24 日、本特別委員会に対し、①本取引の成否に及ぼす影響力を背景として強い交渉力を有する大株主である Oasis 及び Farallon との複数回に亘る交渉を経て合意された価格であることは、むしろ本公開買付価格を含む取引条件の公正さを強く裏付ける要素であり、MoM 条件において、応募株主である Oasis 及び Farallon は一般株主として取り扱うことが合理的であること（なお、本特別委員会から一般株主の意思確認を行う意義に関して受けた意見も踏まえ、買付予定数の下限について、国内パッシブ・インデックス運用ファンドが保有すると推定される株式数の控除は取りやめることにしたこと）、②公開買付者 (EQT) との取引安定性が阻害され得るような条件は看過することはできないことに加え、事前の十二分なマーケット・チェックを含む公正なプロセスを経ているという本件の経緯に照らせば、取引保護条項は対象者の株主の皆様に対しても十分に説明可能な内容であると考えていること、③創業家との再交渉により、上記のとおり、創業家による取締役の指名権は付与しておらず、創業家による本取引後の対象者の経営・事業運営における影響は著しく減少したと考えていることとの回答をいたしました。

その後、EQT は、対象者及び特別委員会より、2025 年 7 月 24 日、本公開買付価格を 5,700 円とし、本新株予約権買付価格（下記「2. 買付け等の概要」の「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」に定義します。以下同じ

です。)を本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額である5,699円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である1,000株を乗じた金額5,699,000円とすることに応諾する旨の連絡を受けたとのこととです。

また、EQTは、2025年6月上旬、対象者の大株主であるOasis（所有株式数23,373,761株、所有割合29.94%）との間で、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、Oasisが所有する対象者株式の全て（以下「本応募合意株式（Oasis）」といいます。）の本公開買付けへの応募に関する交渉を開始いたしました。EQTは、対象者との協議と並行して、Oasisに対して、2025年6月上旬に本公開買付価格を含む本公開買付けに係る諸条件及びEQTがこれまで対象者と重ねてきた対象者との企業価値向上に関する協議内容やEQTからの提案内容を説明の上、応募契約の締結を要請しました。これに対して、Oasisは2025年7月9日、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約（Oasis）」に記載の条件を前提に、公開買付価格を5,700円とした場合に本公開買付けに応募することを応諾したことから、EQTは同日、Oasisより対象者株式1株当たり5,700円であれば応募契約に応じる意向がある旨が確認できた旨を対象者に伝達しました。当該公開買付価格は、本憶測報道がなされた2024年10月30日の前営業日である同年10月29日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年9月30日から2024年10月29日まで）、直近3ヶ月（2024年7月30日から2024年10月29日まで）、及び直近6ヶ月（2024年4月30日から2024年10月29日まで）の終値の単純平均値（4,839円、5,030円、4,738円及び4,477円）に対していずれもプレミアム（17.79%、13.32%、20.30%及び27.32%）が付与されております。また、対象者株価が、Oasisによるキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる2022年5月18日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2022年4月19日から2022年5月18日まで）、直近3ヶ月（2022年2月19日から2022年5月18日まで）、及び直近6ヶ月（2021年11月19日から2022年5月18日まで）の終値の単純平均値（2,461円、2,710円、2,858円及び2,703円）に対していずれもプレミアム（131.61%、110.33%、99.44%及び110.88%）が付与されております。さらに、2025年7月9日の前営業日である2025年7月8日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2025年6月9日から2025年7月8日まで）、直近3ヶ月（2025年4月9日から2025年7月8日まで）、及び直近6ヶ月（2025年1月9日から2025年7月8日まで）の終値の単純平均値（5,947円、6,035円、5,801円及び5,817円）に対していずれもディスカウント（-4.15%、-5.55%、-1.74%及び-2.01%）となっております。公開買付者親会社の親会社であるBospolder Limitedは、2025年7月30日、Oasisとの間で、Oasisが、本応募合意株式（Oasis）の全部を本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約（Oasis）を締結いたしました。

さらに、EQTは、2025年6月中旬、対象者の大株主であるFarallon（所有株式数5,195,700株、所有割合6.65%）との間で、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、Farallonが所有する対象者株式の全て（以下「本応募合意株式（Farallon）」といいます。）の本公開買付けへの応募に関する交渉を開始いたしました。EQTは、対象者との協議と並行して、Farallonに対して、2025年6月中旬に本公開買付価格を含む本公開買付けに係る諸条件及びEQTがこれまで対象者と重ねてきた対象者との企業価値向上に関する協議内容やEQTからの提案内容を説明の上、応募契約の締結を要請しました。2025年7月9日、EQTは公開買付価格として5,700円を提示し、これに対して、Farallonは2025年7月9日、当該価格であれば、その他の応募契約の条件次第で本公開買付けに応募することを応諾したことから、EQTは同日、Farallonより対象者株式1株当たり5,700円であれば応募契約に応じる意向がある旨が確認できた旨を対象者に伝達しました。公開買付者親会社の親会社であるBospolder Limitedは、2025年7月30日、Farallonとの間で、Farallonが、本応募合意株式（Farallon）の全部を本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約（Farallon）を締結いたしました。

本応募契約の概要につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約（Oasis）」及び「③ 本応募契約（Farallon）」をご参照ください。

以上のような協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年7月29日付の取締役の決定により本公開買付価格を5,700円、本新株予約権買付価格については、いずれも本公開買付価格と権利行使価格の差額である5,699円に、本新株予約権1個の目的となる株式数である1,000株を乗じた5,699,000円として本公開買付けを実施すること、及び対象者との本公開買付契約を締結することを決定いたしました。なお、本公開買付契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。

本公開買付価格は、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ決定したものです。本公開買付価格は、本公開買付けの公表時点における直近の対象者の株価に対してディスカウントとなっておりましたが、対象者の株価は、対象者株価の変動のきっかけとなった本憶測報道がなされた2024年10月30日の前営業日である同年10月29日の終値（4,839円）から、本憶測報道がなされた2024年10月30日の終値（5,286円）を経て、その翌々営業日である2024年11月1日の終値（5,650円）にかけて16.76%の顕著な上昇をしており、本

憶測報道から相当期間が経過した現在においても株価が高止まりしていることを踏まえれば、対象者の本源的価値を考慮するにあたっては、本憶測報道による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価に対するプレミアムを考慮することが相当であると考えられること、また、本公開買付価格は、自社の顧客に対して受託者責任を負う機関投資家として売却価格の最大化を志向する点において一般株主と利害が一致する Oasis 及び Farallon との間で応募合意を得られた価格であること、さらに、2025 年 11 月 13 日時点において、本公開買付価格が対象者株価から一定のディスカウントであるという状況が解消されていることから、一般株主の皆様からご応募いただけるものと EQT は考えております。

なお、公開買付者は、2025 年 7 月 30 日付公開買付者プレスリリースを公表した 2025 年 7 月 30 日から 2025 年 11 月 13 日時点までの状況を考慮しても、本公開買付価格の決定に際して考慮された諸要素に特段の変化はないと考えられることから、2025 年 7 月 29 日に決定した本公開買付価格の変更は不要であると判断しました。

その後、公開買付者は、本日現在において、2025 年 10 月 23 日をもって本クリアランスの取得に関する手続及び対応が完了し、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025 年 11 月 13 日、その他の本前提条件が全て満たされたことを確認したことから、本公開買付けを 2025 年 11 月 14 日より開始することといたしました。

③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i) 検討体制の構築の経緯

上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の執行取締役は、2024 年 7 月頃、EQT から、本取引の実現に向けた協議開始に関する初期的な打診を受け、EQT との間で、Move On 5 の内容や達成可能性、それに対する EQT の評価及びその達成可能性を高めるための潜在的な資本取引の形態等に関して協議を開始したとのことです。そして、2024 年 10 月 1 日、執行取締役は、EQT との間で、対象者の事業の将来や対象者株式の非公開化を含む本取引に関する初期的な意見交換を行ったとのことです。かかる協議の中で、EQT は、一部株主から対象者の取締役会が全会一致で策定した Move On 5 の経営目標の達成に対する理解を得ることができないという対象者を取り巻く経営環境や、当該株主からの執行取締役への不信任のために Move On 5 の達成可能性が不安定になり得るという経営課題に理解を示し、対象者のさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには、対象者株式の非公開化が有力な選択肢である一方、対象者株式の非公開化後も、対象者と協働の上、目下対象者にて取り組んでいる Move On 5 の経営目標の達成を、EQT の国内外における豊富な投資実績及び知見並びにグローバル規模のネットワークを活用した EQT が保有するポートフォリオに対する E&E の新規据付、メンテナンス並びにリニューアルの提供やフィールドメンテナンスを行う投資先の効率的なフィールド・マネジメントの知見の共有を含むアライアンスの推進等、並びに E&E 業界における実績と長年の経験を持つインダストリー・アドバイザーの知見・ノウハウ等を通じて全面的にサポートすることを通じて、さらなる対象者の企業価値の最大化を図りたいと考えているとの考えを示したとのことです。その後、対象者は、EQT より、2024 年 10 月 15 日付で、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化、並びに対象者株式 1 株当たり 5,500 円（前営業日である 2024 年 10 月 11 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 5,157 円に対して 6.65%のプレミアム）を公開買付価格の上限とすることを提案する法的拘束力を持たない初期意向表明書を受領したとのことです。

初期意向表明書を受け、執行取締役は、一部株主から対象者の Move On 5 の経営目標の達成に対する理解を一向に得られないという対象者の置かれた経営環境のほか、経営課題として認識されつつあった中国不動産市況の悪化に伴う中国業績の悪化を踏まえると、対象者単独で Move On 5 の経営目標の達成を目指すよりも、Move On 5 を尊重し、中国事業を含めた国内外における豊富な投資実績及び知見並びにグローバル規模のネットワークに基づく、その保有するポートフォリオに対する E&E の新規据付、メンテナンス並びにリニューアルの提供やフィールドメンテナンスを行う投資先の効率的なフィールド・マネジメントの知見の共有を含むアライアンスを活用してサポートしてもらえらるパートナーの下で対象者株式を非公開化し、長期的な戦略実行のための経営の安定性を確保し、対象者の強みを伸ばせる組織構造を追求することこそが、対象者が Move On 5 における各施策を着実に遂行し、持続的成長の維持と中長期的な企業価値向上を図ることに資するとの考えを有するに至ったとのことです。なお、対象者は、非公開化のデメリットとして、上場していることによるステークホルダーの皆様からの信用への影響、とりわけお客様からの信頼関係への影響、採用活動の難化やモチベーション低下による従業員の離反等が想定されるものの、1963 年 5 月に大阪証券取引所市場第二部に株式を上場して以来、対象者の知名度や取引先に対する信用力は既に確保できており、また、従業員のモチベーションについては社内コミュニケーションの強化等他の方策を講じることにより維持向上を図ることが可能であることから、上場を維持する必要性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況であると考えたとのことです。そこで、執行取締役は、2024 年 10 月 18 日開催の対象者の取締役会において、初期意向表明書の受領を報告するとともに、対象者株式の非公開化に向けた執行取締役の上記考えを説明したとのことです。これを受け、対象者は、執行取締役に土畑雅志専務執

行役員を加えた社内検討体制を組成した上で、本取引はマネジメント・バイアウト（MBO）取引や支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、初期意向表明書は対象者株式の非公開化を伴う提案であったことから、経済産業省が2023年8月31日に公表した企業買収行動指針に則り、2024年10月18日開催の当該取締役会において、初期意向表明書を含む対象者の企業価値を向上させるためのあらゆる戦略的な選択肢について、対象者と一般株主との間の利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応して、対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、EQT及び対象者並びに本取引の成否のいずれからも独立した、対象者の独立社外取締役3名（社外取締役海野薫氏（米国ニューヨーク州弁護士、DLA Piper 東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所パートナー）、社外取締役クラーク・グラニンジャー氏（WealthPark Capital 株式会社常務取締役、Reboot 株式会社 Co-Founder 代表取締役、COO/CFO）及び社外取締役小原シェキール氏（DIGIFIT Corporation 代表取締役 Co-CEO））によって構成される本特別委員会を設置することを決議したとのことです。なお、この3名を委員として選任した理由は、経済産業省が2019年6月28日に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」において、独立性を有する社外取締役がいる場合には、原則として、その中から委員を選任することが望ましいとされていることに加えて、効率的に充実した審議を行うためには時差や距離による制約を受けない国内在住の独立社外取締役を選任することが適切であると考えたためであるとのことです。また、当該取締役会においては、本特別委員会が、昇降機業界に関する専門的な知見を有し、共に国外に居住するトーステン・ゲスナー社外取締役（自営業開業 シニア・アドバイザー、コンサルタント）及びアンソニー・ブラック社外取締役（Husky Injection Molding Systems Ltd. 社長（サービス））から必要に応じて専門的な助言を受けることができることが確認されたとのことです。なお、本特別委員会への具体的な諮問事項等については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。また、対象者においては執行取締役及び土畑雅志専務執行役員での検討を行っており、社内検討チーム等の設置は行われていないとのことです。

そして、対象者は、本取引に向けた検討を本格化させるため、その独立性に問題がないことを確認の上、2024年10月中旬、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、UBS証券を、対象者の法務アドバイザーとして、大江橋法律事務所をそれぞれ選任したとのことです。また、本特別委員会は、2024年10月28日に開催された特別委員会において、本取引に係る対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてUBS証券を、法務アドバイザーとして大江橋法律事務所の選任をそれぞれ承認したとのことです。また、本特別委員会は、2024年10月28日に独自の法務アドバイザーとして第一法律事務所を、また、2025年2月10日に独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券をそれぞれ選任したとのことです。

（ii）対象者における検討・交渉の経緯

上記「（i）検討体制の構築の経緯」に記載の検討体制を構築した上で、対象者は、大江橋法律事務所及びUBS証券の助言を受けながら、EQTから提出を受けた初期意向表明書に関して、その内容の妥当性及び対応方針について検討を重ねていたとのことです。その検討の過程においては、対象者は、本特別委員会も交えて定期的に協議を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、対応を行っているとのことです。

具体的には、対象者は、EQTより、2024年11月1日付で初期意向表明書の修正版を受領し、その内容の妥当性を検討し、同月8日開催の取締役会において、EQTによる対象者に対するデュー・ディリジェンスを受け入れることを決議したとのことです。そして、対象者はEQTに対し、同月27日付で秘密保持誓約書を対象者に提出させた上で、2024年12月上旬から対象者に対するデュー・ディリジェンスを受け入れ、マネジメント・インタビュー等の機会を提供したとのことです。なお、当該修正版の提案書においては、法的拘束力のない初期的意向表明として、対象者株式1株当たり5,500円（前営業日である2024年10月31日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,540円に対して-0.72%のディスカウント。本憶測報道がなされた日の前営業日である2024年10月29日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,839円に対して13.66%のプレミアム）を公開買付価格とすることが含まれていたとのことです。

これと並行して、対象者は、対象者の更なる企業価値の向上及び対象者の株主の利益最大化の観点から、対象者株式の取得に関心を示すと考えられる複数の候補先を対象とする入札手続を実施した上で対象者の株主となる投資家を決定することが望ましいと判断し、2024年11月18日開催の本特別委員会が審議し、その方針について承認を得たとのことです。これを踏まえ、対象者は、2024年12月中旬以降、EQTに加えて対象者にとって望ましい投資家を選定することを目的として、対象者の公開買付けを通じた非公開化取引への参加につき、EQT以外に国内外において豊富な実績を有する投資ファンド及び事業会社の計4社（以下、総称して「本候補者」といいます。）を招聘した入札手続（以下「非公開化プロセス」といいます。）を実施することを決定し、本候補者から秘密保持誓約書を対象者に提出させた上で当該プロセスを

開始したとのことです。なお、本候補者の選定にあたっては、初期的に複数の投資ファンド及び事業会社を対象とした上で、日本の製造業への投資実績や対象者事業の M&A への関心の程度、グローバルに事業展開している企業への投資実績等の一定の選定基準に基づき絞り込みを行った結果、4 社を選定したとのことです。非公開化プロセスにおいて、対象者は、2025 年 2 月上旬、本候補者に対し、本候補者の属性を考慮して、UBS 証券を通じて、マネジメント・インタビューの機会を与えるとともに、Move On 5 の説明資料を含め、対象者の企業価値及び株式価値を算定・検証するために必要な情報を提供したとのことです。その結果、2025 年 3 月 7 日、本候補者のうち投資ファンド及び事業会社それぞれ 1 社ずつから、対象者株式の非公開化を提案する法的拘束力を持たない意向表明書の提出を受けたものの、このうち投資ファンド 1 社からは具体的な価格の提示が受けられなかったとのことです。なお、意向表明書の提出を行わなかった残りの 2 社は、2024 年 10 月 30 日付の本憶測報道後の対象者の株価水準、及び、中国の不動産不況下での新設事業の減少等による 2025 年 3 月期の業績予想の下方修正等を理由に、非公開化プロセスから辞退したとのことです。かかる状況を踏まえ、対象者は、価格提示のあった事業会社 1 社（本最終候補者）を EQT 以外の最終候補者として、当該事業会社に対して次のプロセスとしてデュー・ディリジェンスの機会を与えることが望ましいと判断し、2025 年 3 月 10 日開催の本特別委員会で審議し、その方針について承認を得たとのことです。これを踏まえ、対象者は、本最終候補者及び EQT に対し、UBS 証券を通じて、2025 年 5 月中旬まで、競争法に係るいわゆるガン・ジャンピング規制の制約の範囲内で両者の公平性・公正性に留意しつつ、対象者に対するビジネス、事業計画、会計、税務、法務、人事・総務、環境、IT・システム等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の執行取締役とのマネジメント・インタビュー等の機会を提供した上で、2025 年 5 月 20 日を期限として法的拘束力のある提案書を対象者に提出するよう要請したとのことです。

また、対象者は、中国の不動産不況下での新設事業の減少等によってその損益に大きな影響を受けたことから、2025 年 2 月 6 日に 2025 年 3 月期の業績予想を下方修正したことに加え、2025 年 4 月 8 日開催の取締役会において足元における最新の業績や将来の見通しを踏まえて Move On 5 への影響と改善策について報告と協議がなされ、当該改善策を本最終候補者及び EQT に対して提供したとのことです。Move On 5 への影響と改善策の概要としては、中国の不動産市況が Move On 5 の策定時の想定を超えて悪化し、特に対象者が得意としている住宅分野への影響が大きいという見立てであったことから、台数及び単価の見直しを行った結果、Move On 5 の 2028 年度における計画との対比で売上高はマイナス 447 億円、営業利益はマイナス 42 億円の影響があると見込まれたものの、その一方で、メンテナンス事業の収益強化によって個別契約ごとの採算性を検証した結果、Move On 5 策定時には想定していなかった改善余地があることが判明したことから、北米、香港、シンガポールにおけるプライシング強化策を講じることにより、Move On 5 の 2028 年度における計画との対比で売上高はプラス 27 億円、営業利益はプラス 42 億円の改善を見込むことができ、Move On 5 に対して、売上高は 420 億円の減少、営業利益は増減なしとする計画としたとのことです。なお、当該改善策については、対象者から本特別委員会の委員に対して随時説明を行っており、2025 年 4 月 14 日に開催された本特別委員会において、当該改善策の策定に至る過程に特段不合理な点は認められないとの確認を得たとのことです。かかる改善策について、対象者は、2025 年 7 月 29 日開催の対象者取締役会において、Move On 5 の最終年度である 2028 年度（2029 年 3 月期）の連結数値目標を修正することを決議しているとのことです。本事業計画の詳細については、対象者が 2025 年 7 月 30 日付で公表した「中期経営計画の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

かかるプロセスの結果、2025 年 5 月 20 日、対象者は、EQT から、対象者取締役会及び本特別委員会宛に本取引に係る法的拘束力のない 5 月 20 日付提案書の提出を受けたとのことです。なお、EQT の 5 月 20 日付提案書は、対象者株式の公開買付価格を対象者株式 1 株当たり 5,400 円とするものであったとのことです。5 月 20 日付提案書における公開買付価格は、本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の前営業日である同年 10 月 29 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2024 年 9 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 7 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 4 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）の終値の単純平均値（4,839 円、5,030 円、4,738 円及び 4,477 円）に対していずれもプレミアム（11.59%、7.36%、13.97%及び 20.62%）が付与されていたとのことです。また、対象者株価が、Oasis によるキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる 2022 年 5 月 18 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2022 年 4 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）、直近 3 ヶ月（2022 年 2 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2021 年 11 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）の終値の単純平均値（2,461 円、2,710 円、2,858 円及び 2,703 円。）に対していずれもプレミアム（119.42%、99.26%、88.94%及び 99.78%）が付与されていたとのことです。さらに、5 月 20 日付提案書の提出日の前営業日である 2025 年 5 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2025 年 4 月 20 日から 2025 年 5 月 19 日まで）、直近 3 ヶ月（2025 年 2 月 20 日から 2025 年 5 月 19 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 11 月 20 日から 2025 年 5 月 19 日まで）の終値の単純平均値（5,742 円、5,655 円、5,761 円及び 5,840 円）に対していずれもディスカウント（-5.96%、-4.51%、-6.27%及び -7.53%）となっていたとのことです。

一方で、本最終候補者からは、EQT が対象者に対して 5 月 20 日付提案書を提出した 2025 年 5 月 20 日までに、本取引に

係る提案書が提出されることはなかったとのことです。2025 年 5 月 16 日、対象者は、UBS 証券を通じて、本最終候補者より、対象者の Move On 5 を前提にした場合に、その実行可能性に対する十分な確信を持つことができず、対象者株式に関して競争的な価格提示を行うことが困難であることを理由に非公開化プロセスから辞退する旨の連絡を受けたとのことです。

EQT が提出した 5 月 20 日付提案書に対し、対象者は、対象者の本源的価値に照らして企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるか、また提案の実現可能性等の観点から当該提案書の提案内容の精査を行い、2025 年 5 月 21 日開催の本特別委員会において協議をしたとのことです。5 月 20 日付提案書は EQT に対して本取引に関する独占交渉権を付与することを条件とするものであったものの、対象者は、EQT が提出した 5 月 20 日付提案書は、買付資金の調達に関するコミットメントを伴っておらず、法的拘束力がないものとされていたことから、EQT に対して、法的拘束力のある提案書を対象者に再度提出することを要請することとし、本特別委員会よりその方針についての承認を得たとのことです。そこで、対象者は、2025 年 5 月 22 日、EQT に対して、2025 年 5 月 30 日を期限として、金融機関等から本取引に関する買付資金の調達に関する法的拘束力のあるコミットメントを得ていることの証拠を添えて、公開買付価格の再提示を含めた法的拘束力のある提案書を対象者に提出することを要請したとのことです。

その後、対象者は、2025 年 5 月 30 日に、EQT より、対象者株式 1 株当たりの公開買付価格を 5,400 円とする 5 月 30 日付提案書並びに本取引に関する買付資金の調達に関する金融機関及びファンドからのコミットメントレターを受領したとのことです。5 月 30 日付提案書における公開買付価格は、対象者株価の変動のきっかけとなった本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の前営業日である同年 10 月 29 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2024 年 9 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 7 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 4 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）の終値の単純平均値（4,839 円、5,030 円、4,738 円及び 4,477 円）に対していずれもプレミアム（11.59%、7.36%、13.97%及び 20.62%）が付与されていたとのことです。また、対象者株価が、Oasis による 2022 年 5 月 19 日付の対象者に対するキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる 2022 年 5 月 18 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2022 年 4 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）、直近 3 ヶ月（2022 年 2 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2021 年 11 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）の終値の単純平均値（2,461 円、2,710 円、2,858 円及び 2,703 円）に対していずれもプレミアム（119.42%、99.26%、88.94%及び 99.78%）が付与されていたとのことです。さらに、5 月 30 日付提案書の提出日の前営業日である 2025 年 5 月 29 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2025 年 4 月 30 日から 2025 年 5 月 29 日まで）、直近 3 ヶ月（2025 年 3 月 1 日から 2025 年 5 月 29 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 11 月 30 日から 2025 年 5 月 29 日まで）の終値の単純平均値（5,751 円、5,729 円、5,758 円及び 5,832 円）に対していずれもディスカウント（-6.10%、-5.74%、-6.22%及び -7.41%）となっていたとのことです。

EQT の 5 月 30 日付提案書を受け、対象者は、2025 年 5 月 31 日、対象者の本源的価値に照らして企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から提案内容を総合的に精査し、本特別委員会より承認を得て、EQT に対して、対象者株式 1 株当たりの公開買付価格を 5,400 円とする提案の再検討を要請したとのことです。

これに対して、対象者は、2025 年 6 月 6 日、EQT より、対象者株式 1 株当たりの公開買付価格を 5,500 円とする 6 月 6 日付提案書を受領したとのことです。6 月 6 日付提案書における公開買付価格は、対象者株価の変動のきっかけとなった本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の前営業日である同年 10 月 29 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2024 年 9 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 7 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 4 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）の終値の単純平均値（4,839 円、5,030 円、4,738 円及び 4,477 円）に対していずれもプレミアム（13.66%、9.34%、16.08%及び 22.85%）が付与されていたとのことです。また、対象者株価が、Oasis による 2022 年 5 月 19 日付の対象者に対するキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる 2022 年 5 月 18 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2022 年 4 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）、直近 3 ヶ月（2022 年 2 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2021 年 11 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）の終値の単純平均値（2,461 円、2,710 円、2,858 円及び 2,703 円）に対していずれもプレミアム（123.49%、102.95%、92.44%及び 103.48%）が付与されていたとのことです。さらに、6 月 6 日付提案書の提出日の前営業日である 2025 年 6 月 5 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2025 年 5 月 6 日から 2025 年 6 月 5 日まで）、直近 3 ヶ月（2025 年 3 月 6 日から 2025 年 6 月 5 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 12 月 6 日から 2025 年 6 月 5 日まで）の終値の単純平均値（5,649 円、5,746 円、5,755 円及び 5,824 円）に対していずれもディスカウント（-2.64%、-4.28%、-4.43%及び -5.56%）となっていたとのことです。

EQT の 6 月 6 日付提案書を受け、対象者は、2025 年 6 月 10 日、さらに対象者の本源的価値に照らして企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から提案内容を総合的に精査したとのことです。6 月 6 日付提案書における公開買付価格は、提出日の前営業日である 2025 年 6 月 5 日の対象者株式の終値よりもディスカウントされたも

のであるものの、対象者の株価は、対象者株価の変動のきっかけとなった本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の前営業日である同年 10 月 29 日の終値 (4,839 円) から、本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の終値 (5,286 円) を経て、その翌々営業日である 2024 年 11 月 1 日の終値 (5,650 円) にかけて 16.76% の顕著な上昇をしており、本憶測報道から相当期間が経過した現在においても株価が高止まりしていることを踏まえれば、対象者の本源的価値を考慮するにあたっては、本憶測報道による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価に対するプレミアムを考慮することが相当であると考えたとのことです。そして、6 月 6 日付提案書における公開買付価格は、対象者の少数株主の利益に十分に配慮した価格であるとは評価できないものの、本憶測報道による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価に対する一定のプレミアムが付されていたこと、本最終候補者が非公開化プロセスから辞退しており、この時点で非公開化取引の相手方は EQT しか残っていなかったこと、6 月 6 日付提案書には 2025 年 6 月 10 日までに公開買付者 (EQT) に対する独占交渉権を付与しなければ提案は失効するとの記載があったことから、対象者は、2025 年 6 月 10 日、本特別委員会より承認を得て、今後も価格の引上げのための交渉を続けることを前提として、公開買付者 (EQT) に対して、本取引に関する独占交渉権を付与することとしたとのことです。そこで、対象者は、2025 年 6 月 10 日、公開買付者 (EQT) に対して、期限を 2025 年 6 月 26 日までとして、本取引に関する独占交渉権を付与する旨の通知を送ると同時に、更なる価格の引上げを要請したとのことです。

その一方で、対象者は、2025 年 6 月 21 日、対象者の大株主に対して対象者の株式取得に関して初期的関心を示していた事業会社 1 社 (以下「追加提案者」といいます。) から、UBS 証券宛ての法的拘束力のない 2025 年 6 月 20 日付の提案書の提出を受けたとのことです。同提案書には、本公開買付価格を上回る価格で対象者の株式の過半数を取得する旨が記載されていたものの、価格や取引ストラクチャーに関する説明は具体性に乏しく、また、今後のデュー・ディリジェンスや競争法・投資規制法に基づく許認可等の取得等を条件とするほか、買付資金の調達に関する説明もなく、実現可能性を直ちに検証できない内容であったとのことです。そこで、対象者は、2025 年 6 月 26 日、本特別委員会より承認を得て、公開買付者 (EQT) に付与した独占交渉権に係る期間の経過を待って、2025 年 6 月 27 日付で、追加提案者に対し、秘密保持誓約書のドラフトを送付するとともに、2025 年 6 月 30 日に UBS 証券において追加提案者との電話会議を行った上で、意向表明書の提出に当たり対象者として真摯に検討するために明確かつ具体的に提示してほしい内容を通知したとのことです。もっとも、追加提案者からは、具体的な返答あるいは真摯な提案を受けておらず、ようやく 2025 年 7 月 17 日に至って秘密保持誓約書のドラフトに対するマークアップを受領したにとどまり、後述のとおり、対象者は、同日時点では、EQT に対して 2025 年 7 月 31 日までの独占交渉権を付与していたため、これ以上の協議はしていないとのことです。

追加提案者からの 2025 年 6 月 20 日付の提案書を受け、対象者は、2025 年 6 月 21 日、EQT に対し、6 月 6 日付提案書における公開買付価格を上回る提案書を受領した旨を伝えたとのことです。その後対象者は、独占交渉期間の末日である 2025 年 6 月 26 日、EQT より、Final Offer と題する、対象者株式 1 株当たりの公開買付価格を 5,600 円とする 6 月 26 日付最終提案書を受領したとのことです。6 月 26 日付最終提案書における公開買付価格は、対象者株価の変動のきっかけとなった本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の前営業日である同年 10 月 29 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月 (2024 年 9 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで)、直近 3 ヶ月 (2024 年 7 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで)、及び直近 6 ヶ月 (2024 年 4 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで) の終値の単純平均値 (4,839 円、5,030 円、4,738 円及び 4,477 円) に対していずれもプレミアム (15.73%、11.33%、18.19%及び 25.08%) が付与されていたとのことです。また、対象者株価が、Oasis による 2022 年 5 月 19 日付の対象者に対するキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる 2022 年 5 月 18 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月 (2022 年 4 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで)、直近 3 ヶ月 (2022 年 2 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで)、及び直近 6 ヶ月 (2021 年 11 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで) の終値の単純平均値 (2,461 円、2,710 円、2,858 円及び 2,703 円) に対していずれもプレミアム (127.55%、106.64%、95.94%及び 107.18%) が付与されていたとのことです。さらに、6 月 26 日付最終提案書の提出日の前営業日である 2025 年 6 月 25 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月 (2025 年 5 月 26 日から 2025 年 6 月 25 日まで)、直近 3 ヶ月 (2025 年 3 月 26 日から 2025 年 6 月 25 日まで)、及び直近 6 ヶ月 (2024 年 12 月 26 日から 2025 年 6 月 25 日まで) の終値の単純平均値 (6,225 円、5,890 円、5,767 円及び 5,809 円) に対していずれもディスカウント (-10.04%、-4.92%、-2.90%及び -3.60%) となっていたとのことです。

EQT の 6 月 26 日付最終提案書を受け、対象者は、2025 年 6 月 30 日、さらに対象者の本源的価値に照らして企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から提案内容を総合的に精査したとのことです。6 月 26 日付最終提案書における公開買付価格も、提出日の前営業日である 2025 年 6 月 25 日の対象者株式の終値よりもディスカウントされたものであり、また、本憶測報道による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価を踏まえても、依然として対象者の本源的価値に照らして十分な価格と判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮した価格であると評価できないこと、本憶測報道の有無とその影響の多寡にかかわらず、本公開買付けの成立の蓋然性の観点から、本公開買付けの公表日に近接した時点又は期間を基準とした株価についても相応に重視し

て判断をする必要があることから、2025 年 6 月 30 日、対象者は、本特別委員会より承認を得て、EQT に対し、更なる価格の引上げを検討するよう要請したとのことです。なお、6 月 26 日付最終提案書には、2025 年 6 月 26 日中に、公開買付者（EQT）に対する独占交渉権を 2025 年 7 月 11 日まで延長しなければ提案は失効するとの記載があったものの、追加提案者に対して更なる意向表明書の提出の意向を確認する必要があったことから、独占交渉権の延長は認めなかったとのことです。

もっとも、対象者は、2025 年 7 月 3 日、EQT より、これ以上の価格の引上げはできないとの回答を受け、さらに、EQT は、Oasis と応募契約の締結に向けて価格交渉をしていたところ、Oasis に対しても、価格交渉の期限を 2025 年 7 月 9 日と設定した上で、5,600 円から価格の引上げを行うことはできないため、この価格で合意に至らない場合は提案を撤回するとの通知をしたとの連絡を受けたとのことです。その後、対象者は、EQT と Oasis との価格交渉の期限である 2025 年 7 月 9 日、EQT から、口頭で、Oasis との価格交渉の結果、最終的に提案価格を引き上げ、Oasis より対象者株式 1 株当たり 5,700 円であれば応募契約に応じる意向がある旨が確認できたとの連絡を受けたとのことです。EQT が合意したという 5,700 円という公開買付価格は、対象者株価の変動のきっかけとなった本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の前営業日である同年 10 月 29 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2024 年 9 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 7 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 4 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで）の終値の単純平均値（4,839 円、5,030 円、4,738 円及び 4,477 円）に対していずれもプレミアム（17.79%、13.32%、20.30%及び 27.32%）が付与されてたとのことです。また、対象者株価が、Oasis による 2022 年 5 月 19 日付の対象者に対するキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる 2022 年 5 月 18 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2022 年 4 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）、直近 3 ヶ月（2022 年 2 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2021 年 11 月 19 日から 2022 年 5 月 18 日まで）の終値の単純平均値（2,461 円、2,710 円、2,858 円及び 2,703 円）に対していずれもプレミアム（131.61%、110.33%、99.44%及び 110.88%）が付与されていたとのことです。さらに、2025 年 7 月 9 日の前営業日である 2025 年 7 月 8 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2025 年 6 月 9 日から 2025 年 7 月 8 日まで）、直近 3 ヶ月（2025 年 4 月 9 日から 2025 年 7 月 8 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2025 年 1 月 9 日から 2025 年 7 月 8 日まで）の終値の単純平均値（5,947 円、6,035 円、5,801 円及び 5,817 円）に対していずれもディスカウント（-4.15%、-5.55%、-1.74%及び -2.01%）となっていたとのことです。その上で、対象者は、EQT より、2025 年 7 月 10 日、メールにて、同様に、Oasis より 5,700 円であれば応募契約に応じる意向がある旨が確認できた旨の連絡を受けるとともに、公開買付者（EQT）に対して 2025 年 7 月 31 日までの独占交渉権を付与するよう要請を受けたとのことです。

EQT からの連絡を受け、本特別委員会は、2025 年 7 月 11 日、EQT に対して、(i) Oasis が 1 株当たり 5,700 円の公開買付価格に同意していること及び Oasis が公開買付者（EQT）に対して独占交渉権を付与していることを前提として、EQT に対して 2025 年 7 月 31 日までの独占交渉権を付与することに同意すること、(ii) もっとも、5,700 円との公開買付価格は、依然として対象者の市場株価を下回っており、これに従う場合には対象者の少数株主は市場株価を下回る価格でスクイーズアウトを強制される状況にあり、また、対象者が追加提案者から競合する提案を受けており、本特別委員会の職責上、企業価値の向上に繋がる提案については真摯に検討する必要があること、公開買付者（EQT）に独占交渉権を付与としても、対象者がかかる検討を行うための環境を維持する必要があること、(iii) 創業家が対象者及び対象者の社外取締役に対して複数の訴訟を提起してきたこれまでの経緯に照らすと、本取引後に創業家が対象者の株主として残存し、創業家が推薦する取締役を対象者の取締役会の構成員とすることは適切ではないと考えることに鑑みて、本特別委員会が公開買付者（EQT）からの公開買付けに対して賛同意見を表明するにあたっては、公開買付契約書において、①MoM 条件の設定、②取引保護条項の緩和、③創業家を残存させないことの 3 点を条件とすべきと考えている旨を記載した書簡を送ったとのことです。

これに対して、本特別委員会は、2025 年 7 月 16 日、EQT から、①本取引については事前の積極的なマーケット・チェックなど一般株主の保護の観点での十分な公正性担保措置が実施されている一方、MoM 条件を付すことは本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって応募を希望する一般株主の利益に資さない可能性があることから、MoM 条件を受諾することは困難である、②同様に事前の積極的なマーケット・チェックが行われていることからすれば、取引保護条項は合理的な内容である、③本公開買付けを確実に成立させる上で創業家と合意することは不可欠であり、創業家を株主として残存させることは本公開買付価格の提案の前提であったほか、創業家出身の人物が対象者の取締役として経営に直接関与することはないことが合意できており Move On 5 への影響は見込まれないとの回答を受けたとのことです。さらに、対象者は、2025 年 7 月 17 日、公開買付者（EQT）より、7 月 17 日付 Final Binding Offer を受領したとのことです。これによると、5,700 円が公開買付価格の最終提案であること、Oasis 及び Farallon がそれぞれ保有する全ての株式等を本公開買付けに応募することに応諾していること、本応募・不応募株主らとも合意しており、創業家（本応募・不応募株主ら並びに内山氏の親族である内山邦子氏及び内山友里氏）が保有する対象者株式のうち、一部（合計 1,279,338 株、所有割合 1.64%）は本公開買付けに応募する一方、残部（合計 6,532,359 株、所有割合 8.37%）については本公開買付けに応募せ

ず、本スクイーズアウト手続の実行後、合併又は株式交換により、公開買付者に保有させることと引き換えに、本応募・不応募株主らが公開買付者又はその親会社の株式の一部の交付を受けて、約 15%の持株比率となるとともに、創業家の代理人一名を対象者の取締役として指名することができる（但し、創業家出身の人物は対象者の取締役及び取締役会のオブザーバーに指名されない）旨がその内容になっていること、Oasis 及び Farallon のみならず、本応募・不応募株主らとの間で上記合意を行うことは、本取引を確実に実施するためには不可欠であること等が記載されていたとのことです。

7月17日付 Final Binding Offer を受け、対象者は、2025年7月17日、公開買付者（EQT）に対し、上記の創業家と対象者との過去の経緯に照らして創業家に対象者の取締役の指名権を認めることを条件とすることは応諾できない旨を伝えたところ、2025年7月23日、公開買付者（EQT）から、創業家と交渉の上、株主としては残存するが、創業家には対象者の取締役の指名権を付与していないとの連絡を受けたとのことです。

また、本特別委員会は、2025年7月23日、公開買付者（EQT）に対して、改めて、①少なくとも、対象者株式の保有数量に鑑みて市場価格で売却することが事実上困難である Oasis 及び Farallon 並びに本取引後も対象者株主として残存する創業家を除いた対象者の株主様の過半数が公開買付けに賛同することを MoM 条件として設定すること、②本公開買付契約における取引保護条項を緩和すること、③創業家が本取引後に株主として残らないことが望ましく、本取引後の対象者の経営に対する創業家の影響力を抑制する必要があることを要望したとのことです。

これに対し、本特別委員会は、2025年7月24日、公開買付者（EQT）から、①本取引の成否に及ぼす影響力を背景として強い交渉力を有する大株主である Oasis 及び Farallon との複数回に亘る交渉を経て合意された価格であることは、むしろ本公開買付価格を含む取引条件の公正さを強く裏付ける要素であり、MoM 条件において、応募株主である Oasis 及び Farallon は一般株主として取り扱うことが合理的であること（なお、本特別委員会から一般株主の意思確認を行う意義に関して受けた意見も踏まえ、買付予定数の下限について、国内パッシブ・インデックス運用ファンドが保有すると推定される株式数の控除は取りやめることにしたこと）、②公開買付者（EQT）との取引安定性が阻害され得るような条件は看過することはできないことに加え、事前の十二分なマーケット・チェックを含む公正なプロセスを経ているという本件の経緯に照らせば、取引保護条項は対象者の株主の皆様に対しても十分に説明可能な内容であると考えていること、③創業家との再交渉により、上記のとおり、創業家による取締役の指名権は付与しておらず、創業家による本取引後の対象者の経営・事業運営における影響は著しく減少したと考えていることとの回答を受けたとのことです。

かかる回答を受け、本特別委員会は、2025年7月24日、公開買付者（EQT）からこれ以上の譲歩を引き出すことは難しく、本特別委員会の要求を本取引の条件とする場合には本取引の実行が困難になると判断し、仮に本取引が実行されなければ本憶測報道後の本取引の実行に対する期待が一定程度織り込まれた状態にある対象者株式の現在の市場株価は、本公開買付価格よりも下落する可能性を否定することができず、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iii) 判断内容」に記載のとおり、この点について一般株主の皆様に対する情報提供を行い、一般株主の皆様が本公開買付けに応募するかどうかについては株主の皆様判断に委ねることが相当であると判断したとのことです。このように、対象者及び本特別委員会は、本公開買付契約の条件交渉等を通じて本取引の実施に向けた検討を継続的に行い、2025年7月29日に開催された取締役会及び本特別委員会において、本公開買付価格を1株当たり5,700円とし、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額である5,699円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である1,000株を乗じた5,699,000円として公開買付者との間で本公開買付契約を締結することを決定し、EQT との間で本取引を実施することで合意に至ったとのことです。

以上の検討及び各本候補者との交渉過程において、対象者は、大江橋法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年7月29日付答申書の提出を受けたとのことです。（2025年7月29日付答申書及び2025年11月13日付答申書の概要並びに本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

（iii）対象者が本公開買付けに賛同するに至った理由

以上の経緯の下で、対象者は、2025年7月29日に、リーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言、UBS 証券から受けた財務的見地からの助言及び2025年7月29日付で提出を受けた対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書（UBS 証券）」といいます。）の内容、並びに本特別委員会を通じて野村證券から2025年7月28日付で提出を受けた対象

者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書（野村証券）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2025年7月29日付答申書の内容を最大限に尊重しながら（2025年7月29日付答申書の概要については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。なお、2025年7月29日付答申書については、本特別委員会の委員の一名から反対意見が付されていますが、本特別委員会における真摯な議論の結果として、委員の過半数が対象者の企業価値向上に資する点を含めて本取引に賛同されていること、当該反対意見についても、本取引が創業家を残存させることになる点で対象者の企業価値向上に資するとは考えられないことが理由であると明確にされており、本取引に係る手続の公正性や本取引の条件の妥当性については賛同されていることから、2025年7月29日付答申書の内容を最大限尊重しているとのことです。）、本取引について、企業価値の向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は株主の皆様が享受すべき利益が確保される妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び以下の本取引に関するシナジーに係る記載を踏まえて、EQT をパートナーとして非公開化を遂げることが対象者の企業価値を向上させるものであるとの結論に至ったとのことです。すなわち、上記「① 対象者を取り巻く経営環境等」に記載のとおり、対象者は、2024年3月期までの直近3期連続で過去最高の売上高を達成し、2024年3月期には過去最高益を達成し、かつ、株主との対話を経て、対象者の企業価値を最大化し、株主共同の利益を確保・向上させるために2024年5月14日の取締役会決議において全会一致でMove On 5を策定して対話を行ったにもかかわらず、対象者の一部株主からMove On 5の経営目標の達成に対する理解を得ることができないという経営環境にあるとのことです。そのような環境下において、本取引は、株式の非公開化を通じて、特に対象者がMove On 5を通じて中長期で一貫した事業戦略を実行して成長し、会社を変革していくために安定した経営基盤を構築し、株主からの統一的な支援を得ることができる点に加え、EQT が、対象者株式の非公開化後も、対象者と協働の上、Move On 5の経営目標の達成を全面的にサポートすることを通じて、更なる対象者の企業価値の最大化を図ることにコミットしているとのことです。そのため、本公開買付けを通じた非公開化によって、対象者は、安定した株主構成を確保しつつ、国内及び海外企業を中心に豊富な投資実績及び知見・ネットワークを有している同社のサポートのもと、Move On 5で策定した事業戦略を強力に推進し、Move On 5の実現可能性をより高めることができ、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると考えているとのことです。具体的には、対象者は、グローバル規模のEQT ネットワークを活用することにより、EQT 傘下の各企業とのアライアンスの推進を図り、下記のようなシナジー効果が期待できると考えているとのことです。

- ・ 各地域でのリーダーシップ経験や特定領域の経験豊富なエキスパートの紹介を通じた海外展開の加速
- ・ 高度な専門性を有するEQT デジタル・チームのサポートによるDX化の促進
- ・ EQT のアジア拠点を活かしたローカル企業とのネットワークによるインド、東南アジア等の成長セグメントにおける事業拡大
- ・ EQT の資金力及びM&A ノウハウを活かしたインオーガニックな成長の実現
- ・ EQT 傘下の不動産ファンドが有する建物への対象者の保守・リニューアルサービス展開によるアフターマーケット事業の拡大

一方で、対象者株式の非公開化のデメリットとして、上場していることによるステークホルダーの皆様からの信用への影響、とりわけ対象者のお客様からの信頼関係への影響、採用活動の難化やモチベーション低下による従業員の離反等が想定されるものの、対象者は、1963年5月に大阪証券取引所市場第二部に株式を上場して以来、対象者の知名度や取引先に対する信用力は既に確保できており、また、従業員のモチベーションについては他の方策を講じることにより維持向上を図ることが可能であることから、上場を維持する必要性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況にあると考えているとのことです。

以上を踏まえ、対象者取締役会は、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回り、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者の経営環境の解決に資するものであり、対象者の企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

また、対象者は、本公開買付価格を5,700円とし、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする本公開買付価格は、2025年7月29日開催の取締役会決議の時点では、以下の点等を踏まえ、対象者の本源的価値が相応に反映されていると合理的に評価可能な妥当な価格であり、その他本公開買付けの条件は、公正であると考えたとのことです。

- (ア) 対象者は、対象者の更なる企業価値の向上及び対象者の株主の皆様様の利益最大化の観点から、EQT に加えて、対象者にとって望ましい投資家を選定することを目的として非公開化プロセスを実施し、複数の本候補者から対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保し、そのうち価格提示のあった事業会社1社（本最終候補者）をEQT 以外の最終候補者としてデュー・ディリジェンスの機会を与え、また、対象者は、2024 年10 月30 日付の本憶測報道を受けて、2024 年10 月31 日付で「一部報道について」と題して、対象者が法的拘束力のない初期的な提案を受け、本特別委員会を設置したことを開示しており、仮に非公開化プロセスに参加していなくても、対象者の非公開化に関心のある投資家であれば、対象者に対して関心を表明する機会と時間は十分に与えられており、事前の積極的なマーケット・チェックがなされたと言えること。その上で、本最終候補者を含む本候補者からは、本憶測報道後の対象者の株価水準、及び、中国の不動産不況下での新設事業の減少等による2025 年3 月期の業績予想の下方修正等を理由に最終的な提案を受けることができず、本公開買付価格は、競争環境が確保された中で、最終的に、具体性及び実現可能性があり、法的拘束力のある提案として提示された唯一の価格であること。一方で、対象者は、追加提案者より、2025 年6 月20 日付で、本公開買付価格を上回る価格で対象者の株式の過半数を取得する旨の法的拘束力のない提案を受けているが、価格や取引ストラクチャーに関する説明は具体性に乏しく、また、今後のデュー・ディリジェンスや競争法・投資規制法に基づく許認可等の取得等を条件とするほか、買付資金の調達に関する説明もなく、実現可能性を直ちに検証できない内容であることに加え、2025 年6 月27 日付で、追加提案者に対し、秘密保持誓約書のドラフトを送付するとともに、2025 年6 月30 日に意向表明書の提出に当たり対象者として真摯に検討するために明確かつ具体的に提示してほしい内容を通知しているにもかかわらず、具体的な返答あるいは真摯な提案を受けておらず、ようやく2025 年7 月17 日に至って秘密保持誓約書のドラフトに対するマークアップを受領したにとどまり、現状では、具体的かつ実現可能性のある提案が速やかになされることは期待できないこと。一方で、今後、追加提案者による具体的かつ実現可能性のある提案の可能性や時期が分からない状況において、そのような提案がなされるまで本取引の公表ができないとすれば、対象者の大株主である Oasis 及び Farallon が本公開買付価格への応諾を撤回し、又は EQT が本取引の検討を撤回する可能性が高く、それにより対象者の企業価値の向上に資する本取引を実施する機会を逸失してしまう現実的なおそれがあること。
- (イ) 他方で、今後、追加提案者を含む非公開化プロセスに参加しなかった投資家から真摯な提案がなされる可能性は否定できないことから、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」のとおり、本公開買付契約において、対象者は、本取引の公表後でも、一定の条件及び負担はあるものの、真摯な提案に対しては真摯な検討を行い、本公開買付けへの賛同を撤回し、対抗買付けに対する賛同表明を行うことは妨げられないことになっており、本取引の実行後も、追加提案者による提案の検討機会を放棄するものではなく、間接的なマーケット・チェックを実施することにより、本公開買付価格の妥当性を検証し得る状況にあること。
- (ウ) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための各措置が講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与のもと、非公開化プロセス及び追加提案者の存在という競争環境が存在する中で EQT と十分かつ真摯な交渉を重ね、EQT より対象者のデュー・ディリジェンス後に提示された価格（5,400 円）から相応の上積みが実現されており、対象者として、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたという経緯の下で決定された価格であるといえること。
- (エ) 本公開買付価格が、対象者が UBS 証券から 2025 年7 月29 日付で取得した株式価値算定書（UBS 証券）における対象者株式の価値算定結果のうち、(i) 市場株価平均法（基準日1）の算定結果を上回り、かつ、(ii) 対象者の株式の本源的価値を表すディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であり、かつレンジの下位25%よりも中央値寄りに位置していること。
- (オ) 本公開買付価格が、対象者が本特別委員会を通じて野村證券から 2025 年7 月28 日付で取得した株式価値算定書（野村証券）における対象者株式の価値算定結果のうち、(i) 市場株価平均法（基準日1）の算定結果を上回りかつ、(ii) DCF 法による算定結果のレンジの範囲内であること。
- (カ) 本公開買付価格は、対象者が取締役会決議を行った 2025 年7 月29 日の前営業日である 2025 年7 月28 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2025 年6 月29 日から 2025 年7 月28 日まで）、直近3ヶ月（2025 年4 月29 日から 2025 年7 月28 日まで）、及び直近6ヶ月（2025 年1 月29 日から 2025 年7 月28 日まで）の終値の単純平均値（6,169 円、6,000 円、5,892 円及び 5,843 円）に対していずれもディスカウント（-7.60%、-5.00%、-3.26%及び-2.45%）となる金額であるものの、対象者の株価は、対象

者株価の変動のきっかけとなった本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の前営業日である同年 10 月 29 日の終値 (4,839 円) から、本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の終値 (5,286 円) を経て、その翌々営業日である 2024 年 11 月 1 日の終値 (5,650 円) にかけて 16.76% の顕著な上昇をしており、本取引の実施に関する期待を相当程度織り込んでいるという見方が合理的であること。また、本憶測報道から 2025 年 7 月 28 日まで相当期間が経過しているものの、2024 年初来の対象者の平均株価を確認すると、2024 年 1 月 4 日から 2025 年 7 月 28 日までは 4,975 円、2024 年 1 月 4 日から本憶測報道がなされた日の前営業日 (2024 年 10 月 29 日) までは 4,188 円、本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日から 2025 年 7 月 28 日までは 5,853 円であり、報道前後で平均株価が 39.76% 上昇している一方で、同期間の TOPIX 推移を確認すると、2024 年 1 月 4 日から 2025 年 7 月 28 日までは 2,704.08pt、2024 年 1 月 4 日から本憶測報道がなされた日の前営業日 (2024 年 10 月 29 日) までは 2,681.82pt、本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日から 2025 年 7 月 28 日までは 2,728.92pt となっており、報道前後の変動は 1.76% のみに留まっていることからすれば、本憶測報道から 2025 年 7 月 28 日までの期間における対象者株価の上昇は、マーケット全体の影響等によるものではなく本憶測報道を契機とした非公開化への期待感によるものと考えられ、本憶測報道から相当期間が経過した現在においても株価が高止まりしていることから、対象者の本源的価値を評価するために市場株価を参照するに際しては、本憶測報道による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価に対するプレミアムを考慮することが相当と考えられること。そして、本公開買付価格は、本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の前営業日である同年 10 月 29 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月 (2024 年 9 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで)、直近 3 ヶ月 (2024 年 7 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで)、及び直近 6 ヶ月 (2024 年 4 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで) の終値の単純平均値 (4,839 円、5,030 円、4,738 円及び 4,477 円) に対していずれもプレミアム (17.79%、13.32%、20.30% 及び 27.32%) が付与されていること。一般に、PBR (株価純資産倍率) が高い銘柄は既に株式市場において企業価値が高く評価されているため、公開買付け案件及び M&A 案件における市場価格に対するプレミアム比率は低くなる傾向にあるところ、本憶測報道の前営業日である 2024 年 10 月 29 日の対象者の PBR は約 2.5 倍となっていること。経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降に公表され、2025 年 7 月 28 日までに公開買付けが成立し、憶測報道前の時価総額が 2,000 億円以上の上場企業の非公開化を目的とした他の公開買付けの事例 (取引金額 100 億円以上) の中で、PBR が 2 倍超の事例 11 件におけるプレミアムの水準との比較において、著しく低い水準とは言えないことも踏まえると、本公開買付価格は、本件と類似する直近の公開買付け事例に照らし、本憶測報道による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価に対して相応のプレミアムが付された価格であるといえること (注)。

- (キ) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した 2025 年 7 月 29 日付答申書においても妥当であると判断されていること。
- (ク) 本公開買付価格は、EQT が、対象者の大株主である Oasis 及び Farallon との間の独立当事者間同士の真摯な交渉を経て、応諾を得られた価格であること。
- (ケ) 本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である 5,700 円と各本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額と決定されているため、本公開買付価格と同様の理由で、本新株予約権者の皆様の利益に十分な配慮がされたものといえること。
- (コ) 公開買付期間について、公開買付期間を原則として 20 営業日 (但し、日本及び米国における休日の差異により、20 営業日を超える日数とする可能性があるとのこと) とすることを予定しているものの、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されることになることも踏まえると、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保されているといえること。
- (サ) 公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式併合を行うことを予定しており、本公開買付けに応募しなかった株主に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けに応募した場合に受領する価格と同一となるように算定されることを明らかにしていること及び対象者の株主の皆様に株式買取請求権及びこれに伴う裁判所に対する価格決定申立権が確保されており、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること。

(注) 当該事例について、公表日の前営業日 (但し、憶測報道があったものについてはその前営業日) を基準日として

計算されるプレミアムの中央値は、同日終値に対して 18.88%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 28.30%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 30.77%、及び同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 33.40%とのことです。

他方で、本公開買付価格は、上記(カ)に記載のとおり、対象者が取締役会決議を行った 2025 年 7 月 29 日の前営業日である 2025 年 7 月 28 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2025 年 6 月 29 日から 2025 年 7 月 28 日まで）、直近 3 ヶ月（2025 年 4 月 29 日から 2025 年 7 月 28 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2025 年 1 月 29 日から 2025 年 7 月 28 日まで）の終値の単純平均値（6,169 円、6,000 円、5,892 円及び 5,843 円）に対していずれもディスカウント（-7.60%、-5.00%、-3.26%及び -2.45%）となる金額となっていたとのことです。上記(カ)のとおり、2025 年 7 月 28 日時点の対象者株式の市場価格は、本憶測報道を契機とした非公開化への期待感によって高止まりしている可能性があったと考えられる一方、本公開買付価格は、本件と類似する直近の公開買付け事例に照らし、本憶測報道による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価に対して相応のプレミアムが付された価格であるといえ、本源的価値が相応に反映されていると合理的に評価可能な妥当性を有するものと考えられることから、必ずしも対象者の株主の皆様にとって不利益な価格ではないとの見方も可能と考えていましたが、対象者としては、同日時点では、本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては最終的に株主の皆様の判断に委ねるのが相当であるとの判断をしていたとのことです。

以上より、対象者は、2025 年 7 月 29 日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

その後、対象者は、2025 年 10 月 23 日、公開買付者から、(i) 本クリアランスの取得が完了した旨、(ii) 本前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公開買付けを 2025 年 11 月 14 日より開始することを予定している旨の連絡を受領したとのことです。

これを受け、対象者は、本特別委員会に対して、2025 年 7 月 29 日付答申書の意見に変更がないか検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。本特別委員会は、2025 年 7 月 29 日付答申書の時点では、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理性を有すると考えられるから、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明することは妥当であり、また、本取引の取引条件は、合理的な範囲においてマーケット・チェックを実施した上で得られたものであり、妥当性を有するうえ、競合する買収提案の検討・交渉を含めて、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられるものの、対象者株式の公開買付価格を対象者株式 1 株当たり 5,700 円とする本公開買付けへの応募を推奨することの是非については、本取引の公表予定日（2025 年 7 月 29 日）の前営業日の終値及び直近 1 ヶ月、直近 3 ヶ月、直近 6 ヶ月の終値の単純平均値との比較で本公開買付価格がディスカウントであるという対象者株価の状況を踏まえて、中立の立場をとった上で、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の判断に委ねることが相当である旨の意見を答申していたとのことです。そして、本特別委員会は、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表によって本公開買付けのスキームや条件等の詳細を明らかとした後、他の潜在的な買収者にも対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で、間接的なマーケット・チェックを実施したと評価でき、本公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案はなされなかったこと、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後から 2025 年 11 月 13 日までの間の対象者の市場株価は本公開買付価格を下回る状況にあるところ、かかる市場株価の推移については、対象者が 2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後に行った複数の対象者の株主とのエンゲージメントを通じて、本取引について異議や懸念を示されたことがなかったことも踏まえれば、本公開買付けについて市場が好意的に受け止めたとの評価も一応可能である一方、Oasis、Farallon 及び創業家と一般株主が置かれている利害状況が相違していた中で MoM 条件が設定されなかったことを踏まえると、市場株価からのディスカウントが解消された点を過度に重視して評価することは適当でないといえること、市場株価は様々な諸条件が反映された結果として形成されるものであり、市場株価からのディスカウントが解消された理由について一義的な判断をすることは困難であることを考慮すると、かかる市場株価の推移のみをもって、対象者として本公開買付けに応募することを推奨する状況が整ったものと判断することもまた適切であるとは言い難いこと、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後から 2025 年 11 月 13 日までの間に、上記の間接的なマーケット・チェックを実施したこと、本クリアランス手続の完了に係る前提条件が充足し、本取引を実行することについての支障は存在しなかったこと以外に、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件その他対象者の事業環境等に重要な点において変更は存在しないこと等を踏まえると、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後、2025 年 11 月 13 日に至るまでの間

に、2025年7月29日付答申書の意見の前提となる事情等について実質的な意味で変化があったと断定すべき点が認められず、本特別委員会として2025年7月29日付答申書の意見を変更しなければならない特段の事情は認められないとして、2025年11月13日、対象者取締役会に対して、2025年7月29日付答申書と同様、対象者取締役会は本公開買付けについて中立の立場をとった上で、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることが相当である旨の2025年11月13日付答申書（その概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を提出したとのことです。

その上で、対象者は、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025年11月13日、対象者取締役会において、本特別委員会から提出された2025年11月13日付答申書の内容を最大限に尊重し、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

2025年11月13日開催の取締役会においては、まず、審議及び決議に参加した対象者の取締役の過半数の承認（賛成6名、反対2名、欠席1名）により、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明することを決議し、次に、審議及び決議に参加した対象者の取締役の過半数の承認（賛成5名、反対1名、棄権2名、欠席1名）により、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役4名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、上記決議に賛成しなかった海野薫取締役及び嶋田亜子取締役並びにトーステン・ゲスナー取締役の意見については、下記「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

上記取締役会の決議の詳細については、下記「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

④ 本公開買付け後の経営方針

EQTは、対象者のMove On 5に基づくビジネス戦略の実行を、対象者の経営陣、従業員、そして広範なステークホルダーとともに支援し迅速化していきたいと考えており、本取引後も対象者の現在の経営体制を原則として維持することを予定しております。これに加えて、EQTが有する対象者の国内・海外の競合企業にて経営経験を持つグローバルな幅広い業界エキスパート及び経営人材のネットワークも活用し、中長期的視点からの既存の人材並びにEQTのネットワークを活用し招聘を含む積極的な人材への投資を行うことで、対象者の事業基盤の強化と成長の加速を目指します。なお、EQTから対象者に派遣する役員等の人数については、現時点で決定されている事項はなく、本公開買付けの成立後、対象者の経営陣との協議の上で方針を決定する予定です。

従業員の雇用や待遇につきましても、原則として現状を維持する意向です。さらに、EQTは、対象者の中長期的成長及び企業価値向上の成果の対象者の役職員との共有を通じ、公開買付者及び対象者の役職員が一丸となって対象者の戦略の遂行・加速に取り組むことを目的としたインセンティブプログラムを導入することを予定しておりますが、具体的な内容や導入時期について現時点で決定された事項はありません。

（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在、対象者は公開買付者、公開買付者親会社及びEQT（以下「公開買付者ら」といいます。）の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の執行取締役の全部又は一部が公開買付者らに直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引にも該当しません。もっとも、本取引は本スクイズアウト手続を伴うものであることを踏まえ、本公開買付け価格及び本新株予約権買付価格を含む取引条件の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施しました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本取引はマネジメント・バイアウト (MBO) 取引や支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、初期意向表明書は対象者株式の非公開化を伴う提案であったことから、対象者は、企業買収行動指針に則り、2024 年 10 月 18 日開催の対象者の取締役会において、初期意向表明書を含む対象者の企業価値を向上させるためのあらゆる戦略的な選択肢について、対象者と一般株主との間の利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応して、対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、EQT 及び対象者並びに本取引の成否のいずれからも独立した、対象者の独立社外取締役 3 名 (社外取締役海野薫氏 (米国ニューヨーク州弁護士、DLA Piper 東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所パートナー)、社外取締役クラーク・グラニンジャー氏 (WealthPark Capital 株式会社常務取締役、Reboot 株式会社 Co-Founder 代表取締役、COO/CFO)、社外取締役小原シェキール氏 (DIGIFIT Corporation 代表取締役 Co-CEO)) によって構成される本特別委員会を設置することを決議したとのことです。なお、この 3 名を委員として選任した理由は、経済産業省が 2019 年 6 月 28 日に公表した「公正な M&A の在り方に関する指針」において、独立性を有する社外取締役がいる場合には、原則として、その中から委員を選任することが望ましいとされていることに加えて、効率的に充実した審議を行うためには時差や距離による制約を受けない国内在住の独立社外取締役を選任することが適切であると考えたためであるとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されていないとのことです。また、当該取締役会においては、本特別委員会が、昇降機業界に関する専門的な知見を有し、共に国外に居住するトーステン・ゲスナー社外取締役 (自営業開業 シニア・アドバイザー、コンサルタント) 及びアンソニー・ブラック社外取締役 (Husky Injection Molding Systems Ltd. 社長 (サービス)) から必要に応じて専門的な助言を受けることができることが確認されたとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬は、通常の役員報酬以外に、委員としての職務に関する報酬を受領する予定ですが、委員としての職務に関する報酬は答申内容にかかわらず支払われる固定報酬であることから、本特別委員会の委員の本取引の成否からの独立性も確保されているとのことです。

そして、対象者は、本特別委員会に対して、①本取引 (なお、買収提案が競合した場合は、競合提案に係る取引についても、別個の取引として「本取引」と称する。) の目的が合理的といえるか (本取引が対象者の企業価値向上に資するかという点を含む。)、②本取引に係る手続の公正性が確保されているか (買収提案が競合した場合における検討・交渉の進め方を含む。)、③本取引の条件の妥当性が確保されているか (積極的なマーケット・チェックの要否及びその範囲・方法を含む。)、④本取引の実施 (本取引に係る公開買付けに関する意見表明を含む。) を決定することが対象者の一般株主にとって不利益なものではないか、⑤取締役会が本取引に係る公開買付けに賛同意見を表明し、対象者株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨することの是非、及び⑥その他取締役会が本特別委員会に諮問することが適切であると判断する事項 (以下総称して「本諮問事項」と定義します。) について諮問し、本諮問事項についての 2025 年 7 月 29 日付答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

また、対象者取締役会は、取締役会における本取引に関する意思決定については、上記委嘱に基づく本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとするを前提として本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、(i) 対象者と本取引に係る買収者 (以下「本買収者」という。) との間での公正な交渉状況を確保するべく、本買収者との交渉を対象者の役職員又はアドバイザー等が行うにあたり、本特別委員会の指示・監督の下で、事前に交渉方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと、(ii) 本取引のために講じるべき公正性担保措置の程度を検討し、必要に応じて意見・提言すること、(iii) 対象者の財務又は法務等のアドバイザーの選任を承認 (事後承認を含む。) した上で、諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、当該アドバイザー等から専門的助言を受けること、又は、対象者の費用負担の下、対象者及び本買収者並びに本取引から独立した、独自の財務若しくは法務等のアドバイザー又は第三者算定機関を選任した上で当該アドバイザー等から専門的助言を受けること、及び (iv) 本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、対象者の役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を要求し、受領することを決議したとのことです。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2024 年 10 月 28 日から 2025 年 7 月 29 日までの間に全 51 回の日程、合計約 33 時間にわたって開催されたほか、各会日間においても頻繁に電子メールや Web 会議等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等し

て、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。

具体的には、本特別委員会は、まず、2024年10月28日に、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるUBS証券並びに対象者の法務アドバイザーである大江橋法律事務所について、その独立性及び専門性等に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。さらに、本特別委員会は、2024年10月28日に独自の法務アドバイザーとして第一法律事務所を、また、2025年2月10日に独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券をそれぞれ選任したとのことです。

また、本特別委員会は、株式価値算定書（UBS証券）、株式価値算定書（野村證券）、本取引に関する対象者の意見表明に関するプレスリリース及び本公開買付契約の各ドラフトのほか、非公開化プロセスにおいて本候補者から受領した提案書を含む、本取引の検討や本公開買付価格の交渉に関する一連の資料その他の本特別委員会において配付された各種資料を検討したとのことです。

さらに、本特別委員会は、本諮問事項につき検討するため、本取引に関し、対象者の執行取締役との間で定期的に会合をもち、対象者、大江橋法律事務所及びUBS証券から複数回に亘り、対象者における対象者の事業に関する現状認識、本取引の意義・目的、本取引が対象者に与える影響についてのヒアリングを実施したとのことです。また、本特別委員会の委員は、昇降機業界に関する専門的な知見を有し、共に国外に居住するトーステン・ゲスナー社外取締役及びアンソニー・ブラック社外取締役に対して、適時に状況を報告しているとのことです。

加えて、本特別委員会の委員は、対象者から本事業計画について説明を受け、質疑応答を行うとともに、本事業計画の重要な前提条件及び作成経緯等についての合理性を確認し、本事業計画について不合理であると認めるべき理由は存在しないと判断しているとのことです。

また、本特別委員会は、野村證券から、対象者株式の株式価値の算定方法及び評価プロセス並びに株式価値算定等に関する考察過程について詳細な説明を受けるとともに、本特別委員会の委員は、UBS証券から、対象者株式の株式価値の算定方法及び評価プロセス並びに株式価値算定等に関する考察過程についての説明を受け、それぞれにおいてヒアリングを実施したとのことです。

このほか、本公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件に関する交渉経緯については、非公開化プロセスの内容及び状況並びに対象者とEQT及び本候補者との交渉状況を含め、対象者、大江橋法律事務所及びUBS証券から本特別委員会の委員に対して詳細な説明が行われたとのことです。本特別委員会の委員からも当該説明の都度、交渉に関して意見を述べ、交渉方針を確認することで、交渉に主体的に関与しているとのことです。また、本特別委員会は、2025年7月11日、EQTに対して、本特別委員会が公開買付者（EQT）からの公開買付けに対して賛同意見を表明するにあたっては、公開買付契約書において、①MoM条件の設定、②取引保護条項の緩和、③創業家を残存させないことの3点を条件とすべきと考えている旨を記載した書簡を送り、また、2025年7月12日には、本特別委員会からEQTに対して、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等につき質問する質問表を送り、2025年7月16日には、EQTとの間でインタビューを行い、質問表に対する回答を得たとのことです。さらに、本特別委員会は、2025年7月23日、公開買付者（EQT）に対して、改めて、①少なくとも、対象者株式の保有数量に鑑みて市場価格で売却することが事実上困難であるOasis及びFarallon並びに本取引後も対象者株主として残存する創業家を除いた対象者の株主の過半数が公開買付けに賛同することをMoM条件として設定すること、②本公開買付契約における取引保護条項を緩和すること、③創業家が本取引後に株主として残ることが望ましく、本取引後の対象者の経営に対する創業家の影響力を抑制する必要があることを要望したとのことです。

これとは別に、本特別委員会は、対象者の法務アドバイザーである大江橋法律事務所から、本取引において想定されているスキーム、対象者における意思決定プロセスにおいて講じている利益相反回避措置の内容及び運用状況、並びに本公開買付契約の交渉状況及びその内容について説明を聴取するとともに、本特別委員会の法務アドバイザーである第一法律事務所から本特別委員会の運営方法等について法的観点からの助言を受けているとのことです。

（iii）判断内容

A 2025年7月29日付答申書

本特別委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、対象者の依頼により対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるUBS証券及び本特別委員会のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から受けた説明並びに株式価値算定書（UBS証券）及び株式価値算定書（野村證券）の内容、並びに大江橋法律事務所及び第一法律事務所から受けた法的助言の内容も踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2025年7月29日に、対象者取締役会に対し、委員の過半数の承認で、以下の内容の2025年7月29日付答申書を提出しているとのことです。

a. 答申内容

（a）本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）

本取引は対象者の企業価値向上に資するものと認められ、その目的は合理性を有すると考えられる。なお、かかる点に対しては、委員1名からの反対意見が提出されている。

- (b) 本取引に係る手続の公正性が確保されているか（買収提案が競合した場合における検討・交渉の進め方を含む。）
競合する買収提案の検討・交渉の進め方を含めて、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。
なお、かかる点に対しては、委員1名からの補足意見が提出されている。
- (c) 本取引の条件の妥当性が確保されているか（積極的なマーケット・チェックの要否及びその範囲・方法を含む。）
本取引の条件は、合理的な範囲においてマーケット・チェックを実施した上で得られたものであり、妥当性が確保されているものと考えられる。なお、かかる点に対しては、委員1名からの補足意見が提出されている。

- (d) 本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明を含む。）を決定することが対象者の一般株主にとって不利益なものではないか

本取引の実施を決定することは、対象者の一般株主（2025年7月29日付答申書において、有価証券上場規程第441条の2に規定する「少数株主」と同義である。）にとって不利益なものではないと考えられる。但し、Oasis及びFarallonは、いずれもその保有株式数に照らして、現在の市場株価での売却が困難であるため、本公開買付価格が現在の市場株価を一定程度下回る価格であったとしても本取引に応じて売却益を獲得することにインセンティブを有している。また、創業家も、本取引の実行後も株式を保有するべく本応募・不応募契約を締結している。このため、これらの大株主は、本取引によって現在の市場株価を下回る価格でスクイーズアウトを強制され、将来のキャピタルゲインを得る機会を喪失することとなる一般株主とは異なる利害関係を有している。他方、対象者株式の現在の市場株価は、本憶測報道後の本取引の実行に対する期待が一定程度織り込まれた状態にあるため、本取引が実行されない場合には、本公開買付価格よりも下落する可能性を否定できない。このため、対象者の一般株主が本公開買付けに応募するかどうかについて適切に判断することができるよう、対象者の意見表明において本特別委員会の意見を記載して、一般株主に対する情報提供を行うことが望ましい。

- (e) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明することは妥当であるものの、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非については、対象者の株主の判断に委ねることが相当であると考えられる。

b. 答申理由

- (a) 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項

本取引は、以下の点に照らして、対象者の企業価値に向上に資するものと認められ、本取引の実行の目的は合理的であると考えられる。

ア 対象者は、一部株主から対象者のMove On 5の経営目標の達成に対する理解を得られないという経営環境に置かれている。かかる対象者の置かれた経営環境や中国不動産市況の悪化に伴う中国業績の悪化等の経営課題を踏まえると、Move On 5を尊重し、中国事業を含めた国内外における豊富な投資実績及び知見並びにグローバル規模のネットワークに基づくアライアンスを活用してサポートしてもらえるスポンサーの下で対象者株式を非公開化し、長期的な戦略実行のための経営の安定性を確保し、対象者の強みを伸ばせる組織構造を追求することこそが、対象者がMove On 5における各施策を着実に遂行するために必要であり、持続的成長の維持と中長期的な企業価値向上を図ることに資する施策であると考えられることには合理的理由がある。

イ 対象者の経営陣からは、本取引は対象者の企業価値の向上に資するとの見解が示されているところ、国内及び海外企業を中心に豊富な投資実績及び知見・ネットワークを有しているEQTのサポートのもと、対象者の事業戦略推進を強化することで、対象者の中長期的な企業価値の向上の実現可能性を高めることができる可能性があるとの判断に特段不合理な点は認められない。

また、現状の対象者の株主構成においては、一部株主から対象者のMove On 5の経営目標の達成に対する賛同を得られていないところ、本公開買付けを通じた非公開化によって、Move On 5の経営目標の達成に賛同する安定した株主構成を確保し、Move On 5の実現に向け邁進することで、Move On 5の実現に向けた取組により一層集中することが可能となり、当該目標達成の確度を高めることができると考えられる。

ウ 他方、本取引のデメリットとしては、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースのドラフトの「3. 本公開買付に関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定の過程及び理由」の「(iii) 当社が本公開買付に賛同する理由」に記載のとおり、上場していることによるステークホルダーからの信用への影響、とりわけお客様との信頼関係への影響、採用活動の難化やモチベーション低下により従業員の離反等が想定される。しかし、これらの本取引のデメリットについては、対象者経営陣が検討し説明するとおり、対象者の知名度や取引先に対する信用力はこれまでの実績から確保できており、また、従業員のモチベーションの維持向上を図るための施策が可能であることを考慮した結果、上場を維持する必要性や上場を維持することによって享受できるメリットは相対的に低下しているという考え方は特段不合理なものではない。

またこれらの点に加え、本取引によって非上場化すれば、資本市場から資金調達ができなくなるデメリットも挙げられるが、今後事業上必要となる資金は金融機関からの借入による調達も可能であるほか、EQT によれば追加買収に要する資金についてはEQT の潤沢な資金を活用とすることも可能とのことである。したがって、本取引の実行による対象者株式の非公開化が対象者の企業価値を大きく毀損するおそれは低く、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回るであろうことが合理的に推認できる。

エ そうすると、本取引は、これまで対象者が Move On 5 の実現に向けて推進してきた事業戦略に沿うものであり、Move On 5 の実現に向けた事業戦略の目標等を達成する確度をより一層高めるものであると評価することが可能である。対象者の事業戦略に理解のある EQT をパートナーとして迎え、国内及び海外企業を中心に豊富な投資実績及び知見・ネットワークを有している EQT のサポートを受けて事業戦略推進を強化することができる点で、本取引の実行の目的は合理的である。また、本取引に関して EQT から提案された具体的な施策は、対象者グループが Move On 5 において掲げている戦略方針の推進に資するものであると評価できる。それゆえ、本特別委員会としても、本取引の実行は対象者の企業価値の向上に資するものであると考える。

オ 本公開買付け後の経営体制について、対象者は、EQT から、対象者の前会長である内山氏をはじめとする対象者の創業家を本取引後も対象者の株主として残存させ、創業家が推薦する候補者 1 名（但し、創業家の出身者ではない。）を対象者の取締役として就任させることができる権利を付与するとの内容の提案を受領していた。しかし、これまでの創業家の株主総会における言動等に鑑みると、創業家が対象者の現経営体制や現経営体制が策定した経営計画である Move On 5 に賛同していると評価することは困難であり、また、対象者及び対象者の役員に対して複数の訴訟を提起するなど対象者の経営に混乱を与えてきた。創業家による経営体制から現経営体制への転換を図り、「New Fujitec」への移行を進めてきたにもかかわらず、創業家が本取引後も対象者の株主として残存し、対象者に対して影響力を再び発揮することとなれば、対象者のレピュテーションを棄損するおそれがあることを否定できない。このため、本特別委員会は、本公開買付け後も創業家が対象者の株主として残存して影響力を維持するスキームは対象者の企業価値の向上の観点からは最善ではないと判断し、2025 年 7 月 10 日、EQT に対して創業家を対象者の株主として残存させないことを本取引の条件とするよう再考を求めた。これに対し、EQT は、対象者及び本特別委員会に対して本取引の実行の確実性を高めるためには創業家の賛同が必要であるという点を強調し、本取引後も創業家を対象者の株主として残存させることが必要である旨を回答した。

しかし、EQT が本取引の実行の確実性を高めるために創業家の賛同を得るという目的を達成するだけであれば、本公開買付け後も創業家が残存することを約束すれば足り、現状以上に創業家に取締役 1 名についての選任権を付与して経営への関与を強めることを認める必要はない。対象者経営陣も、本特別委員会と同様の理解の下、EQT から 2025 年 7 月 17 日付の Final Binding Offer を受領した後、EQT に対して、少なくとも創業家に取締役 1 名の選任権を付与して対象者の経営への関与を現状以上に強めることに合理的理由を認められない点を指摘して、重ねて再検討を求めた。その結果、同月 23 日、EQT は、対象者に対して、創業家に取締役選任権は与えないことで創業家と合意したものの、引き続き対象者株式の本取引後も創業家を対象者の株主として残存させることは必須であるとの回答を行った。これを受け、本特別委員会は、EQT に対し、同日、創業家を対象者の株主として残存させるべきではないことが本特別委員会の基本的な考え方であることを指摘して、創業家が対象者の株主として残存する場合には本取引について本特別委員会の全員一致の賛同が得られない可能性があることにも言及の上、重ねて本取引後も創業家を対象者の株主として残存させることについて再考を求めた。しかし、EQT は、本特別委員会に対し、同月 24 日、本取引の安定性を確保する観点から、対象者株式を保有する創業家の賛同が必要不可欠であると考えている旨を回答し、これまでと同様の回答に終始した。

本特別委員会は、創業家を対象者の株主として残存させた上で本取引を実行することが最善の条件ではない点で、本取引の条件に全面的に賛同するものではない。一方で、本取引後、創業家は、現在の約 10%から約 15%

まで保有比率が増加することが見込まれるものの、依然として少数株主として残存するにすぎず、かかる状態は現在の対象者の置かれた状況と比較して大きな変化はない。むしろ、EQT という創業家の持株比率を上回る支配的株主を得ることによって、創業家の影響力を抑制しつつ、これまで対象者が「New Fujitec」への移行を進める中で構築してきたガバナンス体制をさらに向上させることが期待できる。加えて、現在は、創業家のみならず他の大株主も現経営陣や現経営陣の策定する Move On 5 に賛同していると評価することは困難であることを踏まえると、少なくとも、本取引後は、創業家を除く他の大株主が対象者の株主ではなくなる結果、EQT という安定株主による現経営陣や現経営陣が策定した Move On 5 の実現に向けたサポートを期待できる。

したがって、本取引の実行は、創業家が対象者の株主として残存する点を踏まえてもなお、対象者の企業価値の向上に資するものであると考える。

カ なお、かかる結論に対しては、海野薫氏から、次のとおり、反対意見が提出された。

(ア) これまでの対象者の歴史的背景を鑑みるに、創業家である内山氏は、対象者取締役会の構成メンバーではなかったにもかかわらず、同氏を会長職に選定させ、株主総会の信認を得ていない同氏が対象者内で一定程度の影響力を保持しているような外形を生じさせていた。また、本取引後の創業家の対象者株式の保有比率は現在の約 10% から約 15% に増加することが見込まれる。そのため、本取引後に創業家（創業家が指名する外部関係者を含む。）が対象者取締役ではなく、対象者の株主としてのみ残存する場合であっても、対象者の今後のガバナンスに与える影響が少なからずあるものと考えざるを得ない。特に、本特別委員会から EQT に対して、創業家を対象者株主として残存させる理由について質問したところ、EQT からは、必要に応じて創業家が有する顧客との関係性や事業に対する知見を対象者の企業価値向上に活用することも対象者の選択肢として確保可能となる旨の回答があったことは、EQT としても、創業家が対象者の経営に影響を及ぼすことがあり得ることを認識しているものと理解し得る。

(イ) 対象者において現経営体制が始動して以降、対象者の経営計画である Move On 5 では、「Continuity and Change」というコンセプトに基づき、「New Fujitec」へ移行することを株主に対象者のコミットメントとしている。対象者が、本取引において、創業家が対象者の株主として残存することを容認する場合、上記のとおり、創業家が対象者の経営に直接関わらないとしても、創業家の影響が一定程度及ぶと考え得るため、第三者からみた場合、対象者が創業家による影響下で経営を行うという点で先祖返りとも評価できる印象を与えかねず、対象者のレピュテーションを棄損し、今後の事業遂行に影響する可能性がある。この点、創業家の代理人から、本件のプロセス中に、本特別委員会に対して、創業家は対象者経営陣及び Move On 5 を含む EQT の経営方針に賛同する旨の文書が突然送付された。しかし、かかる文書の内容は、創業家が対象者及び対象者役員に対して複数の訴訟を提起してきたことや、これまでの定株主総会において対象者の経営体制に批判的な言動や投票行動をとってきたことと矛盾する。

(ウ) 対象者の企業価値向上の観点からは、対象者の現経営陣が策定する Move On 5 の実行が最優先であるという点については特段反対するものではないが、少なくとも対象者の現経営陣や対象者の現経営陣の策定する Move On 5 に賛同していない株主が Move On 5 達成の障害となっている現状を踏まえると、そのような株主を排除することが本取引の根幹の一つと考えられる。このような観点から、他の大株主だけではなく、創業家についてもこれらの株主と同様に本取引の後はスクイーズアウトされるべきであると考ええる。

(エ) 以上の理由から、少なくとも創業家を残存させる本取引は、対象者の企業価値向上に資するとは考えられず、かかる点で本取引の実行には賛同できない。

(b) 本取引に係る手続の公正性が確保されているか（買収提案が競合した場合における検討・交渉の進め方を含む。）に関する事項

本特別委員会は、以下の点を理由として、競合する買収提案の検討・交渉を含めて、本取引に係る手続の公正性は適切に確保されていると考える。

ア 積極的なマーケット・チェックの実施

(ア) 対象者としては、2024 年 5 月 14 日、対象者の潜在価値を具現化するための抜本的な企業変革を伴う経営計画として Move On 5 を策定しているところ、かかる Move On 5 は、本来的には対象者が単独で実行することを前提に策定されたものである。このため、対象者がとり得る企業価値向上のための方策としては、必ずしも買収による非公開化に限定されるわけではない。仮に、買収による非公開化を実行するのであれば、少なくとも買収後も対象者の経営計画を理解しつつ経営を行う買収者こそが、対象者の企業価値の向上及び株主の共同の利益の確保に繋がるため、今後の対象者のパートナーとしてふさわしいと

というのが対象者の考えである。

- (イ) 本特別委員会としても、上記のような対象者の考えは十分に合理性を有していると評価するとともに、そもそも、本取引は独立当事者間の取引であることに鑑みれば、積極的なマーケット・チェックが必然的に求められる取引ではないことについては賛同した。その上で、対象者がEQTより2024年10月15日付で初期意向表明書に係る提案を受けたこと（以下「本初期提案」という。）の事実を公表し、市場における潜在的な買収者の有無を広く調査・検討するという態様での積極的なマーケット・チェックを実施する場合に、とりわけ対象者の競業先との関係での情報管理の観点等からも問題が生じ得ること等に鑑みれば、本取引において上記の意味での積極的なマーケット・チェックを実施する意義は乏しいと判断した。
- (ウ) 一方で、対象者における検討に際しては、2024年10月30日付で一部の報道機関によってなされた本憶測報道を受けて、実質的には、対象者について本初期提案の事実が公表され、他の潜在的な買収者にも対抗提案を行うことが可能な環境が構築されたとも評価できることから、かかる環境下で他の潜在的な買収者の対抗提案を受動的に待つという態様での間接的なマーケット・チェックを実施することで足り、それを超えて対象者から積極的に潜在的な買収者の有無を調査・検討するための行動は一切取る必要がないとの意見も存在した。しかし、他の潜在的な買収者の対抗提案を受動的に待つという態様での間接的なマーケット・チェックは、本憶測報道がなされたこと以上に積極的な情報提供等が対象者から行われない以上、検討に必要な時間や情報に制約があることから、実際上は対抗提案を行うことに困難が伴うなどの一定の限界が指摘されている。このため、対象者及び本特別委員会は、これらの点を踏まえ、本件においては、他の潜在的な買収者の対抗提案を受動的に待つという態様での間接的なマーケット・チェックのみに依拠するのではなく、合理的と考えられる範囲において積極的なマーケット・チェックを行うことが相当であると判断した。
- (エ) 以上のような方針を前提に、本特別委員会の監督の下、対象者が実施した積極的なマーケット・チェックの経過については、2025年7月30日付対象者プレスリリースのドラフトの「3. 本公開買付に関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 非公開化プロセスの実施及び複数の候補者からの提案を受ける機会の確保と検討並びに本特別委員会による真摯な交渉」に記載のとおりである。
- (オ) したがって、本取引は、国内外において豊富な実績を有する投資ファンド及び事業会社を候補者として選定し、非公開ながらも本特別委員会の監督の下で入札手続を行った結果、1社から法的拘束力のある意向表明書を受領していることから、公正な競争環境が維持された上で、適切に積極的なマーケット・チェックが実施されたと認めることができる。
- (カ) なお、上記の結論については、海野薫氏から、次のとおり補足意見が付されている。

上記(a)カで述べたとおり、創業家が対象者の株主として残存させることは、対象者の現経営陣の策定するMove On 5達成の障害となっている株主を排除するという本取引の目的に反するものであるため、本取引の実行自体に賛同するものではない。もっとも、本取引が対象者の企業価値向上に資するという多数意見を前提とする限り、本取引において、本特別委員会の監督の下、対象者が適切に積極的なマーケット・チェックを実施したとの判断には賛同する。

イ 間接的なマーケット・チェックの実施

- (ア) 上記アのとおり、本取引については、対象者が、本特別委員会の監督の下、合理的な範囲において積極的なマーケット・チェックを実施した。このため、本取引についてのマーケット・チェックは尽くされているとも評価し得る。一方で、対象者が実施した積極的なマーケット・チェックは、本初期提案の事実を公表し、市場における潜在的な買収者の有無を広く調査・検討するという態様での積極的なマーケット・チェックではない。もとより上記ア(イ)に記載したとおり、本取引は独立当事者間の取引であることに鑑みれば、積極的なマーケット・チェックが必然的に求められる取引ではない。一方で、対象者が実施したマーケット・チェックは、本初期提案の事実を公表し、市場における潜在的な買収者の有無を広く調査・検討するという態様での積極的なマーケット・チェックに比して、対象者についての潜在的な買収者が上記の入札手続に参加したEQTを含む合計5社以外にも存在する可能性を否定しきれない。現に、EQTからの提案を受領した後の2025年6月21日、対象者は、上記5社には含まれていなかった追加提案者から法的拘束力のない提案を受領した。このため、本特別委員会は、EQTとの間で、

本取引に関し、本公開買付けに関する事実の公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築する、いわゆる間接的なマーケット・チェックを実施することを取引条件に含めるように交渉することが望ましいと考えた。

- (イ) この点、EQT は対象者に対して、対象者が積極的なマーケット・チェックを実施したことを踏まえ、対象者と EQT との間の公開買付契約書において、公開買付契約を締結後に、対象者と第三者との間で情報提供・協議・交渉等を禁止する No-Talk 条項や本公開買付価格を超える公開買付けの開始を要件とする Fiduciary-Out 条項、ブレイクアップ・フィーといった取引保護条項の設定を求めている。日本の取引実務では積極的なマーケット・チェックを行う場合には、適切な内容の取引保護条項を合意することは合理的であると考えられていることからすれば、かかる EQT の要求は直ちに不合理であるともいえない。しかし、本特別委員会は、上記ア（ア）に記載のとおり、まずは本公開買付け後に間接的なマーケット・チェックを実施することができるよう交渉することが望ましいと考えていたため、本特別委員会は、EQT に対して、2025 年 7 月 10 日、本特別委員会が本公開買付けに賛同意見を表明するにあたって、取引保護条項の緩和を条件とすることが適切であると考えている旨を伝えた。

これに対し、EQT は対象者及び本特別委員会に対して、上記の取引保護条件の緩和することについて、①対抗買付けの買付価格が本公開買付価格よりも僅かでも高い場合に Fiduciary-Out を認めるとすると、取引の安定性が著しく損なわれること、②対象者の本取引についての検討プロセスにおいて積極的なマーケット・チェックを実施していること、③本憶測報道を踏まえて対象者が法的な拘束力のない初期的提案を受けている事実を公表してから約 9 ヶ月が経過しており、長期間にわたって事実上間接的なマーケット・チェックが行われていたといえる状況にあることも踏まえると、取引の安定性を一定程度確保することは合理的であること、④EQT においても相応の時間とコストをかけて本取引の検討と準備を進めており、本件の公表後に Fiduciary-Out が行われる場合にはかかるコストをカバーする観点から、ブレイクアップ・フィーの支払を求めたことを挙げ、取引保護条件を緩和するつもりはない旨を回答した。

- (ウ) 以上の経過を踏まえ、本特別委員会は、本取引について取引保護条項を設定することは必ずしも不合理ではないと判断した。

まず、対象者が実施した積極的なマーケット・チェック等のこれまでの検討プロセスの経過に照らして、EQT よりも優越する提案を行う潜在的な買収提案者が存在・出現する可能性が低いことは合理的に推認できる。

また、本取引にかかるプロセスに相応の時間とコストを要求した EQT が、後行する買収提案者と比較して一定の取引保護を求めることは特段不合理な要求内容とまでは言えない。

加えて、現に対象者が本取引に係る入札手続を実施した後に提案を行った者は追加提案者 1 社のみであるところ、追加提案者は UBS 証券に対して、2025 年 6 月 21 日に法的拘束力のない提案を提出したが、その内容は、取引スキームや取引に要する資金調達の裏付けの存在等が不明であり、対象者取締役会において検討すべき真摯な提案であるかどうかが判然としなかった。対象者は、EQT に対する独占交渉権の付与期間が経過した後、追加提案者からの提案内容の詳細を確認するべく、秘密保持契約書を送付した。その後追加提案者からは秘密保持契約書についてリーガルチェック中との返答があるのみであった。また、同月 30 日には、UBS 証券が追加提案者の担当者と電話会議を行った上で、より明確かつ具体的な意向表明書を提出するよう求めた。しかし、追加提案者は、本取引に係る検討プロセスを進めることが可能であったにもかかわらず、本取引に係る検討プロセスを進めることがないまま、同年 7 月 17 日になってはじめて秘密保持契約書のドラフトに対する返答を行った。これに対し、対象者は、EQT に対して付与した独占交渉権の有効期間中であったため特段の対応をとることができていないものの、現時点までに追加提案者では意向表明書の明確化・具体化も行われていない。このような状況下において、対象者としては、存在する可能性を具体的に観念できない潜在的な買収候補者や真摯な提案かどうか判断できない競合提案を念頭に、EQT に対して本取引についての取引保護条件の緩和をことさらに要求した場合、現に対象者の企業価値向上に資すると考えられる提案を行う EQT が自らの提案を取り下げるリスクが高まることは容易に想定できた。

さらに、対象者株式の約 29.6%を保有する Oasis 及び対象者株式の約 6.6%を保有する Farallon は、第三者が本公開買付価格を 15%超上回る金額に相当する買付価格により、対抗する公開買付けがなされた場合にのみ、Oasis 及び Farallon は応募義務を免れることを EQT との間で合意している。Oasis 及び Farallon が合計で対象者株式の 3 分の 1 を超える所有割合を保有し、株主総会の特別決議事項について

拒否権を有するため、Oasis 及び Farallon が EQT との間で公開買付けへの応募義務を免れることができない以上、対抗提案に基づくスクイーズアウトは実現しない。このため、Oasis 及び Farallon が EQT との間で本応募契約に合意している状況下では、第三者による非公開化取引が成立するのは、本公開買付け価格を 15%超上回る金額に相当する買付価格により、対抗する公開買付けが実施された場合に限定されるため、対象者が EQT との間で独自に取引保護条件を交渉したとしても当該条件の実際上の意味は疑問である。

(エ) 以上のような検討を踏まえ、本特別委員会は、本取引の実行が対象者の企業価値向上に資することも踏まえ、これまでの交渉を踏まえて合意された事項以上に、EQT に対して取引保護条項の緩和を求めることは必須とまでは判断しなかった。なお、本公開買付けについて、公開買付者は公開買付期間が法令に定められた最短期間である 20 営業日とすることを予定しているとのことである。もっとも、本憶測報道から本公開買付け開始の予定のお知らせまでに相応の期間があったほか、本公開買付け開始の予定のお知らせから本公開買付け開始のお知らせまでには一定の期間がある。そのため、本公開買付けの公開買付期間が法令に定められた最短期間である 20 営業日であり、上記のとおり、Fiduciary Out について一定の制約が付されているとしても、本公開買付けについては、潜在的な買収者による買収提案の機会が間接的に確保されているものと評価し得る。

(オ) なお、上記の結論については、海野薫氏から、次のとおり補足意見が付されている。

上記 (a) カで述べたとおり、創業家が対象者の株主として残存させることは、対象者の現経営陣の策定する Move On 5 達成の障害となっている株主を排除するという本取引の目的に反するものであるため、本取引の実行自体に賛同するものではない。もっとも、本取引が対象者の企業価値向上に資するという多数意見を前提とする限り、本取引において取引保護条件を緩和することは必須ではなく、一定の制約が付されているとしても、本公開買付けについては、潜在的な買収者による買収提案の機会が間接的に確保されているとの判断には賛同する。

ウ 強圧性が生じないための措置

(ア) 本特別委員会は、以下に述べる大株主と一般株主間の利害状況を踏まえ、本取引において MoM 条件を設定する必要がないかについて特に検討を加えた。

(イ) 本公開買付け価格は、現在の対象者の市場株価を下回る状況にある。対象者の一般株主は、本公開買付け及びその後のスクイーズアウトが実行されなかった場合、その保有株式を現在の市場株価で売却するか、あるいは対象者が今後 Move On 5 を達成することができれば得られるであろうキャピタルゲインを期待して株式の保有を継続することも可能であった。他方、公開買付者との間で本取引が実行されることによって、対象者の一般株主は現在の市場株価を下回る金額でスクイーズアウトを強制され、上記のキャピタルゲインを得る機会を喪失することも強制される。

ところで、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースのドラフトの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約」に記載のとおり、対象者の筆頭株主であり、約 29.6%の対象者株式を保有する Oasis 及び同じく対象者の大株主であり、約 6.6%の対象者株式を保有する Farallon は、本応募契約に合意している。同社らの保有株式数に鑑みれば、事実上、同社らがその保有株式の全てを現在の市場株価にて市場で売却することは困難である。このため、同社らは現在の対象者株式の市場株価を一定程度下回る価格であったとしても、本取引に応じて売却益を獲得することについてのインセンティブを有している。この意味で、本取引によることでしかその保有株式の売却が困難な Oasis 及び Farallon は、対象者の一般株主とは本取引の実行について異なる利害関係を有している。

また、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースのドラフトの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③ 本応募・不応募契約」に記載のとおり、創業家は、公開買付者との間で、創業家が保有する対象者株式の一部を本公開買付けに応募する旨及び創業家が保有する残りの対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨の本応募・不応募契約を締結しているとのことである。そうすると、本取引後も、創業家は対象者の株主として対象者に対する投資を継続することになる。このため、創業家についても、本取引によって現在の市場株価を下回る金額でスクイーズアウトを強制され、キャピタルゲインを得る機会を喪失することとなる一般株主とは異なる利害関係を有している。

(ウ) 本特別委員会は、これらの事情に鑑みて、本公開買付けの実行に際しては、本公開買付けについて応募契約を締結する株主の利害との比較において、対象者の一般株主の利害についても適切に配慮することが望ましいと考え、EQT に対して、本取引の条件として、MoM 条件を設定するよう要求した。

もとより、本取引は、独立当事者間の取引であり、Oasis や Farallon と公開買付者が利害関係を有す

るものではないから、本特別委員会にかかる意味で MoM 条件を設定する必要があると判断するものではない。もっとも、上記のとおり、Oasis や Farallon と一般株主との間には本公開買付けについて異なる利害関係が存在する。このため、一般株主は、現在の市場株価を下回る公開買付け価格をもって本公開買付けを実行することについて、大株主である Oasis や Farallon とは異なる利害関係を有する。かかる利害関係の相違に照らして、本特別委員会は、大株主である Oasis や Farallon を除いた株主の意思確認を行うことを目的として、MoM 条件を設定することには合理的理由があると考えている。

以上のような検討に基づき、本特別委員会は、EQT に対して、2025 年 7 月 10 日、本特別委員会が本公開買付けに賛同の意見表明をするにあたって、少なくとも Oasis を除いた対象者の株主の過半数が本公開買付けに賛同することを MoM 条件として設定すべきであると考えていることを伝え、検討を求めた。

(エ) これに対し、EQT は、本特別委員会に対して、①Oasis は公開買付者と重要な利害関係を共通しない対象者の株主であり、MoM 条件を付するかどうかの判断においては一般株主と同視して取り扱われるべきこと、②本憶測報道の影響を受けた現在の対象者株式の市場株価は、本取引に対する期待が過度に織り込まれた投機的な状態であるとの見方を否定できず、現在の対象者株式の市場株価を下回っていることをもって直ちに一般株主の利益に叶う水準ではないとの結論が導かれるものではないこと、③本取引に MoM 条件を設定することは、本取引の安定性を不当に阻害する結果となることから、かえって一般株主の利益に資さないことを理由として、MoM 条件を設定した条件で本取引を実行することは困難である旨を回答した。

(オ) かかる回答を踏まえてもなお、本特別委員会は、本公開買付けについての応募契約を締結している Oasis、Farallon 及び創業家並びに一般株主が置かれている状況を比較して、対象者の一般株主の利益についても配慮することが望ましいと考えた。このため、本特別委員会は、EQT に対して、同月 23 日、改めて本取引について対象者の一般株主の意思確認の機会を得るべく、MoM 条件の設定を求めた。これに対し、EQT は、本特別委員会に対し、同月 24 日、上記と同様の理由から引き続き MoM 条件は不要であるものの、本公開買付けにおける公開買付予定数の下限を高い水準に設定することが本特別委員会の意向に沿うと考え、当初公開買付予定数の下限から控除することを予定していた国内パッシブ・インデックス運用ファンドの控除は取りやめることとした旨を回答した。

以上のとおり、EQT は、MoM 条件を設定した条件で本取引を実行することは応諾できないとの回答であり、仮に MoM 条件の設定を本公開買付けの前提条件として要求する場合には本取引の実行が困難となることが明らかになった。

(カ) とところで、本取引の実行が困難となった場合、対象者として取り得る選択肢は、①対象者単独で対象者経営陣が掲げる Move On 5 の経営目標を達成し、対象者の企業価値を向上させること、②EQT 以外に対象者経営陣及び対象者経営陣が掲げる Move On 5 に賛同する株主の下で、Move On 5 の経営目標を達成し、対象者の企業価値を向上させることのいずれかであると考えられる。

この点、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースのドラフトの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③ 本応募・不応募契約」に記載のとおり、Oasis をはじめとする大株主は本取引の実行に合意しているものの、これらの大株主は必ずしも現在の対象者の経営体制や経営方針に賛同しているわけではない。このため、本取引が実行されず、これらの大株主が残存することになれば、依然として対象者の経営の安定性を欠く状態が継続することとなる。本年の対象者の定時株主総会に際しても、これらの大株主は、対象者の経営陣の提案する会社提案について、賛同するかどうかを総会当日の直前まで明らかにせず、対象者の経営陣が推進する Move On 5 に賛同しないことと同様の態度に終始した。このため、今後もこれらの大株主が対象者の株主として残存することになれば、引き続き対象者の経営体制や経営方針を承認しないことに起因して、臨時株主総会の招集請求や定時株主総会における対象者経営陣の再任に反対する等、対象者の経営の混乱が続くことが想定される。このような不安定な経営状況下では、対象者単独で Move On 5 で掲げた目標を達成することは極めて困難であることが合理的に見込まれる。このため、本取引の実行が困難となった場合、対象者単独で対象者経営陣が掲げる Move On 5 の経営目標を達成し、対象者の企業価値を向上させることは、必ずしも現実的な選択肢であるといえる状況にない。EQT も指摘するとおり、本憶測報道後の対象者株式の市場株価は、本取引に対する期待が一定程度織り込まれた状態であることは否定できないところ、本取引の実行に対する期待を織り込んだ現在の市場株価が、本取引が実行されないことによって、対象者単独で Move On 5 を達成することが困難であるリスクを織り込んだ場合、対象者株式の市場株価は本公開買付け価格よりも下落する可能性が否定できない。

また、上記のとおり、本憶測報道後の対象者株式の市場株価は、本取引の実行に対する期待が一定程度織り込まれた状態であることは否定できない。もっとも、対象者は、これまでに、本特別委員会の監督の下、合理的な範囲において適切なマーケット・チェックを実施した上で、法的拘束力のある提案を受領したのはEQT 1社のみであり、現時点でEQTのほかにも適切なパートナー候補が存在しないと考えてのが合理的である。そうすると、仮にMoM条件の設定を本取引の条件として要求することによってEQTが自らの提案を取り下げた場合、本取引の実行に対する期待が一定程度織り込まれた状態である対象者株式の市場株価は、他に本取引を実行し得る現実的なパートナー候補が存在しない以上、本公開買付価格を下回る価格に下落する可能性が否定できない。

以上のいずれの場合においても、対象者の一般株主としては、本公開買付価格において対象者株式を売却する機会を喪失することとなるが、かかる事態は一般株主の利益に適うものではない。

- (キ) 以上の検討に基づき、本特別委員会は、Oasis、Farallon 及び創業家と一般株主が置かれている状況が相違する本取引においてはMoM条件を設定することが最も望ましいと考える。しかしながら、仮に、本特別委員会がEQTに対して本取引の実行の前提としてMoM条件を必須のものとして要求した場合、本取引が実行されずに対象者の一般株主は本公開買付けに応募する機会が失われることが見込まれる。のみならず、本憶測報道後の本取引の実行に対する期待が一定程度織り込まれた状態にある対象者株式の現在の市場株価は、本公開買付価格よりも下落する可能性を否定できない。この点、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」では、会社の経営支配権に関わる事項については、株主の合理的な意思に依拠すべきであるとされている。かかる株主意思の原則に従う限り、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると考えられる以上、本取引の実行について株主の意思を確認することなく、本特別委員会の判断のみで本取引の実行させないことも望ましくない。

したがって、本特別委員会は、Oasis、Farallon 及び創業家と一般株主が置かれている状況が相違する一方で、本取引が実行されなければ本憶測報道後の本取引の実行に対する期待が一定程度織り込まれた状態にある対象者株式の現在の市場株価は、本公開買付価格よりも下落する可能性を否定できない点について、対象者の意見表明において本特別委員会の意見を記載することによって一般株主に対する情報提供を行い、一般株主が本公開買付けに応募するかどうかについては株主の判断に委ねることが相当であり、かかる情報提供の措置を講じる限り、本取引においてMoM条件を設定しないことも直ちに否定されるものではないと判断した。

- (ク) なお、上記の結論については、海野薫氏から、次のとおり補足意見が付されている。

上記(a)カで述べたとおり、創業家が対象者の株主として残存させることは、対象者の現経営陣の策定するMove On 5達成の障害となっている株主を排除するという本取引の目的に反するものであるため、本取引の実行自体に賛同するものではない。もっとも、本取引が対象者の企業価値向上に資するという多数意見を前提とする限り、本取引においてMoM条件を設定しないことも直ちに否定されるものではないという判断には賛同する。

エ その他の公正性担保措置

- (ア) 上記のほか、本取引においては、対象者から独立した本特別委員会が設置され、本特別委員会は本取引について最良の条件を得るべく最大限の活動を行ったこと、対象者及び本特別委員会は、それぞれ独立した法律事務所から専門的助言を得ながら本取引を進めてきたこと、対象者及び本特別委員会はそれぞれ独立した財務アドバイザーを選任し、これらの財務アドバイザーから専門的助言を受けるとともに、株式価値算定書を受領していること、MoM条件以外の強圧性が生じないための措置を確保したことなど、その他の公正性担保措置を講じたことについては、2025年7月30日付対象者プレスリリースのドラフトの「3. 本公開買付に関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」、「③ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」、「④ 当社における独立した法律事務所からの助言」、「⑤ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」、「⑥ 本特別委員会における独立した法律事務所からの助言」、「⑨ 強圧性が生じないための配慮」に記載のとおりである。また、一般株主に対する情報提供とプロセスの透明性の確保についても、本公開買付けでは、対象者取締役会の意見表明報告書等において、対象者取締役会や本特別委員会による検討・交渉プロセスや判断根拠、第三者算定機関による株式価値算定の内容、計算過程及び株式価値算定の前提となる対象者の事業計画内容及び修正内容等が開示される予定であり、一般株主による十分な情報に基づく適切な判

断の機会が確保される予定であるものと認められる。

(イ) なお、上記の結論については、海野薫氏から、次のとおり補足意見が付されている。

上記 (a) カで述べたとおり、創業家が対象者の株主として残存させることは、対象者の現経営陣の策定する Move On 5 達成の障害となっている株主を排除するという本取引の目的に反するものであるため、本取引の実行自体に賛同するものではない。もっとも、本取引が対象者の企業価値向上に資するという多数意見を前提とする限り、本取引において公正性担保措置が適切に講じられているとの判断には賛同する。

(c) 本取引の条件の妥当性が確保されているか (積極的なマーケット・チェックの要否及びその範囲・方法を含む。) に関する事項

ア 本取引は、いずれも現金を対価として、一段階目として本公開買付けを行い、二段階目として株式売渡請求、又は株式併合を行うこと、及び株式併合を前提として端数処理を行う方法であり、本取引のような非公開化の取引においては一般的に採用されている方法であり、合理的である。

イ 本公開買付価格は、対象者が UBS 証券から取得した株式価値算定報告書による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価分析に基づく算定結果によれば、2025 年 7 月 29 日の前営業日である 2025 年 7 月 28 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月 (2025 年 6 月 29 日から 2025 年 7 月 28 日まで)、直近 3 ヶ月 (2025 年 4 月 29 日から 2025 年 7 月 28 日まで)、及び直近 6 ヶ月 (2025 年 1 月 29 日から 2025 年 7 月 28 日まで) の終値の単純平均値 (6,169 円、6,000 円、5,892 円及び 5,843 円) に対しては、いずれもディスカウント (-7.60%、-5.00%、-3.26%及び-2.45%) された状況にある。一方で、本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の前営業日である同年 10 月 29 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月 (2024 年 9 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで)、直近 3 ヶ月 (2024 年 7 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで)、及び直近 6 ヶ月 (2024 年 4 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで) の終値の単純平均値 (4,839 円、5,030 円、4,738 円及び 4,477 円) に対しては、いずれもプレミアム (17.79%、13.32%、20.30%及び 27.32%) が付与されている。

さらに、本公開買付価格は、株式価値算定書 (UBS 証券) による対象者株式の価値算定結果のうち、DCF 法に基づく算定結果においてレンジの範囲内 (5,154 円～7,253 円) であり、かつレンジの下位 25%よりも中央値寄りに位置している。

ウ 本公開買付価格は、本特別委員会が野村証券から独自に取得した株式価値算定報告書による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価分析に基づく算定結果によれば、2025 年 7 月 29 日の前営業日である 2025 年 7 月 28 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月 (2025 年 6 月 30 日から 2025 年 7 月 28 日まで)、直近 3 ヶ月 (2025 年 4 月 30 日から 2025 年 7 月 28 日まで)、及び直近 6 ヶ月 (2025 年 1 月 29 日から 2025 年 7 月 28 日まで) の終値の単純平均値 (6,169 円、6,000 円、5,892 円及び 5,843 円) に対しては、いずれもディスカウント (-7.60%、-5.00%、-3.26%及び-2.45%) された状況にある。一方で、本憶測報道がなされた 2024 年 10 月 30 日の前営業日である同年 10 月 29 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月 (2024 年 9 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで)、直近 3 ヶ月 (2024 年 7 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで)、及び直近 6 ヶ月 (2024 年 4 月 30 日から 2024 年 10 月 29 日まで) の終値の単純平均値 (4,839 円、5,030 円、4,738 円及び 4,477 円) に対しては、いずれもプレミアム (17.79%、13.32%、20.30%及び 27.32%) が付与されている。

さらに、本公開買付価格は、本特別委員会が野村証券から独自に取得した株式価値算定報告書による対象者株式の価値算定結果のうち、DCF 法に基づく算定結果においても評価レンジの範囲内 (5,370 円～9,125 円) にある。

エ また、本公開買付価格は、対象者の営むエレベータ事業と親和性を有し、一定の資金力・国際力を有するファンデ、及び対象者の非公開化に関心を示すストラテジックバイヤーに対して本取引への参加を募り、対象者が、本特別委員会の監督の下、積極的なマーケット・チェックを適切に実施した結果として得られた法的拘束力のある唯一の価格である。

本公開買付価格は、本取引の公表予定日 (2025 年 7 月 29 日) の前営業日の終値及び直近 1 ヶ月、直近 3 ヶ月、直近 6 ヶ月の終値の単純平均値との比較でディスカウントされた金額であるが、対象者の株価は、本憶測報道後に株価が顕著に上昇したことを踏まえると、本憶測報道後の株価上昇は本取引の実施に関する相当程度の期待を織り込んだものと評価することもできる。それゆえ、本公開買付価格が本取引の公表予定日 (2025 年 7 月 29 日) の前営業日の終値及び直近 1 ヶ月、直近 3 ヶ月、直近 6 ヶ月の終値の単純平均値との比較でディスカウントされた金額であることをもって、本公開買付価格の妥当性が直ちに否定されるものではない。

オ 加えて、対象者と公開買付者との間で締結した本公開買付契約では、本クリアランス手続が完了することその

他一定の条件が充足された場合に、公開買付者は、本公開買付けを速やかに開始する予定としており、公開買付者によれば、2026年1月下旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことである。

国内外の関係当局における手続等に要する期間を正確に予想することは、現時点では困難な状況であるものの、少なくとも現時点で、本クリアランス手続を完了することが困難である等の事情は存在しない。

- カ 本公開買付けについては、公開買付者の親会社である Bospolder Limited 並びに Oasis 及び Farallon との間で本応募契約が締結されている。また、公開買付者及び創業家との間で、本応募・不応募契約が締結されている。このため、本取引の成立の確実性の観点からは、特段の疑義は存在しない。

一方で、Oasis 及び Farallon との間での本応募契約では、本公開買付けに係る公開買付期間の末日までの間、第三者が、本公開買付価格を 15% 超上回る金額に相当する買付価格により、対抗する公開買付けがなされた場合にのみ、Oasis 及び Farallon は応募義務を免れることとされており、上記のとおり、対象者が、EQT に対して、公開買付契約書における取引保護条項の緩和の交渉にあたって阻害要因となったことは否定できない。しかし、対象者が合理的な範囲において積極的なマーケット・チェックを実施するとともに、本憶測報道後から他の潜在的な買収者においても提案の機会が確保されていたことからすると、かかる要因のみをもって本取引の条件の妥当性が否定されるものではない。

また、本公開買付けに際して公開買付者が創業家との間で応募・不応募契約を締結することは、創業家に取締役選任権が付与されていないとしても、本公開買付け後も創業家が対象者の株主として残存することを意味するものである。かかる点については、上記のとおり、本特別委員会は、対象者の企業価値向上の観点からは本取引の条件の合理性を損なう可能性があり、必ずしも全面的に賛成するものではない。しかし、EQT による Move On 5 の実現に向けたサポートを受けられることが期待できる点に変わりはないことから、なお本取引の実行は対象者の企業価値の向上に資するものであり、創業家が対象者の株主として残存することのみから、本取引の条件の妥当性が否定されるものではない。

- キ 以上の次第で、本取引の条件の妥当性が確保されていることについて、特段の不合理な点は認められない。

- ク なお、上記の結論については、海野薫氏から、次のとおり補足意見が付されている。

上記 (a) カで述べたとおり、創業家が対象者の株主として残存させることは、対象者の現経営陣の策定する Move On 5 達成の障害となっている株主を排除するという本取引の目的に反するものであるため、本取引の実行自体に賛同するものではない。かかる観点から、創業家が本応募・不応募契約を締結することが本取引の条件とされていることについては妥当性を有しないと考えるが、その余の本取引の条件については妥当性が確保されていることについて特段不合理な点は認められないとの判断には賛同する。

- (d) 本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明を含む。）を決定することが対象者の一般株主にとって不利益なものではないかに関する事項

以上のとおり、本取引の目的は合理性を有すると考えられ、また、本取引の取引条件は妥当であり、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられるから、本取引の実施を決定することは対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。但し、上記 (b) ウに記載のとおり、Oasis 及び Farallon は、いずれもその保有株式数に照らして、現在の市場株価での売却が困難であり、現在の対象者株式の市場株価を一定程度下回る価格であったとしても、本取引に応じて売却益を獲得することにインセンティブを有している。また、創業家は、本取引の実行後も株式を保有するべく EQT と本応募・不応募契約を締結している。このため、これらの大株主は、本取引によって現在の市場株価を下回る金額でスクイーズアウトを強制され、将来のキャピタルゲインを得る機会を喪失することとなる一般株主とは異なる利害関係を有している。他方、本取引が実行されなければ本憶測報道後の本取引の実行に対する期待が一定程度織り込まれた状態にある対象者株式の現在の市場株価は、本公開買付価格よりも下落する可能性を否定できない。このため、対象者の一般株主が本公開買付けに応募するかどうかについて判断できるよう、対象者の意見表明において本特別委員会の意見を記載して一般株主に対する情報提供を行うことが望ましい。

- (e) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非に関する事項

- ア 賛同意見の表明及び応募の推奨

以上のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理性を有すると考えられるから、現時点における対象者の意見として、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明することは妥当である。また、本取引の取引条件は、合理的な範囲においてマーケット・チェックを実施した

上で得られたものであり、妥当性を有するうえ、競合する買収提案の検討・交渉を含めて、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられるものの、対象者株式の公開買付価格を対象者株式1株当たり5,700円とする本公開買付けへの応募を推奨することの是非については、本取引の公表予定日（2025年7月29日）の前営業日の終値及び直近1ヶ月、直近3ヶ月、直近6ヶ月の終値の単純平均値との比較で本公開買付価格がディスカウントであるという対象者株価の状況を踏まえて、中立の立場をとった上で、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の判断に委ねることが相当である。

イ 本クリアランス手続の完了後の意見の変更の有無の諮問等の必要

なお、本クリアランス手続の完了に一定の期間を要することが見込まれるため、対象者と公開買付者との間で締結した公開買付契約では、本クリアランス手続が完了することその他一定の条件が充足された場合に、公開買付者は、本公開買付けを速やかに開始する予定とされていることから、本公開買付けが開始される前に、対象者取締役は、本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年7月29日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議することが相当である。

B 2025年11月13日付答申書

対象者は、2025年10月23日、公開買付者から、(i)本クリアランスの取得が完了した旨、(ii)本前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提に、本公開買付けを2025年11月14日より開始することを予定している旨の連絡を受領したとのことです。

これを受け、対象者は、本特別委員会に対して、2025年7月29日付答申書の意見に変更がないか検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。

これを受けて、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるUBS証券及び本特別委員会のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から受けた説明、株式価値算定書（UBS証券）及び株式価値算定書（野村證券）の内容、並びに大江橋法律事務所及び第一法律事務所から受けた法的助言の内容も踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2025年11月13日に、対象者取締役会に対し、委員の過半数の承認で、以下の内容の2025年11月13日付答申書を提出しているとのことです。

a. 意見の要旨

(a) 本特別委員会の答申内容の変更について

本特別委員会は、2025年7月29日付答申書（以下、2025年11月13日付答申書において「原答申」又は「原答申書」という。）の意見の変更の有無について慎重に検討・協議を重ねた結果、2025年11月13日付で、委員の過半数（委員3名中2名）により、一般株主が本公開買付けに応募するかどうかの判断の機会を設けるべく、対象者取締役会として本公開買付けに賛同するものの、対象者の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けに応募するか否かについては株主及び新株予約権者の判断に委ねる旨の意見表明を行うことが適切であるとする旨の原答申の意見について、変更はない旨を決議した。

(b) 諮問事項についての本特別委員会の意見

ア 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）

本取引は対象者の企業価値向上に資するものと認められ、その目的は合理性を有すると考えられるとの原答申の意見に変更はない。なお、かかる点に対する委員1名からの反対意見についても変更はない。

イ 本取引に係る手続の公正性が確保されているか（買収提案が競合した場合における検討・交渉の進め方を含む。）

競合する買収提案の検討・交渉の進め方を含めて、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられるとの原答申の意見に変更はない。なお、かかる点に対する委員1名からの補足意見についても変更はない。

ウ 本取引の条件の妥当性が確保されているか（積極的なマーケット・チェックの要否及びその範囲・方法を含む。）

本取引の条件は、合理的な範囲においてマーケット・チェックを実施した上で得られたものであり、妥当性が確保されているものと考えられるとの原答申の意見に変更はない。なお、かかる点に対する委員1名からの補足意見についても変更はない。

エ 本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明を含む。）を決定することが対象者の一般株主にとって不利益なものではないか。

本取引の実施を決定することは、対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられるとの原答申の意見に変更はない。また、大株主と一般株主の利害関係の相違や、対象者株式の本公開買付けの公表前の市場株価の推移等に鑑み、対象者の一般株主が本公開買付けに応募するかどうかについて適切に判断することができるよう、対象者の意見表明において本特別委員会の意見を記載して、一般株主に対する情報提供を行うことが望ましいとの原答申の意見についても変更はない。

- オ 対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明することは妥当であるものの、対象者の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非については、対象者の株主及び新株予約権者の判断に委ねることが相当であると考えられるという原答申の意見に変更はない。

- カ 反対意見及び補足意見

なお、本公開買付け後の対象者の株主構成について、創業家（原答申書の定義による。以下同じ。）が対象者の株主として残存することに鑑みて、原答申と同様の理由に基づき、海野委員から反対意見が提出された。

また、海野委員からは、当該反対意見の提出とあわせて、原答申と同様に、本取引が対象者の企業価値向上に資するという多数意見を前提とする限り、本取引に係る手続の公正性・本取引の条件の妥当性が確保されているという原答申の意見に変更がないとの判断には賛同するとの補足意見が提出された。

b. 原答申についての再検討

- (a) 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）

2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表後から2025年11月13日までの間に、公開買付者における本公開買付け後の経営方針、経営体制等に変更はなく、本取引の目的の合理性を否定すべき事情は認められない。

したがって、本取引の実行は、創業家が対象者の株主として残存する点を踏まえてもなお、対象者の企業価値の向上に資するものであると考えると本取引の目的の合理性についての原答申の意見に変更はない。

- (b) 本取引に係る手続の公正性が確保されているか（買収提案が競合した場合における検討・交渉の進め方を含む。）

ア 原答申時における公正性担保措置

原答申に記載のとおり、対象者は、本取引にあたって、①対象者から独立した本特別委員会を設置し、本特別委員会は本取引について最良の条件を得るべく最大限の活動を行い、②対象者及び本特別委員会のそれぞれにおいて独立した法律事務所から専門的助言を得ながら本取引の検討を進め、③対象者及び本特別委員会のそれぞれにおいて独立した財務アドバイザーを選任し、これらの財務アドバイザーから専門的助言を受けるとともに、株式価値算定書を受領し、④合理的な範囲において積極的なマーケット・チェックを実施し、⑤MoM条件（原答申書の定義による。以下同じ。）の設定の点を除いたその余の強圧性が生じないための措置を執り行い、本取引についての公正性担保措置を実施した。

イ 原答申後における間接的マーケット・チェックの実施

また、上記の各公正性担保措置に加え、対象者は、2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表によって本公開買付けのスキームや条件等の詳細を明らかとした後、他の潜在的な買収者にも対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で、間接的なマーケット・チェックを実施したと評価できるが、本公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案はなされなかった。

ウ 小括

以上のとおり、原答申時における公正性担保措置の実施に加えて、2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表後から2025年11月13日までの間に間接的マーケット・チェックを実施したと評価できることを考慮すると、競合する買収提案の検討・交渉の進め方を含めて、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられるとの原答申の意見に変更はない。

- (c) 本取引の条件の妥当性が確保されているか（積極的なマーケット・チェックの要否及びその範囲・方法を含む。）

ア 本公開買付価格の妥当性

- (ア) 2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表後の直近の決算である対象者の第2四半期の決算内容を踏まえても、2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表時において株式価値算定の前提となった対象者の事業計画や事業環境等に重要な点において変更を与える事情は特に認められない。

また、対象者取締役会が改めて本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、株式価値算定書（UBS

証券) (原答申書の定義による。以下同じ。) 作成の前提として用いられた事業計画について、対象者の株式価値を検討するにあたって実質的に重要な内容の変更は行われていない。また、2025年7月30日付対象者プレスリリースから約3ヶ月半の間における対象者グループの事業環境にも大きな変化はなく、その他対象者の株式価値に重大な影響を与える事情も特に認められない。

このため、2025年11月13日時点においても、当初の事業計画を用いて株式価値算定を行うことが適当であり、株式価値算定書(UBS証券)は有効であると考え、現時点で改めてUBS証券から株式価値算定書を取得する必要はないとの対象者の判断に特段不合理な点は存在しない。

また、上記と同様の理由から、本特別委員会として改めて答申の意見を述べるにあたり、野村證券(原答申書の定義による。以下同じ。)から改めて株式価値算定報告書を取得する必要は認められないと判断した。

- (イ) ところで、原答申において言及したとおり、本公開買付価格は、株式価値算定書(UBS証券)による対象者株式の価値算定結果によれば、市場株価分析に照らして本憶測報道(原答申書の定義による。以下同じ。)がなされた2024年10月30日の前営業日である同年10月29日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2024年9月30日から2024年10月29日まで)、直近3ヶ月(2024年7月30日から2024年10月29日まで)、及び直近6ヶ月(2024年4月30日から2024年10月29日まで)の終値の単純平均値(4,839円、5,030円、4,738円及び4,477円)に対しては、いずれも一定のプレミアム(17.79%、13.32%、20.30%及び27.31%)が付与されており、DCF法に基づく算定結果において評価レンジの範囲内(5,154円～7,253円)にある。

かかる対象者株式の価値算定結果については、本特別委員会が野村證券から独自に取得した株式価値算定報告書による対象者株式の価値算定結果においても同様の評価を得ている。

これらの株式価値算定に関する意見については、上記のとおり、現時点においても特段変更すべき理由が認められないことから、本公開買付価格は、2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表前の対象者株式の市場株価を下回っていた点を踏まえても妥当性を有していることには変化がない。

- (ウ) 以上の次第で、本公開買付価格は、2025年7月30日付対象者プレスリリースの公表前の対象者株式の市場株価を下回っていた点を踏まえても、妥当性を有しているものと認められるとの原答申の意見に変更はない。

イ 競争法及び投資規制法令に基づく必要な手続及び対応

本公開買付けについては、国内外における競争法(2025年7月30日時点において、EQT(原答申書の定義による。以下同じ。))は、日本、米国、中国及びサウジアラビアにおいて手続及び対応が必要と考えていたが、2025年11月13日時点においてもその判断に変更はないとのことである。)及び国内外の投資規制法令(2025年7月30日時点において、EQTは、イギリスにおいて手続及び対応が必要と考えていたが、2025年11月13日時点においてもその判断に変更はないとのことである。)に基づく必要な許認可等に一定の期間を要することが見込まれていた。このため、対象者と公開買付者との間で締結した本公開買付契約書では、本クリアランス手続が完了することその他一定の条件が充足された場合に、公開買付者は、本公開買付けを速やかに開始する予定としていた。

その後、対象者は、2025年10月23日、公開買付者から、①本クリアランス手続のうち、日本、米国、中国及びサウジアラビアにおける競争法に係る本クリアランス手続並びにイギリスの投資規制法に係る本クリアランス手続が完了した旨、②本公開買付契約書で定められた前提条件が充足されること(又は公開買付者により放棄されること)を前提に、本公開買付けを2025年11月14日より開始することを予定している旨の連絡を受領した。

このため、本取引を実行するにあたって、本クリアランス手続の完了に係る前提条件は充足しており、本取引を実行することについて支障は見当たらない。

ウ その他の条件

以上のほか、創業家の保有株式数に誤りがあったことに伴い、買付予定数や不応募株式数に変動があること、及び本公開買付けに先立ち内山高一氏が現在保有する株式の一部(2,653株)を対象者が無償取得すること以外には、2025年7月30日付対象者プレスリリースで公表した主要な買付条件に変更はない。なお、買付予定数や不応募株式数の変動は軽微であるため、特段不合理な点は認められない。また、対象者による内山高一氏の保有株式の一部の無償取得については、内山高一氏が対象者の会長職から解任されたことにより無償取得される株式とのことであり、本公開買付けに先立って無償取得を実行することについても特段不合理な点は認められない。

エ 小括

したがって、本取引の条件は、合理的な範囲においてマーケット・チェックを実施した上で得られたものであり、妥当性が確保されているものと考えられるとの原答申の意見に変更はない。

- (d) 本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明を含む。）を決定することが対象者の一般株主にとって不利益なものではないか

以上のとおり、本取引の目的は合理性を有すると考えられ、また、本取引の取引条件は妥当であり、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられるから、本取引の実施を決定することは対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられるとの原答申の意見に変更はない。また、対象者の一般株主が本公開買付けに応募するかどうかについて判断できるよう、対象者の意見表明において本特別委員会の意見を記載して一般株主に対する情報提供を行うことが望ましいとの原答申の意見についても変更はない。

- (e) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

ア 原答申における意見

本特別委員会は、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表以前の時点では、本公開買付価格が対象者の市場株価を下回る状況にあったため、本公開買付価格が対象者の市場株価を下回る状況下では、Oasis（原答申書の定義による。以下同じ。）、Farallon（原答申書の定義による。以下同じ。）及び創業家と一般株主が置かれている利害状況が相違することを踏まえて、本取引において MoM 条件を設定することが最も望ましいと考えた。もっとも、本特別委員会が公開買付者に対して本取引の実行の前提として MoM 条件を必須のものとして要求した場合、本取引が実行されずに対象者の一般株主は本公開買付けに応募する機会が失われることが見込まれた。のみならず、本取引が実行されなかった場合、本憶測報道後の本取引の実行に対する期待が一定程度織り込まれた状態にある 2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリース公表前の対象者株式の市場株価は、本公開買付価格よりも下落する可能性を否定できなかった。そこで、本特別委員会としては、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると考えられる以上、本取引の実行について株主の意思を確認することなく、本特別委員会の判断のみで本取引を実行させないことも望ましくないと考えた。

以上の検討から、本特別委員会は、原答申において、本公開買付価格を前提とする場合、本取引について MoM 条件を設定することが最も望ましいと考えていたものの、①Oasis、Farallon 及び創業家と一般株主が置かれている利害状況が相違すること、②本取引が実行されなければ本憶測報道後の本取引の実行に対する期待が一定程度織り込まれた状態にある対象者株式の 2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリース公表前の市場株価は、本公開買付価格よりも下落する可能性を否定できない点について、対象者の意見表明において本特別委員会の意見を記載することによって一般株主に対する情報提供を行い、一般株主が本公開買付けに応募するかどうかについては株主の判断に委ねることが相当である旨の意見を述べた。

イ 2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後の事情等

対象者は、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後、間接的マーケット・チェックを実施したと評価できる状況にあり、現時点までに本公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案を受けていない。対象者が、間接的マーケット・チェックを実施したと評価できる状況にありながら、本公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案を受けていないことは、対象者が、本特別委員会の監督の下、合理的な範囲において積極的なマーケット・チェックを実施したこととあわせて、本公開買付けに至る手続の公正性や条件の妥当性をさらに補完して基礎づけるものといえる。

ウ 2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後の事情等を踏まえた評価

- (ア) 2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後から現時点までの間の対象者の市場株価は、本公開買付価格を下回る状況にある。かかる市場株価の推移については、対象者が 2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後に行った複数の対象者対象者の株主とのエンゲージメントを通じて、本取引について異議や懸念を示されたことがなかったことも踏まえれば、本公開買付けについて市場が好意的に受け止めたとの評価も一応可能である。

一方で、Oasis、Farallon 及び創業家と一般株主が置かれている利害状況が相違していた中で MoM 条件が設定されなかったことを踏まえると、市場株価からのディスカウントが解消された点を過度に重視して評価することは適当でない。

なぜなら、市場株価は様々な諸条件が反映された結果として形成されるものであり、市場株価からのディ

スカウントが解消された理由について一義的な判断をすることは困難であるからである。

これらの事情を考慮すると、かかる市場株価の推移のみをもって、対象者として本公開買付けに応募することを推奨する状況が整ったものと判断することもまた適切であるとは言い難い。

(イ) また、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後から現時点までの間に、上記の間接的マーケット・チェックを実施したこと、本クリアランス手続の完了に係る前提条件が充足し、本取引を実行することについての支障は存在しなくなったこと以外に、本公開買付け価格を含む本公開買付けの諸条件その他対象者の事業環境等に重要な点において変更は存在しない。

(ウ) 加えて、対象者取締役会として、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースにおける中立意見を応募推奨意見に変更する旨を表明することは、本公開買付け契約書上の前提条件とはされておらず、本公開買付けの実行・成立に必須のものではない。

(エ) 以上の点を踏まえれば、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後、現在に至るまでの間に、原答申の意見の前提となる事情等について実質的な意味で変化があったと断定すべき点が認められず、本特別委員会として原答申の意見を変更しなければならない特段の事情は認められない。よって、本公開買付けについては、上記アの①及び②の 2 点について、対象者の意見表明において本特別委員会の意見を記載することによって一般株主に対する情報提供を行い、一般株主が本公開買付けに応募するかどうかについては株主の判断に委ねることが相当であるという、原答申の意見について、現時点において変更すべき特段の事情は認められない。

エ まとめ

よって、本特別委員会としては、現時点においては市場株価からのディスカウントが解消されているものの、市場株価からのディスカウントが解消された理由について多面的な見方があり得ることを考慮し、原答申と同様に、対象者取締役会は本公開買付けについて中立の立場をとった上で、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び新株予約権者の判断に委ねることが相当であるものと思料する。

② 非公開化プロセスの実施及び複数の候補者からの提案を受ける機会の確保と検討並びに本特別委員会による真摯な交渉

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 対象者における検討・交渉の経緯」に記載のとおり、対象者は、2024 年 11 月 18 日開催の本特別委員会の承認を得て、2024 年 12 月中旬以降、EQT に加えて対象者にとって望ましい投資家を選定することを目的として、EQT 以外に本候補者 4 社を招聘した入札手続として非公開化プロセスを実施したとのことです。なお、本候補者の選定にあたっては、初期的に複数の投資ファンド及び事業会社を対象とした上で、日本の製造業への投資実績や対象者事業の M&A への関心の程度、グローバルに事業展開している企業への投資実績等の一定の選定基準に基づき絞り込みを行った結果、4 社を選定したとのことです。

非公開化プロセスにおいて、対象者は、2025 年 2 月上旬、本候補者に対し、本候補者の属性を考慮して、UBS 証券を通じて、マネジメント・インタビューの機会を与えるとともに、Move On 5 の説明資料を含め、対象者の企業価値及び株式価値を算定・検証するために必要な情報を提供したとのことです。その結果、2025 年 3 月 7 日、投資ファンド及び事業会社それぞれ 1 社ずつから、対象者株式の非公開化を提案する法的拘束力を持たない意向表明書の提出を受けたとのことです。このうち投資ファンド 1 社からは、具体的な価格の提示が受けられなかったとのことです。なお、意向表明書の提出を行わなかった残りの 2 社は、2024 年 10 月 30 日付の本憶測報道後の対象者の株価水準、及び、中国の不動産不況下での新設事業の減少等による 2025 年 3 月期の業績予想の下方修正等を理由に、非公開化プロセスから辞退したとのことです。かかる状況を踏まえ、対象者は、価格提示のあった事業会社 1 社（本最終候補者）を EQT 以外の最終候補者として、本最終候補者に対して次のプロセスとしてデュー・ディリジェンスの機会を与えることが望ましいと判断し、2025 年 3 月 10 日開催の本特別委員会で審議し、その方針について承認を得たとのことです。これを踏まえ、対象者は、本最終候補者及び EQT に対し、UBS 証券を通じて、2025 年 5 月中旬まで、競争法に係るいわゆるガン・ジャンピング規制の制約の範囲内で両者の公平性・公正性に留意しつつ、対象者に対するビジネス、事業計画、会計、税務、法務、人事・総務、環境、IT・システム等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の執行取締役とのマネジメント・インタビュー等の機会を提供した上で、2025 年 5 月 20 日を期限として法的拘束力のある提案書を対象者に提出するよう要請したとのことです。

また、対象者は、中国の不動産不況下での新設事業の減少等によってその損益に大きな影響を受けたことから、2025 年 2 月 6 日に 2025 年 3 月期の業績予想を下方修正したことに加え、2025 年 4 月 8 日開催の取締役会において足元における最新の業績や将来の見通しを踏まえて Move On 5 への影響と改善策について報告と協議がなされ、当該改善策を本最終候補者及び EQT に対して提供したとのことです。なお、当該改善策については、対象者から特別委員に対して随時説明を

行っており、2025 年 4 月 14 日に開催された本特別委員会において、当該改善策の策定に至る過程に特段不合理な点は認められないとの確認を得ているとのことです。

かかるプロセスの結果、2025 年 5 月 20 日、対象者は、EQT から、対象者取締役会及び本特別委員会宛に本取引に係る法的拘束力のない 5 月 20 日付提案書の提出を受けたとのことです。一方で、本最終候補者からは、EQT が対象者に対して 5 月 20 日付提案書を提出した 2025 年 5 月 20 日までに、本取引に係る提案書が提出されることはなかったとのことです。2025 年 5 月 16 日、対象者は、UBS 証券を通じて、本最終候補者より、対象者の Move On 5 を前提にした場合に、その実行可能性に対する十分な確信を持つことができず、対象者株式に関して競争的な価格提示を行うことが困難であることを理由に非公開化プロセスから辞退する旨の連絡を受けたとのことです。

EQT が提出した 5 月 20 日付提案書に対し、対象者は、対象者の本源的価値に照らして企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるか、また提案の実現可能性等の観点から当該提案書の提案内容の精査を行い、2025 年 5 月 21 日開催の本特別委員会において協議をしたとのことです。5 月 20 日付提案書は EQT に対して本取引に関する独占交渉権を付与することを条件とするものであったものの、対象者は、EQT が提出した 5 月 20 日付提案書は、買付資金の調達に関するコミットメントを伴っておらず、法的拘束力がないものとされていたことから、EQT に対して、法的拘束力のある提案書を対象者に再度提出することを要請することとし、本特別委員会よりその方針についての承認を得たとのことです。そこで、対象者は、2025 年 5 月 22 日、EQT に対して、2025 年 5 月 30 日を期限として、金融機関等から本取引に関する買付資金の調達に関する法的拘束力のあるコミットメントを得ていることの証拠を添えて、公開買付価格の再提示を含めた法的拘束力のある提案書を対象者に提出することを要請したとのことです。

その後、対象者は、2025 年 5 月 30 日に、EQT より、対象者株式 1 株当たりの公開買付価格を 5,400 円とする 5 月 30 日付提案書並びに本取引に関する買付資金の調達に関する金融機関及びファンドからのコミットメントレターを受領したとのことです。

EQT の 5 月 30 日付提案書を受け、対象者は、2025 年 5 月 31 日、対象者の本源的価値に照らして企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から提案内容を総合的に精査し、本特別委員会より承認を得て、EQT に対して、対象者株式 1 株当たりの公開買付価格を 5,400 円とする提案の再検討を要請したとのことです。

これに対して、対象者は、2025 年 6 月 6 日、EQT より、対象者株式 1 株当たりの公開買付価格を 5,500 円とする 6 月 6 日付提案書を受領したとのことです。

EQT の 6 月 6 日付提案書を受け、対象者は、2025 年 6 月 10 日、さらに対象者の本源的価値に照らして企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から提案内容を総合的に精査したとのことです。6 月 6 日付提案書における公開買付価格は、提出日の前営業日である 2025 年 6 月 5 日の対象者株式の終値よりもディスカウントされたものであるものの、対象者の本源的価値を考慮するにあたっては、本憶測報道による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価に対するプレミアムを考慮することが相当であると考えたとのことです。そして、6 月 6 日付提案書における公開買付価格は、対象者の少数株主の利益に十分に配慮した価格であるとは評価できないものの、本憶測報道による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価に対する一定のプレミアムが付されていたこと、本最終候補者が非公開化プロセスから辞退しており、この時点で非公開化取引の相手方は EQT しか残っていなかったこと、6 月 6 日付提案書には 2025 年 6 月 10 日までに公開買付者（EQT）に対する独占交渉権を付与しなければ提案は失効するとの記載があったことから、対象者は、2025 年 6 月 10 日、本特別委員会より承認を得て、今後も価格の引上げのための交渉を続けることを前提として、公開買付者（EQT）に対して、本取引に関する独占交渉権を付与することとしたとのことです。そこで、対象者は、2025 年 6 月 10 日、公開買付者（EQT）に対して、期限を 2025 年 6 月 26 日までとして、本取引に関する独占交渉権を付与する旨の通知を送ると同時に、更なる価格の引上げを要請したとのことです。

追加提案者からの 2025 年 6 月 20 日付の提案書を受け、対象者は、2025 年 6 月 21 日、EQT に対し、6 月 6 日付提案書における公開買付価格を上回る提案書を受領した旨を伝えたとのことです。その後対象者は、独占交渉期間の末日である 2025 年 6 月 26 日、EQT より、Final Offer と題する、対象者株式 1 株当たりの公開買付価格を 5,600 円とする 6 月 26 日付最終提案書を受領したとのことです。

EQT の 6 月 26 日付最終提案書を受け、対象者は、2025 年 6 月 30 日、さらに対象者の本源的価値に照らして企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から提案内容を総合的に精査したとのことです。6 月 26 日付最終提案書における公開買付価格も、提出日の前営業日である 2025 年 6 月 25 日の対象者株式の終値よりもディスカウントされたものであり、また、本憶測報道による影響を受けていないか、又はその影響が限定的と考えられる期間の市場株価を踏まえても、依然として対象者の本源的価値に照らして十分な価格と判断できないものであり、対象者の少数株主の利益に十分に配慮した価格であると評価できないこと、本憶測報道の有無とその影響の多寡にかかわらず、本公開買付けの成立の蓋然性の観点から、本公開買付けの公表日に近接した時点又は期間を基準とした株価についても相応に重視し

て判断をする必要があることから、2025 年 6 月 30 日、対象者は、本特別委員会より承認を得て、EQT に対し、更なる価格の引上げを検討するよう要請したとのことです。なお、6 月 26 日付最終提案書には、2025 年 6 月 26 日中に、公開買付者（EQT）に対する独占交渉権を 2025 年 7 月 11 日まで延長しなければ提案は失効するとの記載があったものの、追加提案者に対して更なる意向表明書の提出の意向を確認する必要があったことから、独占交渉権の延長は認めなかったとのことです。

もっとも、対象者は、2025 年 7 月 3 日、EQT より、これ以上の価格の引上げはできないとの回答を受け、さらに、EQT は、Oasis と応募契約の締結に向けて価格交渉をしていたところ、Oasis に対しても、価格交渉の期限を 2025 年 7 月 9 日と設定した上で、5,600 円から価格の引上げを行うことはできないため、この価格で合意に至らない場合は提案を撤回するとの通知をしたとの連絡を受けたとのことです。その後、対象者は、EQT と Oasis との価格交渉の期限である 2025 年 7 月 9 日、EQT から、口頭で、Oasis との価格交渉の結果、最終的に提案価格を引き上げ、Oasis より対象者株式 1 株当たり 5,700 円であれば応募契約に応じる意向がある旨が確認できたとの連絡を受けたとのことです。その上で、対象者は、EQT より、2025 年 7 月 10 日、メールにて、同様に、Oasis より 5,700 円であれば応募契約に応じる意向がある旨が確認できた旨の連絡を受けるとともに、公開買付者（EQT）に対して 2025 年 7 月 31 日までの独占交渉権を付与するよう要請を受けたとのことです。

EQT からの連絡を受け、本特別委員会は、2025 年 7 月 11 日、EQT に対して、(i) Oasis が 1 株当たり 5,700 円の公開買付価格に同意していること及び Oasis が公開買付者（EQT）に対して独占交渉権を付与していることを前提として、EQT に対して 2025 年 7 月 31 日までの独占交渉権を付与することに同意すること、(ii) もっとも、5,700 円との公開買付価格は、依然として対象者の市場株価を下回っており、これに従う場合には対象者の少数株主は市場株価を下回る価格でスクイーズアウトを強制される状況にあり、また、対象者が追加提案者から競合する提案を受けており、本特別委員会の職責上、企業価値の向上に繋がる提案については真摯に検討する必要があること、公開買付者（EQT）に独占交渉権を付与としても、対象者がかかる検討を行うための環境を維持する必要があること、(iii) 創業家が対象者及び対象者の社外取締役に対して複数の訴訟を提起してきたこれまでの経緯に照らすと、本取引後に創業家が対象者の株主として残存し、創業家が推薦する取締役を対象者の取締役会の構成員とすることは適切ではないと考えることに鑑みて、本特別委員会が公開買付者（EQT）からの公開買付けに対して賛同意見を表明するにあたっては、公開買付契約書において、①MoM 条件の設定、②取引保護条項の緩和、③創業家を残存させないことの 3 点を条件とすべきと考えている旨を記載した書簡を送ったとのことです。

これに対して、本特別委員会は、2025 年 7 月 16 日、EQT から、①本取引については事前の積極的なマーケット・チェックなど一般株主の保護の観点での十分な公正性担保措置が実施されている一方、MoM 条件を付すことは本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって応募を希望する一般株主の利益に資さない可能性があることから、MoM 条件を受諾することは困難である、②同様に事前の積極的なマーケット・チェックが行われていることからすれば、取引保護条項は合理的な内容である、③本公開買付けを確実に成立させる上で創業家と合意することは不可欠であり、創業家を株主として残存させることは本公開買付価格の提案の前提であったほか、創業家出身の人物が対象者の取締役として経営に直接関与することはないことが合意できており Move On 5 のへの影響は見込まれないとの回答を受けたとのことです。

さらに、対象者は、2025 年 7 月 17 日、公開買付者（EQT）より、7 月 17 日付 Final Binding Offer を受領したとのことです。これによると、5,700 円が公開買付価格の最終提案であること、Oasis 及び Farallon がそれぞれ保有する全ての株式等を本公開買付けに応募することに応諾していること、本応募・不応募株主らとも合意しており、創業家（本応募・不応募株主ら並びに内山氏の親族である内山邦子氏及び内山友里氏）が保有する対象者株式のうち、一部（合計 1,279,338 株、所有割合 1.64%）は本公開買付けに応募する一方、残部（合計 6,532,359 株、所有割合 8.37%）については本公開買付けに応募せず、本スクイーズアウト手続の実行後、合併又は株式交換により、公開買付者に保有させることと引き換えに、本応募・不応募株主らが公開買付者又はその親会社の株式の一部の交付を受けて、約 15%の持株比率となるとともに、創業家の代理人一名を対象者の取締役として指名することができる（但し、創業家からは対象者の取締役及び取締役会のオブザーバーに指名されない）旨がその内容になっていること、Oasis 及び Farallon のみならず、本応募・不応募株主らとの間で上記合意を行うことは、本取引を確実に実施するためには不可欠であること等が記載されていたとのことです。

7 月 17 日付 Final Binding Offer を受け、対象者は、2025 年 7 月 17 日、公開買付者（EQT）に対し、上記の創業家と対象者との過去の経緯に照らして創業家に対象者の取締役の指名権を認めることを条件とすることは応諾できない旨を伝えたところ、2025 年 7 月 23 日、公開買付者（EQT）から、創業家と交渉の上、株主としては残存するが、創業家には対象者の取締役の指名権を付与していないとの連絡を受けたとのことです。

また、本特別委員会は、2025 年 7 月 23 日、公開買付者（EQT）に対して、改めて、①少なくとも、対象者株式の保有数

量に鑑みて市場価格で売却することが事実上困難である Oasis 及び Farallon 並びに本取引後も対象者株主として残存する創業家を除いた対象者の株主様の過半数が公開買付けに賛同することを MoM 条件として設定すること、②本公開買付け契約における取引保護条項を緩和すること、③創業家が本取引後に株主として残らないことが望ましく、本取引後の対象者の経営に対する創業家の影響力を抑制する必要があることを要望したとのことです。

これに対し、本特別委員会は、2025 年 7 月 24 日、公開買付者（EQT）から、①本取引の成否に及ぼす影響力を背景として強い交渉力を有する大株主である Oasis 及び Farallon との複数回に亘る交渉を経て合意された価格であることは、むしろ本公開買付け価格を含む取引条件の公正さを強く裏付ける要素であり、MoM 条件において、応募株主である Oasis 及び Farallon は一般株主として取り扱うことが合理的であること（なお、本特別委員会から一般株主の意思確認を行う意義に関して受けた意見も踏まえ、買付予定数の下限について、国内パッシブ・インデックス運用ファンドが保有すると推定される株式数の控除は取りやめることにしたこと）、②公開買付者（EQT）との取引安定性が阻害され得るような条件は看過することはできないことに加え、事前の十二分なマーケット・チェックを含む公正なプロセスを経ているという本件の経緯に照らせば、取引保護条項は対象者の株主の皆様に対しても十分に説明可能な内容であると考えていること、③創業家との再交渉により、上記のとおり、創業家による取締役の指名権は付与しておらず、創業家による本取引後の対象者の経営・事業運営における影響は著しく減少したと考えていることとの回答を受けたとのことです。

かかる回答を受け、本特別委員会は、2025 年 7 月 24 日、公開買付者（EQT）からこれ以上の譲歩を引き出すことは難しく、本特別委員会の要求を本取引の条件とする場合には本取引の実行が困難になると判断し、仮に本取引が実行されなければ本憶測報道後の本取引の実行に対する期待が一定程度織り込まれた状態にある対象者株式の現在の市場株価は、本公開買付け価格よりも下落する可能性を否定することができず、上記「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iii) 判断内容」の「A 2025 年 7 月 29 日付答申書」に記載のとおり、この点について一般株主の皆様に対する情報提供を行い、一般株主の皆様が本公開買付けに応募するかどうかについては株主の皆様の判断に委ねることが相当であると判断したとのことです。以上のとおり、対象者は、本特別委員会の承認のもと、市場における潜在的な買主となる投資家の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックとして非公開化プロセスを実施し、複数の候補者から対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保し、EQT に対しても交渉力を保持するために直ちに独占交渉権を付与することなく交渉を進めることにより、候補者間の競争環境の醸成・維持に努め、さらに公開買付者（EQT）に対して独占交渉権を付与した後は、本特別委員会が自ら書簡を送り、交渉を行うなど、独立当事者として真摯な交渉に努めてきたとのことです。

③ 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、UBS 証券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、UBS 証券から 2025 年 7 月 29 日付で株式価値算定書（UBS 証券）を取得したとのことです。なお、UBS 証券は、対象者及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、本「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、UBS 証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者は、あらためて本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、株式価値算定書（UBS 証券）作成の前提として用いられた本事業計画について、対象者の株式価値を検討するにあたって実質的に重要な内容の変更は行われていないこと、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースから約 3 ヶ月半しか経過しておらず、その間におけるマクロ経済環境の見通しや対象者グループの事業環境にも大きな変化はないこと、その他対象者の株式価値に重大な影響を与えるような事情又は 2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリース後の変化も認識していないことから、現時点においても、本事業計画を用いて株式価値算定を行うことが適当であり、株式価値算定書（UBS 証券）は有効であると考え、現時点であらためて UBS 証券から株式価値算定書を取得する必要はないと判断しているとのことです。なお、本取引に係る UBS 証券に対する報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬となっているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬であることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により UBS 証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。また、本特別委員会において、UBS 証券の独立性に問題がないことが確認されてい

ることとです。

(ii) 算定の概要

UBS 証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映するため DCF 法を採用して、下記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に対象者の株式価値分析を行っているとのこととです。

UBS 証券によれば、上記各手法に基づき算定した対象者株式 1 株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとことです。UBS 証券による株式価値算定書（UBS 証券）作成及びその基礎となる評価分析に関する前提条件、留意事項については、下記（注）をご参照ください。

市場株価平均法（基準日 1）：4,477 円～5,030 円

市場株価平均法（基準日 2）：5,843 円～6,169 円

DCF 法：5,154 円～7,253 円

市場株価平均法では、①本億測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道の影響を受けていないと考えられる 2024 年 10 月 29 日を基準日（以下「基準日 1」といいます。）として、東京証券取引所における対象者株式の基準日 1 の終値 4,839 円、過去 1 ヶ月の終値の単純平均値 5,030 円、同過去 3 ヶ月の終値の単純平均値 4,738 円、同過去 6 ヶ月の終値の単純平均値 4,477 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 4,477 円から 5,030 円まで、②2025 年 7 月 28 日を算定株価基準日（以下「基準日 2」といいます。）として、東京証券取引所における対象者株式の基準日 2 の終値 6,169 円、過去 1 ヶ月の終値の単純平均値 6,000 円、同過去 3 ヶ月の終値の単純平均値 5,892 円、同過去 6 ヶ月の終値の単純平均値 5,843 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 5,843 円から 6,169 円までとそれぞれ算定しているとのこととです。

DCF 法では、対象者が作成した本事業計画に基づく収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、本事業計画におけるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の企業価値を評価し、さらに対象者が保有する現金同等物等の価値を加算する等財務上の一定の調整を行って、対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 5,154 円から 7,253 円までと算定しているとのこととです。

上記 DCF 法の基礎とした本事業計画には、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのこととです。具体的には、2026 年 3 月期においては中国事業の赤字幅縮小、米州事業の都市部の新設需要低迷の反動による新設・リニューアルに係るセグメントの伸長に起因する大幅な増益を見込んでいるとのこととです。2027 年 3 月期においては、国内の近畿主要拠点ビル（通称ビッグフィット及び大阪フィット）の老朽化対応としての建替・新築費用が発生することによる設備投資が増加するため、大幅なフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでいるとのこととです。2028 年 3 月期においては、利益率の改善、近畿主要拠点ビル建替の工事費用の大幅な減少及び海外拠点における更新投資費用の減少により、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいるとのこととです。2029 年 3 月期においては、海外子会社においてプライシング強化や、メンテナンス生産性向上による改善に起因する大幅な増益を見込んでおり、また前年まで発生していた近畿主要拠点ビルの建替費用分が剥落することにより、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいるとのこととです。加えて、本事業計画は、2024 年 5 月に公表した Move On 5 における対象者目標値に対して、中国の不動産不況下での新設事業の減少等によってその損益に大きな影響を受けたことを含め足元における最新の業績や将来の見通しを踏まえての修正が行われた事業計画であり、計画最終年度の 2029 年 3 月期の売上高は Move On 5 に対して売上高で 420 億円の減少、営業利益で増減なしの修正計画となっているとのこととです。本事業計画の詳細については、対象者が 2025 年 7 月 30 日付で公表した「中期経営計画の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において見積もることが困難であるため、本事業計画には加味されていないとのこととです。

（注）株式価値算定書（UBS 証券）は、対象者取締役会が本公開買付価格を財務的見地から検討することのみを目的として提供されたものであるとのこととです。株式価値算定書（UBS 証券）は、本取引に関連して対象者のいかなる種類の有価証券の所有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら意見又は見解を表明するもの

ではないとのことです。株式価値算定書（UBS 証券）は、本取引の取引形態、ストラクチャー等を含め本取引の条件その他の側面について、何ら意見又は見解を表明するものではなく、また、対象者にとり採用可能であるか若しくは実行する可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点又は本取引の推進若しくは実施に関する業務上の意思決定について、何ら意見又は見解を表明するものではないとのことです。また、本取引又はそれに関連する事項について、対象者の株主に対して本取引に応募すること又はしないこと、対象者の株主の議決権行使又は行動について何ら意見を述べ又は推奨するものでもないとのことです。また、本取引の当事者の役員、取締役又は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、本取引の公開買付価格との比較における公正性（財務的か否かを問いません。）について、何らの意見も見解も表明するものではないとのことです。株式価値算定書（UBS 証券）は、本取引が公表又は開始された後を含むいずれかの時点において対象者株式が取引されるべき価格に関して何ら意見を述べるものでもないとのことです。

株式価値算定書（UBS 証券）の作成にあたり UBS 証券は、株式価値算定書（UBS 証券）作成のために UBS 証券が吟味した公開の又は対象者若しくは対象者の他のアドバイザーから提供された前提事項又は情報等の正確性及び完全性を前提とし、またそれらに依拠しているとのことです。当該前提事項又は情報等について、UBS 証券又はその役職員、代理人、代表者、アドバイザーその他のいずれも、別途その内容を検証していないとのことです。

UBS 証券又はその役職員、代理人、代表者若しくはアドバイザーのいずれも、株式価値算定書（UBS 証券）に含まれる情報の正確性、完全性、信頼性及び充分性について、また、株式価値算定書（UBS 証券）の中で前提としている内容の妥当性について、明示されていると否とにかかわらず、何ら表明、保証又は約束するものではないとのことです。

株式価値算定書（UBS 証券）は対象者の利益のためにのみ提供され、対象者の株主又はその他いかなる者も、株式価値算定書（UBS 証券）に依拠してはならず、また株式価値算定書（UBS 証券）によって利益、権利又は救済を得られるものではないとのことです。

株式価値算定書（UBS 証券）を受領することにより、対象者は、法令上許容される限り、かつそれが詐欺による場合及び委託契約書に定める場合を除き、株式価値算定書（UBS 証券）又は株式価値算定書（UBS 証券）に関連して書面若しくは口頭により提供される情報、株式価値算定書（UBS 証券）に含まれる情報の誤り又は株式価値算定書（UBS 証券）からの情報の脱漏から生じ得るあらゆる責任から、UBS 証券並びにその役職員、代理人、代表者及びアドバイザーを明示的に免責することを確認し、承諾しているとのことです。株式価値算定書（UBS 証券）には、対象者から UBS 証券に提供された将来予想に関する記述、見通し、見積もり、予測、目標、及び意見（以下「将来予測」と総称します。）が含まれる可能性があり、UBS 証券は将来予測の妥当性及び達成可能性（またそれらの前提及び根拠）について、対象者の意見に依拠しているとのことです。UBS 証券は、かかる将来予測が、算定時点で入手可能な最善の対象者による評価及び判断を示すものであること、並びに、かかる将来予測が対象者が熟考した数値又は時期において実現することを前提としているとのことです。株式価値算定書（UBS 証券）中の全ての前提事項は対象者と検討し、合意されているとのことです。かかる将来予測は、大きな前提と主観的判断を含んでおり、それらが正しいものとは限らず、また、いかなる将来予測も将来の業績の信頼性の高い指標であるとの保証はなく、また、それらが達成可能又は実現するとは限らないとのことです。株式価値算定書（UBS 証券）に含まれる将来予測は、その達成又は妥当性について何ら表明保証はなされておらず、また依拠されるべきものでもないとのことです。株式価値算定書（UBS 証券）は、株式価値算定書（UBS 証券）の日付現在における経済、規制、市況その他の状況、及び同日までに UBS 証券が入手した情報に基づいて作成されたものであり、その後の状況の変化により、株式価値算定書（UBS 証券）に含まれる情報に影響が生じる可能性があるとのことです。株式価値算定書（UBS 証券）の内容は株式価値算定書（UBS 証券）の日付現在のものであり（株式価値算定書（UBS 証券）中で別途過去時点を示す場合を除きます。）、株式価値算定書（UBS 証券）の提供に際し、対象者に対し、①追加情報の提供、②株式価値算定書（UBS 証券）中の将来予測を含む情報の更新、改訂若しくは再確認、又は③内容の不正確が判明した場合の訂正につき、いかなる者も義務を負わず、また表明又は約束をするものではないとのことです。

株式価値算定書（UBS 証券）に記載された UBS 証券による分析は、UBS 証券が株式価値算定書（UBS 証券）に関連して対象者に提示する主要な財務分析の概要であり、株式価値算定書（UBS 証券）に関連して UBS 証券が行った分析及び参照した情報を全て網羅するものではないとのことです。株式価値算定書（UBS 証券）の作成及びその基礎となる分析は、各財務分析手法の適切性及び関連性並びに各手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な分析過程であり、したがって、その一部の分析結果又は要約の記載は必ずしもその分析の内容全てを正確に表すものではないとのことです。UBS 証券による分析結果は全体として考慮される必要があり、その分析結果を全体として考慮することなく、その一部又は要約のみを参考にした場合、UBS 証券の分析の基礎となる過程につ

いて必ずしも正確な理解を得られない可能性があるとのことです。UBS 証券は、その意見を表明するにあたり、各分析及び要因を総体的かつ全体的に考慮しており、特定の分析又は要因に特別な比重を置いておらず、また、個別に検討した各分析又は各要因のいずれが UBS 証券の分析の根拠となったか、また、どの程度根拠となったかについて、UBS 証券は意見を述べていないとのことです。UBS 証券による分析に際して比較対象として検討されたいずれの会社も、対象者の事業部門又は子会社と同一ではなく、UBS 証券による分析の目的において、対象者と類似すると考えられる事業に従事する公開会社であるという理由により選択されたものであるとのことです。また、UBS 証券による分析は、対象者との比較対象として検討された会社の財務及び事業上の特性の相違、並びにこれらの会社に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関する、複雑な検討及び判断を必然的に伴っているとのことです。

株式価値算定書（UBS 証券）の作成において UBS 証券は、①株式価値算定書（UBS 証券）中で参照される対象者又はその他の会社の物的資産・負債について何ら独立した評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価又は鑑定を提供されておらず、②本取引の商業的利点に関する検証を行っておらず、③本取引について法務、税務、会計又はその他の分析を行っておらず、適宜これらの分野に精通した専門家アドバイザーの判断のみに依拠しており、④本取引のために規制上の又は第三者の承認、同意及び免除を得るにあたり、対象者、株式価値算定書（UBS 証券）中で言及される他の会社又は本取引に悪影響を与えるような遅延、制限、制約又は条件がないことを前提としているとのことです。

UBS 証券は、本取引に関連して対象者のファイナンシャル・アドバイザーを務め、かかるサービスに対し、本取引の成立を条件に支払われる成功報酬を受領するとのことです。また、対象者は、UBS 証券の関与に関して UBS 証券が負担する費用及び UBS 証券の業務から発生する一定の責任について UBS 証券に補償することを合意しているとのことです。

(iii) 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格である 5,700 円と各本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額である 5,699 円に当該各本新株予約権 1 個の目的となる株式数である 1,000 株を乗じた 5,699,000 円と決定されていることから、対象者は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書又は意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の過程における公正性、客観性及び適正性を担保すべく、対象者及び公開買付者らから独立した法務アドバイザーとして、大江橋法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、大江橋法律事務所は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、大江橋法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。本特別委員会は、対象者が選任した法務アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないことを確認しているとのことです。

⑤ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項について検討するにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、公開買付者ら、本候補者並びに対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025 年 7 月 28 日付で、株式価値算定書（野村證券）を取得したとのことです。なお、本特別委員会は、本「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、対象者及び公開買付者らにおいて本公開買付価格の公正性及び本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を実施していることを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の公正性が担保されていると考えた結果、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

本特別委員会は、あらためて本公開買付けに関する答申を行うにあたり、株式価値算定書（野村證券）作成の前提として用いられた本事業計画について、対象者の株式価値を検討するにあたって実質的に重要な内容の変更は行われ

ていないこと、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースから約 3 ヶ月半しか経過しておらず、その間におけるマクロ経済環境の見通しや対象者グループの事業環境にも大きな変化はないこと、その他対象者の株式価値に重大な影響を与えるような事情又は 2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリース後の変化も認識していないことから、現時点においても、本事業計画を用いて株式価値算定を行うことが適当であり、株式価値算定書（野村證券）は有効であると考え、現時点であらためて野村證券から株式価値算定書を取得する必要はないと判断しているとのことです。

なお、野村證券は、対象者及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係る野村證券の報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

(ii) 算定の概要

野村證券は、複数の算定方法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所プライム市場に上場していることから株式の市場株価の動向を勘案した市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため DCF 法を算定手法として採用し、対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。本特別委員会は、野村證券から 2025 年 7 月 28 日付で株式価値算定書（野村證券）を取得したとのことです。なお、本特別委員会は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

株式価値算定書（野村證券）において、上記各算定方法に基づいて算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法（基準日 1）：4,477 円～5,030 円

市場株価平均法（基準日 2）：5,843 円～6,169 円

DCF 法：5,370 円～9,125 円

市場株価平均法では、①本憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道の影響を受けていないと考えられる 2024 年 10 月 29 日を基準日 1 として、東京証券取引所における対象者株式の基準日 1 の終値 4,839 円、基準日 1 までの直近 5 営業日の終値の単純平均値 4,870 円、過去 1 ヶ月の終値の単純平均値 5,030 円、同過去 3 ヶ月の終値の単純平均値 4,738 円、同過去 6 ヶ月の終値の単純平均値 4,477 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 4,477 円から 5,030 円まで、②2025 年 7 月 28 日を基準日 2 として、東京証券取引所における対象者株式の基準日 2 の終値 6,169 円、基準日 2 までの直近 5 営業日の終値の単純平均値 6,036 円、過去 1 ヶ月の終値の単純平均値 6,000 円、同過去 3 ヶ月の終値の単純平均値 5,892 円、同過去 6 ヶ月の終値の単純平均値 5,843 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 5,843 円から 6,169 円までとそれぞれ算定しているとのことです。

DCF 法では、対象者が作成した本事業計画に基づく収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が 2026 年 3 月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 5,370 円から 9,125 円までと算定しているとのことです。

なお、DCF 法による分析において前提とした本事業計画には、対前年度比較において大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026 年 3 月期においては、中国事業の赤字幅縮小、米州事業の都市部の新設需要低迷の反動による新設・リニューアルに係るセグメントの伸長による大幅な増益を見込んでおり、またそれに伴って大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいるとのことです。2027 年 3 月期においては、国内の近畿主要拠点ビル（通称ビッグフィット及び大阪フィット）の老朽化対応としての建替・新築費用が発生することによって設備投資が増加するため、大幅なフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでいるとのことです。2028 年 3 月期においては、利益率の改善、近畿主要拠点ビル建替の工事費用の大幅な減少及び海外拠点における更新投資費用の減少により、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいるとのことです。2029 年 3 月期においては、海外子会社におけるプライシング強化やメンテナンス生産性の向上による売上高の増加及び営業利益率の改善により大幅な増益を見込んでおり、また前年まで発生していた近畿主要拠点ビルの建替費用分が剥落することにより、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでいるとのことです。加えて、本事業計画は、2024 年 5 月に公表した「Move On 5」における対象者目標値に対して、中国の不動産不況に伴う新設事業の減少等による影響を踏まえ、足元における最新の業績や将来の見通しを踏まえて事業計画の修正を加えているものであり、計画最終年度の 2029 年 3 月期の売上高は「Move on 5」における同年度の売上高

に対して 420 億円の減少、営業利益で増減なしの修正計画となっているとのことです。なお、本事業計画の詳細については、対象者が 2025 年 7 月 30 日付で公表した「中期経営計画の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、野村證券が DCF 法による算定に用いた対象者作成の本事業計画においては、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、加味していないとのことです。

(注) 野村證券は、対象者株式の価値算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。本事業計画については、対象者の執行取締役により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2025 年 7 月 28 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、野村證券の算定は、対象者の特別委員会が対象者の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

⑥ 本特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、対象者及び公開買付者から独立した法律事務所として、第一法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性、客観性及び合理性を確認するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。なお、第一法律事務所は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関する意見表明に関して重要な利害関係を有していないとのことです。第一法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、リーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言、UBS 証券から受けた財務的見地からの助言及び株式価値算定書（UBS 証券）の内容、並びに本特別委員会を通じて野村證券から提出を受けた株式価値算定書（野村證券）の内容を踏まえつつ、2025 年 7 月 29 日付答申書及び 2025 年 11 月 13 日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本取引が対象者企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、本公開買付け価格は対象者の本源的価値が相応に反映されていると合理的に評価可能な妥当な価格であり、その他本公開買付けの条件は公正であると判断し、2025 年 11 月 13 日開催の対象者取締役会において、本特別委員会から提出された 2025 年 11 月 13 日付答申書の内容を最大限に尊重し、次のとおり決議したとのことです。まず、審議及び決議に参加した対象者の取締役の過半数の承認（賛成 6 名、反対 2 名、欠席 1 名）により、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。次に、審議及び決議に参加した対象者の取締役の過半数の承認（賛成 5 名、反対 1 名、棄権 2 名、欠席 1 名）により、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役 4 名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、上記決議に賛成しなかった海野薫取締役及び嶋田亜子取締役の意見は次のとおりとのことです。すなわち、「上記「① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iii) 判断内容」の「A 2025 年 7 月 29 日付答申書」の「b. 答申理由」の「(a) 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項」の力に記載のとおり、これまでの対象者の歴史的背景を鑑みるに、本取引後に創業家（創業家が指名する外部関係者を含む。）が対象者取締役ではなく、対象者の株主としてのみ残存する場合であっても、対象者の今後のガバナンスに与える影響が少なからずあるものと考えざるを得ない。特に、本特別委員会から EQT に対する質問への回答から、EQT としても、創業家が対象者の経営に影響を及ぼすことがあり得ることを認識しているものと理解し得る。また、創業家が対象者の経営に直接関わらないとしても、創業家の影響が一定程度及ぶと考え得るため、第三者からみた場合、対象者が創業家による影響下で経営を行うという点で先祖返りとも評価できる印象を与えかねず、対象者のレピュテーションを棄損し、今後の事業遂行に影響する可能性がある。創業家の代理人から、本件のプロセス中に、本特別委員会に対して、創業家は対象者経営陣及び Move On 5 を含む EQT の経営方針に賛同する旨の文書が突然送付されたが、かかる文書の内容は、創業家が対象者及び対象者役員に対して複数の訴訟を提起してきたことや、これまでの定時株主総

会において対象者の経営体制に批判的な言動や投票行動をとってきたことと矛盾する。本取引について、少なくとも対象者の現経営陣や対象者の現経営陣の策定する Move On 5 に賛同していない株主が Move On 5 達成の障害となっている現状を踏まえると、そのような株主を排除することが本取引の根幹の一つと考えられる。このような観点から、他の大株主だけではなく、創業家についてもこれらの株主と同様に本取引の後はスクイズアウトされるべきであると考え。そのため、少なくとも創業家を残存させる本取引は、対象者の企業価値向上に資するとは考えられず、かかる点で本取引の実行には賛同できない。もっとも、本取引が対象者の企業価値向上に資するという多数意見を前提とする限り、本取引において公正性担保措置が適切に講じられているとの判断には賛同する。また、創業家が本応募・不応募契約を締結することが本取引の条件とされていることについては妥当性を有しないと考えるが、その余の本取引の条件については妥当性が確保されていることについて特段不合理な点は認められないとの判断には賛同する。但し、本取引の実行には賛同できないとの意見を述べる以上、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募するか否かの判断について意見を述べることは適切ではないと考え、当該議案については棄権をする。」

また、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議に反対したトーステン・ゲスナー取締役の意見は次のとおりです。すなわち、「2025 年 7 月 29 日の取締役会では、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに対しては賛同しつつ、本公開買付けについては、公正性担保措置が適切に講じられている中で合意されたとはいえ、その前営業日である 2025 年 7 月 28 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値等に対してディスカウントとなる金額となっていたことから、株主の皆様の本公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の意見を述べることに賛同した。しかしながら、2025 年 7 月 30 日付対象者プレスリリースの公表後から 2025 年 11 月 13 日までの間の対象者の市場株価は本公開買付け価格を下回る状況にあり、株主の皆様に応募を推奨することに対して障害となっていた事情は解消している。また、この間、本公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案もなされていない。このように、本公開買付けは、現在の状況で獲得し得る最善の価格であるため、本公開買付けに賛同するとともに、株主の皆様に対して応募を推奨することが相当であり、中立の意見を維持することには賛同できない。」

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

上記「② 非公開化プロセスの実施及び複数の候補者からの提案の受領と検討並びに本特別委員会による真摯な交渉」に記載のとおり、対象者は、EQT に加えて対象者にとって望ましい株主となる投資家を選定することを目的として非公開化プロセスを実施し、幅広く非公開化取引の提案を受ける機会を確保することで、入札プロセスを通じた積極的なマーケット・チェックを実施しており、かつ、競争環境が維持された中で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から公開買付者を選定しているとのことです。また、対象者は、2024 年 10 月 30 日付の本憶測報道を受けて、2024 年 10 月 31 日付で「一部報道について」と題して、対象者が法的拘束力のない初期的な提案を受け、本特別委員会を設置したことを開示しており、仮に非公開化プロセスに参加していなくても、対象者の非公開化取引に関心のある投資家であれば、対象者に対して関心を表明する機会と時間は十分に与えられていたとのことです。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に確保されたものと考えているとのことです。

また、公開買付者は、公開買付期間を 21 営業日としておりますが、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付け価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されていることも踏まえると、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の公正性を担保することを企図しております。

さらに、対象者は、追加提案者より、2025 年 6 月 20 日付で、本公開買付け価格を上回る価格で対象者の株式の過半数を取得する旨の法的拘束力のない提案を受けたこと踏まえ、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付け契約」のとおり、本公開買付け契約において、本取引の公表後でも、一定の条件及び負担はあるものの、真摯な提案に対しては真摯な検討を行い、本公開買付けへの賛同を撤回し、対抗買付けに対する賛同表明を行うことは妨げられないことになっており、本取引の実行後も、追加提案者による提案の検討機会を放棄するものではなく、間接的なマーケット・チェックを実施することにより、本公開買付け価格の妥当性を検証し得る状況にあると考えているとのことです。

⑨ 強圧性が生じないための配慮

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数

の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会（下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、並びに（ii）本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者、本不応募株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにすることにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「（１）本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株券等（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、現時点で 2026 年 2 月頃に開催することを対象者に要請する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定とのことです。また、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより、株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及びウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主並びに対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを、対象者に要請する予定です。

なお、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者及びウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主（但し、本スクイーズアウト手続の効力発生の直前時点においてウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主の保有する対象者株式の数を上回る数の対象者株式を保有する株主（公開買付者を除きます。）が存在する場合には、公開買付者）のみが対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することを企図し、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及びウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主（但し、本スクイーズアウト手続の効力発生の直前時点においてウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主の保有する対象者株式の数を上回る数の対象者株式を保有する株主（公開買付者を除きます。）が存在する場合には、公開買付者）並びに対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定されるよう対象者に要請する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

なお、本公開買付けの決済後、本スクイーズアウト手続の効力発生日の前日までの間、本貸株取引が行われる可能性があります。本貸株取引が行われた場合には、本株式併合の完了後、かつ、裁判所の任意売却許可決定に基づき端数相当株式が対象者又は公開買付者に売却された後、本貸株取引を解消し、本貸株取引により貸し付けられた対象者株式を、本貸株取引において貸付けを実施した者に返還すること、及びかかる対象者株式の返還を実行するため、当該返還に先立って、対象者が対象者株式の分割を行うことが予定されております。また、本貸株取引の解消後、組織再編取引（下記「（６）本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「④ 本応募・不応募契約」において定義します。）を行うことが予定されております。詳細については、下記「（６）本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「④ 本応募・不応募契約」をご参照ください。

また、本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者、本不応募株主及び対象

者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求できる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役(社外取締役を除く。)及び取締役を兼務しない執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)については、その割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合(当該株式併合により、付与対象者の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限りです。)に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合(但し、株式併合の効力発生日(以下「スクイーズアウト効力発生日(株式併合)」といいます。))が譲渡制限期間の満了日より前に到来するときに限りです。)には、対象者取締役会の決議により、当該承認の日において付与対象者が所有する本譲渡制限付株式の数に、本譲渡制限付株式の払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は1とする。)を乗じた数の本譲渡制限付株式について、スクイーズアウト効力発生日(株式併合)の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、スクイーズアウト効力発生日(株式併合)の前営業日をもって、同日における付与対象者の所有に係る譲渡制限が解除されていない株式の全部を当然に無償で取得するものとされているとのことです。本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日(株式併合)の前営業日をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日(株式併合)の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定であるとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定です。対象者によれば、対象者は、当該要請を受けた場合には、本公開買付けに係る決済の開始日以降速やかに、これに協力する意向であるとのことです。

上記の手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者、本不応募株主及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本株式併合を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することができなくなります。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

① 本公開買付契約

公開買付者は、対象者との間で、2025年7月29日付で、本取引に関し、本公開買付契約を締結しております。

本公開買付契約において、公開買付者は、本前提条件が全て満たされ又は放棄されていることを条件として、本前提条件が全て満たされ又は放棄された日から10営業日以内の日で公開買付者及び対象者が別途合意する日に、本公開買付けを実施することが規定されております。

本公開買付契約において、対象者は、①本公開買付契約締結日において、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議(本賛同表明決議と併せて、以下「本賛同表明決議等」といいます。)を行

い、その旨を公表する義務、②公開買付者が本公開買付けの開始日において本公開買付けに係る公開買付届出書を提出した場合、対象者による義務履行の前提条件（注1）が全て満たされ又は放棄されていることを条件として、同日中に本賛同表明決議の内容が記載された意見表明報告書を提出する義務、並びに、③本公開買付契約締結日以降、公開買付期間の末日までの間、本公開買付契約に明示的に規定される場合を除き、本賛同表明決議等を維持し、これを撤回又は変更しない義務を負っています。

また、本公開買付契約において、対象者は、本公開買付契約締結日以降、本スクイーズアウト手続の完了までの間、第三者に対して、又は第三者との間で、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし若しくは本取引の実行に重大な悪影響を与え、又はそれらのおそれのある取引（以下本段落において「競合取引」といいます。）に関する提案、勧誘、情報提供、協議、合意等を一切行わないことに合意しております。なお、対象者は、本公開買付契約締結日以降、本スクイーズアウト手続の完了までの間、公開買付者以外の者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合には、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、その対応について公開買付者との間で誠実に協議する義務を負っております。

本公開買付契約において、①対象者（その子会社その他の関係会社及びそれらの役職員を含みます。）の勧誘又は提案によらず、第三者（（i）対象者の非公開化取引の検討に係る入札手続においてプロセスレーターを受けて提案の機会が付与された者、（ii）その親会社、子会社その他の関係会社及びそれらの関係者（役職員を含みます。）、（iii）（i）及び（ii）が直接若しくは間接的に管理、運営、助言、情報提供等を行う投資ファンドその他の投資媒体、並びに（iv）（iii）が直接若しくは間接的に保有する会社その他の組織体を除きます。）が、本公開買付価格を5%以上上回る金額に相当する買付価格により、対象者株券等の全てを対象とし、対象者の非公開化を目的とする公開買付け（以下「対抗買付け」といいます。）を開始する旨の法的拘束力のある提案書を対象者に提出した場合、若しくは対抗買付けを開始する旨の予告を公表した場合（但し、いずれの場合においても、（a）対抗買付けを開始するための前提条件が明確かつ具体的に示されており、かつ、合理的期間内に当該前提条件の全てが充足される蓋然性が高いと客観的かつ合理的に認められること、及び、（b）対象者の非公開化を適法に完了させるために必要となる資金の全額について、出資証明書、融資証明書その他の法的拘束力のある資金証明書が提出されており、当該資金を確保できることが確実であると客観的かつ合理的に認められることを要します。）、又は、対抗買付けを開始した場合、対象者が、直ちに、公開買付者に対し、その旨及び対抗買付けの内容を通知し、その対応について公開買付者との間で誠実に協議を行った上で、（i）当該協議の開始日から起算して5営業日を経過する日又は公開買付期間の末日の7営業日前の日のうちいずれか遅い方の日までに、公開買付者が本公開買付価格を対抗買付けに係る普通株式の買付価格以上の金額に変更し、かつ、新株予約権1個当たりの買付価格を当該変更後の本公開買付価格に基づく合理的な金額に変更することなく、かつ、（ii）対象者の取締役会が、本取引と同種の取引において高い専門性を有する外部弁護士から書面による助言を取得し、取引価格、取引時期、提案内容の具体性、当該第三者の属性、過去の取引実績、資金調達の確実性、必要な許認可等の取得の確実性・時期、取引実行の確実性その他の事情を考慮に入れた上で、対抗買付けが本取引と比較して対象者の企業価値をより向上させ、株主共同の利益により資するものであるものであり、次段落に記載する支払を考慮してもなお対象者が本賛同表明決議等を維持することが対象者の取締役の善管注意義務に違反する可能性が高いと合理的に判断し、かつ、本特別委員会の承諾を得た場合（但し、当該時点で本公開買付契約に定める対象者の義務の重要な点における違反（疑義を避けるために付言すると、対象者による、前二段落の義務の違反は、本段落により正当化される場合を除き、重要な違反とみなされるものとします。）が存しない場合に限ります。）、又は、②公開買付者が、対象者の事前の書面による承諾なく、本公開買付けの条件の変更（公開買付価格の増額、法令等により義務付けられた変更及び本公開買付契約に定める対象者の義務違反により必要となった変更を除きます。）を行った場合には、対象者は、本賛同表明決議等を撤回し、また、上記提案を承諾し、又は対抗買付けに賛同することを妨げられないものとされております。

なお、対象者が前段落の①に従い、本賛同表明決議等を撤回し、前段落に記載の提案を承諾し、又は対抗買付けに賛同することを表明したことを理由に、本公開買付契約が終了した場合であって、公開買付者が対象者に対して、公開買付価格の引上げを行うことをしない旨の書面による通知（公表を含みます。）を行った場合には、対象者は、公開買付者に対し、20億円を支払う義務を負っております。かかるブレイクアップ・フィーの金額水準は、本取引の対価の総額の約0.5%に留まっています。また、対象者及び公開買付者が相当のリソースを割いて本取引の検討を継続してきたこと、対象者が入札プロセスを通じた積極的なマーケット・チェックを実施してきたことに鑑みれば、当該水準のブレイクアップ・フィーは実務的にも合理的な範囲内のものといえ、実質的に対象者の株主等に対して本取引を承認することを強制する、あるいは、株主にとってより望ましい内容の対抗提案が出される機会を阻害する効果を持つような性質のものではないと考えています。

また、上記のほか、本公開買付契約においては、表明保証条項（注2）（注3）、公開買付者の義務（注4）、対象者

の義務（注5）、補償条項、契約の終了・解除事由（注6）、一般条項が規定されております。

（注1） 対象者による義務履行の前提条件は、本公開買付契約において概要以下のとおり規定されております。

- ① 本公開買付契約に定める公開買付者の表明及び保証（注2）が重要な点において（但し、当該表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けている場合は、その全ての点において）真実かつ正確であること。
- ② 公開買付者について、本公開買付契約に基づき履行又は遵守すべき義務（注4）が、重要な点において全て履行又は遵守されていること。
- ③ 本公開買付けに関する対象者の意見表明として、本賛同表明決議が適法かつ有効に行われ、対象者によりその内容が公表されており、かつ、対象者において本賛同表明決議を撤回若しくは本賛同表明決議に該当しないものに変更する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと。
- ④ 本特別委員会が、対象者の取締役会に対して、本賛同表明決議を行うことは相当である旨の答申を行い、対象者によりその旨が公表されており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと。
- ⑤ 司法・行政機関等に対して、本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在せず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと。
- ⑥ 本公開買付けに関し、本クリアランスが得られていること。また、公正取引委員会その他の競争法に関する司法・行政機関等及び投資規制法に関する司法・行政機関等により、本公開買付けの実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること。
- ⑦ 本公開買付けに関して、公開買付けの完了前に必要となる許認可等（本クリアランス以外にもしあれば）が取得又は履践されており、司法・行政機関等により、本公開買付けの実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること。

（注2） 本公開買付契約において、公開買付者は、①設立及び存続の有効性、②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、④本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤本公開買付契約の締結及び履行に関して必要となる司法・行政機関等からの許認可の取得等、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係の不存在、⑧本公開買付け及び本スクイーズアウト手続を完了するに足る資金の取得の見込み、⑨本不応募株主の対象者の取締役指名権等の不存在、並びに⑩本応募契約及び本応募・不応募契約に係る開示内容の正確性等について表明及び保証を行っています。

（注3） 本公開買付契約において、対象者は、①設立及び存続の有効性、②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、④本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤本公開買付契約の締結及び履行に関して必要となる司法・行政機関等からの許認可の取得等、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係の不存在、⑧株式等の発行の有効性、⑨開示書類の正確性等、⑩連結計算書類の正確性等、⑪情報開示の正確性等、⑫米国対外投資規制の規制対象への非該当性、並びに⑬未公表の重要事実等の不存在について表明及び保証を行っております。なお、本公開買付契約において、対象者は、対象者グループの株式等、計算書類、重要な変更の不存在、不動産、知的財産権、動産、債権、その他資産、契約、法令遵守・許認可等、労働関係、公租公課、保険、製品の瑕疵、環境、訴訟等及び制裁、腐敗防止法、AML/CFT 法についても表明及び保証を行っていますが、かかる表明保証については、本前提条件①の対象から除外されており、また、その違反より公開買付者が被った損害については、対象者の詐欺的行為に基づく場合を除き、表明保証保険による保険者に対してのみ補償請求をすることができる旨が定められています。

（注4） 本公開買付契約において、公開買付者は、大要、①本クリアランス及びその他の許認可等を得るために必要な提出書類の準備及び提出に係る努力義務、並びに、本公開買付けの実行を妨げるおそれのある法令等に係る問題点を解消し、本公開買付けを完了させるために商業上合理的な一切の措置又は手段を講じる義務、並びに②表明保証違反又はそのおそれが生じた場合の通知義務を負担しています。

（注5） 本公開買付契約において、対象者は、大要、①通常の業務の範囲内で事業を運営する義務、②本クリアランス及びその他の許認可等を取得又は履践する上での公開買付者に対する情報提供及び協力義務、③本公開買付けの完了前に必要となる許認可等（本クリアランス以外にもしあれば）を取得及び履践する努力義務、④本取引の実行につき相手方の承諾が必要となる契約等の相手方からの合意取得に係る努力義務、本取引の実行につき相手方に対する通知等が必要となる契約等の相手方に対する通知等を行う義務、⑤本公開買付けにおいて対象者株券等（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てについて応募を得る努力義務、⑥本取引の実行のために必要な従業員代表に関する手続を行う義

務、⑦公開買付者による資金調達への協力義務、⑧公開買付者に対する情報提供義務、⑨表明保証違反又はそのおそれが生じた場合の通知義務を負担しています。

(注6) 本公開買付契約は、以下のいずれかの場合に終了するものとされています。

- ① 公開買付者及び対象者が書面により合意した場合
- ② 本公開買付契約が解除(注7)された場合
- ③ 本公開買付けが開始されたが、本公開買付けが成立しなかった場合(本公開買付けが撤回された場合を含みます。)
- ④ 対象者が本賛同表明決議等を撤回し、対抗買付けに係る提案を承諾し、又は対抗買付けに賛同することを表明した場合。但し、その後に対象者が本公開買付けに関して再度本賛同表明決議等を行った場合には、本公開買付契約は将来に向かって再度効力を生じます。

(注7) 本公開買付契約は、以下のいずれかの場合に解除することができるものとされています。

- ① 本公開買付契約に基づき相手方当事者が履行若しくは遵守すべき義務が重要な点において履行若しくは遵守されていない場合又は相手方当事者の表明及び保証が重要な点において(但し、当該表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けている場合は、その全ての点において)真実若しくは正確でない場合であって、相手方当事者に対して書面により催告したにもかかわらず、当該催告日から起算して2週間が経過する日までに当該義務の不履行若しくは不遵守又は当該表明及び保証が真実若しくは正確でない状態が是正されなかった場合(但し、本①に基づき本公開買付契約を解除しようとする当事者が、本公開買付契約に基づき自らが履行若しくは遵守すべき義務に重要な点において違反しておらず、かつ、自らの表明及び保証に重要な点において違反していない場合に限りします。)
- ② 自らの責めに帰すべき事由によらずに2026年4月末日までに本公開買付けが開始されない場合
- ③ 前提条件の全部又は一部が成就しないことが確定した場合(但し、当該前提条件の不成が本公開買付契約に定める自らの義務の違反に起因する場合を除きます。)
- ④ 相手方当事者について倒産手続等の開始の申立てがなされた場合

② 本応募契約 (Oasis)

公開買付者親会社の親会社である Bospolder Limited は、2025 年 7 月 30 日付で、Oasis との間で、本応募契約 (Oasis) を締結し、Oasis が所有する対象者株式の全て (2025 年 7 月 30 日現在 23,373,761 株、所有割合 29.94%) について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

本応募契約 (Oasis) において、本公開買付けに係る公開買付期間の末日までの間、第三者(対象者の買収取引のための手続に関して対象者若しくはその関連会社又はそれらのアドバイザー若しくは代理人が設定したバーチャル・データルームへのアクセスを行った者、又は当該者の関係者を除きます。)が、(i) 当該第三者による、対象者又は本特別委員会に対する対象者の非公開化を目的とする真摯な公開買付け(以下「対抗公開買付け (Oasis)」といいます。)を開始する旨の意向表明、(ii) 対抗公開買付け (Oasis) の公開買付者による、対抗公開買付け (Oasis) の開始に関する意向の公表、又は (iii) 対抗公開買付け (Oasis) の開始のいずれか最も早い時点の 168 時間前における本公開買付価格を 15%超上回る金額に相当する買付価格により、買付予定数の下限を対象者株式の過半数以上とし、対象者株式の全てを対象とし、対抗公開買付け (Oasis) を開始した場合又は完全資金調達ベース(注1)で開始すること若しくは開始する意向を公表した場合において、Oasis が本応募契約 (Oasis) その他の関連契約に基づく義務に違反しておらず、かつ、Oasis が Bospolder Limited に対して対抗公開買付け (Oasis) につき賛同する意向を有している旨の書面による通知を行い、当該通知日から7営業日を経過し、その間、Bospolder Limited に本公開買付価格を引き上げる機会が付与された上で、なお対抗公開買付け (Oasis) に係る買付価格が本公開買付価格(本公開買付価格が引き上げられた場合には引き上げ後の価格)を引き続き上回る場合には、対抗公開買付け (Oasis) が取り下げ若しくは終了せずに存続している限り、Oasis は応募義務を免れるものとされています。

また、本応募契約 (Oasis) において、Oasis は、本応募契約 (Oasis) 締結日後本公開買付けの決済開始日の前の日を基準日として開催される対象者の株主総会において、(i) 本公開買付け又は本取引の実行を妨害し、干渉し、遅延させ、延期させ、悪影響を与え、又は阻止するおそれのあるいかなる提案にも反対の議決権を行使し、本公開買付け又は本取引を支持するものとして Bospolder Limited が指定するいかなる提案にも賛成の議決権を行使し、(ii) Bospolder Limited が別途指定する場合を除き、対象者の取締役会が推奨する提案に賛成の議決権を行使し、(iii) Bospolder Limited が別途指定する場合を除き、対象者の株主が対象者に対して行った提案に反対の議決権を行使する義務を負っております。

本応募契約 (Oasis) において、Oasis は、本応募契約 (Oasis) に基づく Oasis の義務の履行又は遵守をいかなる

方法においても制限、制約、妨害、遅延、又は干渉するいかなる行為（Oasis が所有する対象者株式に対する担保設定を行わないこと、当該株式に係る譲渡等を行わず（但し、Oasis が Oasis の株主のためにレバレッジを活用し、これに関連して担保権を付与することは、本応募契約（Oasis）の目的を回避することを主たる又は唯一の目的としている場合を除き、本応募契約（Oasis）の違反を構成しないものとします。）、当該譲渡等に関するいかなる勧誘、協議、交渉等を行わないことを含みます。）を行わない義務を負っております。Oasis は、かかる義務の対象事項に関して連絡又は接触を受けた場合には、Bospolder Limited に対して通知する義務を負っております。

また、上記のほか、本応募契約（Oasis）においては、Oasis の表明保証条項（注 2）、補償条項、契約の終了事由（注 3）、一般条項が規定されております。

（注 1）「完全資金調達ベース」とは、対抗公開買付け（Oasis）に係る資金調達に関し、借入を除く部分について、現在の貸借対照表上の資産又は法第 27 条の 2 に従って公開買付けを開始するために十分かつ確実性のあるエクイティ・コミットメントにより調達可能であり、かつ、借入に係る部分につき、登録金融機関等から資金調達の確実性のあるベース（on a certain funds basis）でのコミットメントにより裏付けられていることを意味します。

（注 2）本応募契約（Oasis）において、Oasis は、①設立及び存続の有効性、②本応募契約（Oasis）の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③対象者株式の所有、④対象者株式に係る議決権及び処分権限の保有等、⑤本公開買付け及び本取引の実行が本応募契約（Oasis）に基づく Oasis の義務の履行等に依拠していることの認識、⑥本応募契約（Oasis）に基づく Oasis の義務の履行を妨げる訴訟等の不存在、⑦本応募契約（Oasis）の締結及び履行についての法令等、内部規則、判決及び Oasis を当事者とする契約との抵触の不存在、⑧腐敗防止法、マネーロンダリング防止法及び制裁等の遵守、並びに⑨反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っています。

（注 3）本応募契約（Oasis）は、以下のいずれかの場合に終了するものとされています。

① Bospolder Limited 及び Oasis が書面により合意した場合

② 本応募契約（Oasis）締結日から起算して 9 ヶ月後の日（又は Bospolder Limited 及び Oasis が別途合意した日）までに本公開買付けが開始されない場合（公開買付けが開始されない原因がいずれかの当事者の責めに帰すべき事由による場合には、当該当事者は解除することができないとされております。）

③ 本応募契約（Farallon）

公開買付者親会社の親会社である Bospolder Limited は、2025 年 7 月 30 日付で、Farallon との間で、本応募契約（Farallon）を締結し、Farallon による義務履行の前提条件（注 1）が全て満たされ又は放棄されていることを条件として、Farallon が所有する対象者株式の全て（2025 年 7 月 30 日現在 5,195,700 株、所有割合 6.65%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

本応募契約（Farallon）において、本公開買付けに係る公開買付期間の末日までの間、第三者（対象者の買収取引のための手続に関して対象者若しくはその関連会社又はそれらのアドバイザー若しくは代理人が設定したバーチャル・データルームへのアクセスを行った者、又は当該者の関係者を除きます。）が、(i) 当該第三者による、対象者又は本特別委員会に対する対象者の非公開化を目的とする真摯な公開買付け（以下「対抗公開買付け（Farallon）」といいます。）を開始する旨の意向表明、(ii) 対抗公開買付け（Farallon）の公開買付者による、対抗公開買付け（Farallon）の開始に関する意向の公表、又は (iii) 対抗公開買付け（Farallon）の開始のいずれか最も早い時点の 168 時間前における本公開買付価格を 15%超上回る金額に相当する買付価格により、買付予定数の下限を対象者株式の過半数以上とし、対象者株式の全てを対象とし、対抗公開買付け（Farallon）を開始した場合又は完全資金調達ベース（注 2）で開始すること若しくは開始する意向を公表した場合において、Farallon が本応募契約（Farallon）その他の関連契約に基づく義務に違反しておらず、かつ、Farallon が Bospolder Limited に対して対抗公開買付け（Farallon）につき賛同する意向を有している旨の書面による通知を行い、当該通知日から 7 営業日を経過し、その間、Bospolder Limited に本公開買付価格を引き上げる機会が付与された上で、なお対抗公開買付け（Farallon）に係る買付価格が本公開買付価格（本公開買付価格が引き上げられた場合には引き上げ後の価格）を上回る場合には、対抗公開買付け（Farallon）が取り下げ若しくは終了せず存続している限り、Farallon は応募義務を免れるものとされています。

また、本応募契約（Farallon）において、Farallon は、本応募契約（Farallon）締結日後本公開買付けの決済開始日の前の日を基準日として開催される対象者の株主総会において、(i) 本公開買付け又は本取引の実行を妨害し、干渉し、遅延させ、延期させ、悪影響を与え、又は阻止するおそれのあるいかなる提案にも反対の議決権を行使し、本公開買付け又は本取引を支持するものとして Bospolder Limited が指定するいかなる提案にも賛成の議決権を行使

し、(ii) Bospolder Limited が別途指定する場合を除き、対象者の取締役会が推奨する提案に賛成の議決権を行使し、
(iii) Bospolder Limited が別途指定する場合を除き、対象者の株主が対象者に対して行った提案に反対の議決権を行使する義務を負っております。

本応募契約 (Farallon) において、Farallon は、本応募契約 (Farallon) に基づく Farallon の義務の履行又は遵守に係る重大な制限、制約、妨害、遅延、又は干渉となるおそれのあるいかなる行為 (Farallon が所有する対象者株式に係る譲渡等を行わず、当該譲渡等に関するいかなる勧誘、協議、交渉等を行わないことを含みます。) を行わない義務を負っております。Farallon は、かかる義務の対象事項に関して連絡又は接触を受けた場合には、Bospolder Limited に対して通知する義務を負っております。

また、上記のほか、本応募契約 (Farallon) においては、表明保証条項 (注 3) (注 4)、補償条項、契約の終了・解除事由 (注 5) (注 6)、一般条項が規定されております。

(注 1) Farallon による義務履行の前提条件は、本応募契約 (Farallon) において概要以下のとおり規定されております。

- ① 本公開買付けが開始されており、撤回されていないこと。
- ② 本公開買付けの公表時点において対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の決議を行っていること。
- ③ 本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しないこと。

(注 2) 「完全資金調達ベース」とは、対抗公開買付け (Farallon) に係る資金調達に関し、借入を除く部分について、現在の貸借対照表上の資産又は法第 27 条の 2 に従って公開買付けを開始するために十分かつ確実性のあるエクイティ・コミットメントにより調達可能であり、かつ、借入に係る部分につき、登録金融機関等から資金調達の確実性のあるベース (on a certain funds basis) でのコミットメントにより裏付けられていることを意味します。

(注 3) 本応募契約 (Farallon) において、Bospolder Limited は、①設立及び存続の有効性、②本応募契約 (Farallon) の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③腐敗防止法、マネーロンダリング防止法及び制裁等の遵守、並びに④反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っています。

(注 4) 本応募契約 (Farallon) において、Farallon は、①設立及び存続の有効性、②本応募契約 (Farallon) の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③対象者株式の所有、④対象者株式に係る議決権及び処分権限の保有等、⑤腐敗防止法、マネーロンダリング防止法及び制裁等の遵守、並びに⑥反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っています。

(注 5) 本応募契約 (Farallon) は、以下のいずれかの場合に解除することができるものとされています。

- ① Bospolder Limited 及び Farallon が書面により合意した場合
- ② 本応募契約 (Farallon) 締結日から起算して 9 ヶ月後の日 (又は Bospolder Limited 及び Farallon が別途合意した日) までに本公開買付けが開始されない場合 (公開買付けが開始されない原因がいずれかの当事者の責めに帰すべき事由による場合には、当該当事者は解除することができないとされております。)

(注 6) 本応募契約 (Farallon) は、以下のいずれかの場合に終了するものとされています。

- ① 本公開買付けが撤回された場合
- ② 本公開買付けの買付予定数の下限が、Farallon の事前の書面承諾 (但し、当該承諾は不合理に留保、条件付け、又は遅延されてはならないものとされています。) なく変更された場合
- ③ Farallon がその所有する対象者株式を本応募契約 (Farallon) の規定に従って対抗公開買付け (Farallon) に応募し、当該応募が取り下げられず、かつ、当該対抗公開買付け (Farallon) が対抗公開買付け (Farallon) の要件を充足したまま公開買付期間を終了し、かつ当該対抗公開買付け (Farallon) が成立した場合

④ 本応募・不応募契約

公開買付者は、2025 年 7 月 30 日付で、本応募・不応募株主らとの間で、本応募・不応募契約を締結し、(i) ウチヤマ・インターナショナルが所有する対象者株式の一部 (342,087 株、所有割合 0.44%)、サントが所有する対象者株式の一部 (606,400 株、所有割合 0.78%) 及び内山氏が所有する対象者株式の全て (330,851 株、所有割合 0.42%) を本公開買付けに応募する旨、(ii) ウチヤマ・インターナショナルが所有する対象者株式の一部 (4,701,882 株、所有割合 6.02%)、サントが所有する対象者株式の一部 (1,780,000 株、所有割合 2.28%) 及び内山雄氏氏が所有する対象者株式 (但し、従業員持株会を通じて保有する株式を除きます。) の全て (所有株式数 20,897 株、所有割合 0.03%) を本公開買付けに応募しない旨、並びに (iii) 内山氏の親族である内山邦子氏 (所有株式数 11,790 株、所有

割合 0.02%) 及び内山友里氏 (所有株式数 17,790 株、所有割合 0.02%) をして、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募させない旨の合意をしております。

また、本応募・不応募契約において、本応募・不応募株主らは、本応募・不応募契約締結日以降、本スクイーズアウト手続の完了までの間、いかなる第三者に対しても、又はいかなる第三者との間においても、直接又は間接に、公開買付けの実施その他の本公開買付けと実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本公開買付けの実行を困難にし若しくは本公開買付けの実行に重大な悪影響を与え、又はそれらのおそれのある取引 (以下本段落において「競合取引」といいます。) に関する提案、勧誘、情報提供、協議、合意等を一切行わず、本応募・不応募株主ら関係者 (いずれかの本応募・不応募株主ら (個人に限ります。)) の親族又はいずれかの本応募・不応募株主らと法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号及び令第 9 条に定める「株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者」をいいます。以下同じです。) をして行わせないことに合意しております。なお、本応募・不応募株主らは、本応募・不応募契約締結日以降、本スクイーズアウト手続の完了までの間、公開買付者以外の者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合には、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、その対応について公開買付者との間で誠実に協議する義務を負っております。

本応募・不応募契約において、公開買付者及び本応募・不応募株主らは、本公開買付けの決済後、対象者をして、対象者の株主を公開買付者及びウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主 (但し、本スクイーズアウト手続の効力発生の直前時点においてウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主の保有する対象者株式の数を上回る数の対象者株式を保有する株主 (公開買付者を除きます。)) が存在する場合には、公開買付者) のみとするために必要な手続を実施させることを合意しております。本臨時株主総会において、本応募・不応募株主らは、自ら及び本応募・不応募株主ら関係者をして、その保有する本不応募株式の全てにつき本スクイーズアウト手続に関する議案に対して賛成の議決権行使を行い又は行わせることに合意しております。

本公開買付けの決済後、本スクイーズアウト手続の効力発生日の前日までの間、本応募・不応募株主らは、自ら及び本応募・不応募株主ら関係者をして、適用除外買付け等の方法により、直接又は間接に、ウチヤマ・インターナショナルに対し、その時点で保有する対象者株式全て (但し、譲渡制限付株式については、貸株の対象としないことができます。) の貸株を行うことができるとされております (以下、かかる貸株を「本貸株取引 (ウチヤマ・インターナショナル)」といいます。))。但し、貸株の実施時点において、親族間の買付け等が適用除外買付け等に該当しない場合、本応募・不応募株主らは、本貸株取引 (ウチヤマ・インターナショナル) に代えて、自ら及び本応募・不応募株主ら関係者をして、適用除外買付け等の方法により、ウチヤマ・インターナショナル又はサントに対し貸株を行うことができるとされております (以下、かかる貸株を「本貸株取引 (ウチヤマ・インターナショナル・サント)」といい、本貸株取引 (ウチヤマ・インターナショナル) と本貸株取引 (ウチヤマ・インターナショナル・サント) を総称して、「本貸株取引」といいます。)) (注 1)。さらに、本応募・不応募株主は、本スクイーズアウト手続の効力発生後、本貸株取引を解消し、本貸株取引により貸し付けられた対象者株式を、本貸株取引において貸付けを実施した者に返還することを合意しております。

また、本応募・不応募契約において、公開買付者及び本応募・不応募株主らは、本貸株取引の解消後、合併又は株式交換の手法により、本応募・不応募株主らが保有する対象者株式の全てを公開買付者が保有することとなることと引き換えに、本応募・不応募株主らが公開買付者又はその親会社の株式の交付を受ける取引 (以下「組織再編取引」といいます。) を行うことを確認しております。

本応募・不応募契約においては、本スクイーズアウト手続の効力発生の直前時点においてウチヤマ・インターナショナル又は本応募・不応募株主の保有する対象者株式の数を上回る数の対象者株式を保有する株主 (公開買付者を除きます。)) が存在する場合において、対象者の株主を公開買付者のみとするために必要な手続を実施したときは、公開買付者は、金銭を原資として、本応募・不応募株主らが組織再編取引と同等の公開買付者又はその親会社に対する議決権を取得する取引 (なお、本公開買付けにおける買付条件の均一性の原則に反しない取引条件によります。) を行うことを希望する場合、当該取引を実施するものとされております。

また、上記のほか、本公開買付契約においては、表明保証条項 (注 2) (注 3)、本応募・不応募株主らの義務 (注 4)、補償条項、契約の解除事由 (注 5)、一般条項が規定されております。

(注 1) 内山雄介氏、内山邦子氏及び内山友里氏はいずれも内山氏の親族であるとのことです。また、内山氏はウチヤマ・インターナショナルの総株主の議決権の 20% 以上の議決権に係る株式を所有しており、内山雄介氏及び内山友里氏はそれぞれサントの総株主の議決権の 20% 以上の議決権に係る株式を所有するとのことです。

(注 2) 本応募・不応募契約において、本応募・不応募株主らは、①設立及び存続の有効性、②本応募・不応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本応募・不応募契約の有効性及び強制執行可能性、④本応募・不応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤本応募・不応募契約の締結及び履行に

関して必要となる許認可の取得等、⑥本応募・不応募株主ら及び本応募・不応募株主ら関係者の所有する対象者株式に対する権利、並びに⑦反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っています。

(注3) 本応募・不応募契約において、公開買付者は、①設立及び存続の有効性、②本応募・不応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本応募・不応募契約の有効性及び強制執行可能性、④本応募・不応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤本応募・不応募契約の締結及び履行に関して必要となる許認可の取得等、⑥反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑦本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の完了に必要な資金の確保の見込み等について表明及び保証を行っています。

(注4) 本応募・不応募契約において、本応募・不応募株主らは、大要、①本スクイーズアウト手続の効力発生日又は組織再編取引の完了日のいずれか遅い日（但し、いずれか早く到来した日から2ヶ月以内に別の日が到来しない場合には、いずれか早く到来した日から2ヶ月後の応当日）までの間、対象者株式を譲渡等しない義務（対象者の従業員持株会による株式の処分及び対象者による譲渡制限付株式の無償取得を除きます。）、②本スクイーズアウト手続の効力発生日までの間、対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権若しくは議案提案権、又は議決権その他の株主権を行使しない義務、③本スクイーズアウト手続の効力発生日までの間において、対象者の株主総会が開催され、議決権を行使できる場合に、公開買付者の指示に従って議決権を行使する義務、④本応募・不応募株主ら関係者をして①乃至③と同じ義務を遵守させる義務を負担しています。

(注5) 本応募・不応募契約は、以下のいずれかの場合に解除することができるものとされています。

- ① 相手方当事者の義務の重大な違反があることが判明した場合
- ② 相手方当事者について、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他これらに類する法的倒産手続の開始の申立てがなされた場合
- ③ 公開買付者が本公開買付けを開始しないことを決定した場合、法令に従い本公開買付けが撤回された場合又は本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合
- ④ 本応募契約の全部若しくは一部が締結されておらず、又は、本公開買付けの開始までの間に本応募契約の全部若しくは一部が解除その他の事由により終了した場合

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	フジテック株式会社	
② 所在地	滋賀県彦根市宮田町 591 番地 1	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 原田 政佳	
④ 事業内容	エレベータ、エスカレータの研究開発・製造・販売据付・保守	
⑤ 資本金	12,533 百万円	
⑥ 設立年月日	1948 年 2 月 9 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2025 年 9 月 30 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9.91%
	株式会社ウチヤマ・インターナショナル	6.46%
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) （常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行）	4.32%
	UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	4.19%
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	4.16%
	株式会社りそな銀行	3.95%
	MOJAVE INVESTORS LTD. （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3.53%
	BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	3.46%
	OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD. （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	3.17%
	GOLDMAN, SACHS & CO. REG	3.15%

	(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)
⑧ 公開買付者と対象者の関係	
資 本 関 係	公開買付者は、対象者株式 100 株（所有割合：0.00%）を所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注)「大株主及び持株比率（2025 年 9 月 30 日現在）」は、対象者半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権（以下（i）から（iii）の新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。また、本公開買付けにおける本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。）

（i）2013 年 11 月 8 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2013 年 11 月 26 日から 2043 年 11 月 25 日まで）

（ii）2014 年 8 月 7 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2014 年 8 月 26 日から 2044 年 8 月 25 日まで）

（iii）2015 年 8 月 7 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2015 年 8 月 26 日から 2045 年 8 月 25 日まで）

(3) 日程等

① 日程

決 定 日	2025 年 11 月 13 日（木曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	2025 年 11 月 14 日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	2025 年 11 月 14 日（金曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

2025 年 11 月 14 日（金曜日）から 2025 年 12 月 15 日（月曜日）まで（21 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2025 年 12 月 26 日（金曜日）まで（30 営業日）となります。

(4) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき、金 5,700 円

② 新株予約権

（i）第 1 回新株予約権 1 個につき、金 5,699,000 円

（ii）第 2 回新株予約権 1 個につき、金 5,699,000 円

（iii）第 3 回新株予約権 1 個につき、金 5,699,000 円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

（i）普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本公開買付価格に関する対象者との協議・交渉を

行い、2025年7月29日、本公開買付価格を5,700円と決定いたしました。

公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。

本公開買付価格である5,700円は、(a) 対象者株価が、Oasisによるキャンペーン開始の公表による影響を受けていないと考えられる2022年5月18日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,461円に対して131.61%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,710円に対して110.33%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,858円に対して99.44%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,703円に対して110.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格、(b) 対象者株価が、本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2024年10月29日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,839円に対して17.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,030円に対して13.32%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値4,738円に対して20.30%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値4,477円に対して27.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格、(c) 本公開買付けの実施予定を決定した2025年7月29日の前営業日である2025年7月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値6,169円に対して-7.60%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値6,000円に対して-5.00%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値5,892円に対して-3.26%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値5,843円に対して-2.45%のディスカウントの価格となります。

また、本公開買付価格である5,700円は、本日の前営業日である2025年11月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,685円に対して0.26%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、公開買付者は、対象者に対して株主名簿の閲覧謄写請求を行うことを目的として、2025年7月28日を取得日として、対象者の従業員から相対取引により対象者株式100株を取得しております。取得価格は本公開買付価格と同額の1株当たり5,700円です。

(ii) 新株予約権

本新株予約権については、対象者株式1株当たりの権利行使価格がいずれも1円であり本公開買付価格を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権買付価格を、いずれも、本公開買付価格と権利行使価格の差額である5,699円に、本新株予約権1個の目的となる株式数である1,000株を乗じた5,699,000円と決定いたしました。

本新株予約権は、いずれも新株予約権発行要項において譲渡による新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされ、かつ新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されているとのことです。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2025年7月29日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて包括的に承認する旨、並びに譲渡を希望する本新株予約権者との間では、本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議をしたとのことです。

② 算定の経緯

上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(6) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	71,544,633 (株)	45,518,941 (株)	— (株)
合計	71,544,633 (株)	45,518,941 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(45,518,941株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(45,518,941株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数を記載しております。当該最大数は、潜在株式勘案後株式総数(78,077,092株)から、公開買付者が所有する対象者株式の数(100

株）及び本不応募株式の数（6,532,359株）を控除した数（71,544,633株）です。

（注3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

（注4）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注5）公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

（7）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	78,439 個	（買付け等前における株券等所有割合 10.05%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	715,447 個	（買付け等後における株券等所有割合 91.63%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	65,323 個	（買付け等後における株券等所有割合 8.37%）
対象者の総株主等の議決権の数	780,265 個	

（注1）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注2）「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（71,544,633株）に係る議決権の数（715,446個）に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」（1個）を加えた議決権の数（715,447個）を記載しております。

（注3）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数（78,077,092株）に係る議決権の数（780,770個）を分母として計算しております。

（注4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（8）買付代金 407,804,408,100 円

（注）買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数（71,544,633株）に、本公開買付価格（5,700円）を乗じた金額を記載しております。

（9）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJ e スマート証券株式会社（復代理人）	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 決済の開始日

2025年12月22日（月曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、2026年1月14日（水曜日）となります。

③ 決済の方法

(SMB C日興証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、SMB C日興証券から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、三菱UFJ e スマート証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、三菱UFJ e スマート証券による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又は三菱UFJ e スマート証券から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又は三菱UFJ e スマート証券の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

(SMB C日興証券株式会社から応募される場合)

下記「(10) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、SMB C日興証券は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、SMB C日興証券の応募株主等口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。本新株予約権については、応募に際して提出された書類を応募株主等(外国の居住者である新株予約権者の場合にはその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、三菱UFJ e スマート証券株式会社から応募される場合)

下記「(10) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株式の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類を応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(45,518,941 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(45,518,941 株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去

に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

(SMB C 日興証券株式会社から応募される場合)

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付する等の方法によりお手続きください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

なお、日興イーजीトレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーजीトレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(その他の SMB C 日興証券株式会社国内各営業店)

(三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、三菱UFJ e スマート証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。三菱UFJ モルガン・スタンレー証券において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、応募の受付を行った三菱UFJ モルガン・スタンレー証券の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び解除書面を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。なお、オンライントレード契約がある場合は、インターネットからも応募申込取消が可能です。復代理人である三菱UFJ e スマート証券を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ（<https://kabu.com/>）の「株式公開買付（TOB）」（<https://kabu.com/item/tob/>）に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の 16 時 00 分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号

(その他三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(9) 決済の方法」の「④ 株券等

の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

対象者株式については、米国預託証券（以下「本米国預託証券」といいます。）が発行されておりますが、対象者によれば、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めておりません。本公開買付けへの応募を希望する本米国預託証券の所有者の皆様においては、事前に、本米国預託証券を発行する預託機関に本米国預託証券を引き渡し、かかる本米国預託証券に係る対象者株式の交付を受けた上で、ご応募ください。

(11) 公開買付開始公告日

2025 年 11 月 14 日（金曜日）

(12) 公開買付代理人

SMB C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号三菱UFJ

モルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号

なお、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

三菱UFJ e スマート証券株式会社（復代理人）

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「④ 本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

該当事項はありません。

以 上

【勧誘規制】

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する目的で作成されたものではありません。売付け等をされる際には、必ず本公開買付けへの応募方法に係る情報について、公開買付説明書をご覧くださいようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部について、これらが禁止されるいかなる法域においても、かかる行為を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含む。）第 13 条 (e) 又は第 14 条 (d) 及びこれらの下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国企業の財務諸表と必ずしも同等の内容ではありません。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 公開買付者及び対象者の財務アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関連会社は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。
- ・ 公開買付者及びその関連会社は、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b) の要件に従い、(i) 日本の金融商品取引法その他の適用法令で許容される範囲内で、かつ、(ii) 本プレスリリースに記載した範囲内で、本公開買付けの開始前に、対象者株式を購入し、又は購入に向けて何らかの行為を行うことができます。なお、当該買付けに関する情報が日本で開示された場合、当該情報の開示は米国においても同様に行われる予定です。
- ・ 会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含む。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者若しくは対象者又はそれらの関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

- ・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込みの勧誘又は買付けの申込みを構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。